

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等

(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム (G E P S) で行う対象案件です。

令和4年7月14日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特船契第 1155 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 77

(2) 購入等件名及び数量

測量船 2 隻定期修理

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 履行期限 令和5年3月29日

(5) 履行場所 請負造船所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、

未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（船舶整備）」の A 又は B 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参

加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達（GEP S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 山本 健 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/seifutyoutatu.html>.

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和4年8月12日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和4年9月1日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和4年9月2日 13時30分

海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不

適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KATUYAMA Kiyoshi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 77

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.: Regularly repair service of hydrographic survey vessel MEIYOU, TENYOU.

(4) Fulfillment limit: 29.March.2023.

(5) Fulfilment place: The shipyard which will contract for repair.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A or B level of interest in Service in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the

tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;
17:00, 1. September. 2022.

(8) Contact point for the notice: YAMAMOTO Ken,
2nd Contract Section, Contract and Accounts
Office, Budget Division, Administration
Department, Japan Coast Guard, 2-1-3,

Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976
Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号：特船契第 1155 号

契約件名：測量船 2 隻定期修理

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告((令和4年7月14日付))に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔

2 調達内容

(1) 契約件名

測量船2隻定期修理

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和5年3月29日(船体修理は令和5年3月3日まで)

(4) 履行場所

請負造船所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部船舶課 吉永

03-3591-6361

(内線4450)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等（船舶整備）」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2（5）に技術審査書類を提出し、同審査に合格した者であること。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式4）又は都度委任状（様式5）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。

直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

(5) 証明書等の提出期限 令和4年8月12日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))
- ・紙入札方式参加願(提出先下記5(2))

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))
- ・紙入札方式参加願(提出先下記5(2))

(6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和4年8月18日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 山本 健
TEL03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和4年7月14日 から 令和4年8月12日 まで

(4) 入札書の提出期限

令和4年9月1日 17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

- a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
- b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
- d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。
- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
- ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
- イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ウ 記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
- カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあつては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
- ケ 競争参加資格のあるものであつても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和4年9月2日 13時30分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事があ
る。
- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。

- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は、履行完了後の一括払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札書

一金

ただし 測量船2隻定期修理

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(特船 1155)

1. 発注件名 測量船2隻定期修理

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件名 測量船2隻定期修理

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 測量船2隻定期修理

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

企業名称

代表者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式 6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：測量船 2 隻定期修理」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和4年度
特船契第1155号

船舶修繕請負契約書

船舶修繕請負契約書

収入
印紙

- 修繕物件名 測量船2隻定期修理
ただし、別紙仕様書及び図面のとおり。
- 請負金額 金 円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 履行期限 令和4年10月1日から令和5年3月3日まで（検査記録等 最終提出期限 令和5年3月29日）
ただし、修理日程については、海上保安庁装備技術部船舶課船舶整備企画室担当官と協議のうえ決定することとし
連続する25日以内とする。また、検査記録等については修理完了後30日以内とする。
- 修繕場所及び引渡場所 修繕請負造船所（検査記録等の提出先は海上保安庁）
- 契約保証金 免除

上記修繕について、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 を発注者 とし、
請負者を として、次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、引渡期限までに、頭書の修繕物件を完成して、その結果を引渡場所
において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において施行するものとする。

2 受注者は、修繕工程表及び修繕費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合にはこれに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 修繕物件又は修繕現場に搬入した検査済み修繕材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(代理人等に関する措置要求)

第6条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等てこ

の契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、修繕の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

第8条 受注者の負担に属する修繕材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

- 2 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とに区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。
- 3 受注者は、材料検査に合格した材料等であって、修繕場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく当該場所から持ち出してはならない。
- 4 受注者は、船底その他完成後外部から容易に見ることのできない部分の修繕について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いの上施行するものとする。ただし、この場合において、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、受注者は監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。
- 5 受注者が前項の規定に違反して施行したときであって、発注者又は監督職員が指示するときは、受注者は、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

(官給品等)

第9条 発注者は、修繕用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となった

ときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。

- 3 受注者は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、修繕の完成又は契約の変更、若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに、発注者の指定する時期及び場所において、発注者に返還しなければならない。

第10条 受注者は、指定品として仕様書等の記載する修繕材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書等に不適合の場合）

第11条 受注者は、修繕の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延期を請求することはできないものとする。

（第三者の作業の実施）

第12条 発注者は、第20条による修繕物件の引渡し前に、第三者にこの修繕物件に対し他の作業を実施させることがあるものとする。この場合において、受注者は、監督職員の指示に従い、当該修繕の施行者と相互協調して修繕の進捗を図るものとする。

- 2 受注者は、前項の場合において、自己の修繕の施行上不便をきたすことがあっても、発注者に対し、異議の申出又は賠償を請求することができないものとする。

（廃材等の処置）

第13条 受注者は、修繕の施行により発注者の所有に属する撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。

- 2 受注者は、前項の廃材等を、発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

（行政庁に対する手続）

第14条 受注者は、修繕について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものと

する。

(物価変動等による請負金額の変更)

第15条 物価変動その他改定又は予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(修繕の変更等)

第16条 発注者は、その都合により修繕を変更し、又は一時その施行を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、修繕費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいとき又は所定の引渡期限を伸縮する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減し、若しくは引渡期限を伸縮するものとする。

(引渡期限の変更等)

第17条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了通知及び検査)

第18条 受注者は、修繕終了予定日の15日前までに、修繕終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修繕終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から15日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

- 6 受注者は、検査職員から修繕の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 7 受注者は、検査職員の指示に従い、修繕物件の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。
- 8 修繕物件が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第19条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことができるものとする。

- (1) 仕様書に指定されているとき。
 - (2) 前条第6項の資料による確認ができなかったとき、その他修繕の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - (3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。
- 2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(修繕物件の引渡し)

第20条 受注者は、修繕物件が前2条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引き渡すものとする。

第21条 発注者は、修繕の一部が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第22条 発注者は、第20条の規定により修繕物件の引渡し及び検査記録等の提出を受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から45日以内(以下「約定期間」という。)に海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期

間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

第23条 削除

(遅延利息)

第24条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときには、検査期間満了の日の翌日から検査終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第25条 受注者は、所定の期間までに修繕を完成してその物件の引渡しをすることができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完成引渡しの可能な期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第26条 前項第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の完成期限満了の日の翌日から修繕を完成して、その物件の引渡しをする日までの日数に応じ、遅滞1日につき、請負金額（第22条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を除いた金額）の年

- 3 パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。
- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他修繕の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

- 第28条 修繕物件の引渡し前に発注者の責めに帰することができない事由により修繕物件及び修繕材料（以下「修繕物件等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。第24条の規定により既済部分払をした場合の当該既済部分についても同様とする。
- 2 天災地変その他の不可抗力により修繕物件等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。
- 3 修繕物件等を保険等に付している場合において、修繕物件等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第29条 受注者は、修繕物件の引渡し後1年以内に、その物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修繕し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない

らない。また、その契約不適合によって生じた物件の滅失若しくはき損に対して、損害を賠償するものとする。

- 2 前項の規定により契約不適合を修繕する場合において、発注者の都合により受注者の工場で修繕をすることができないときは、発注者受注者協議して、受注者の費用をもって他の工場で修繕をすることができるものとする。この場合において、この負担する費用は、受注者の工場において、修繕をした場合に係る費用に相当する額を限度とする。
- 3 第1項の期間は、契約不適合が入きよ又は行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、修繕物件の引渡し後1年以上1年半以内において最初の入きよ又は検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第30条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申出があったとき。(第32条による場合を除く。)
 - (2) 受注者が引渡期限までに修繕を完成してその引渡しをしないとき又は引渡期限までに修繕を完成して、その引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
 - (3) 受注者が第4条及び第5条の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - (5) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (6) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
- 2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する

などしたと認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者は、第1項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第31条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修繕の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は確証のあるものを限度として、発注者受注者協議して定めるものとする。

第32条 受注者は、第16条の規定による修繕の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による修繕中止の期間が契約期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第33条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第23条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、修繕費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第18条、第19条、第22条及び第24条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、請負代金の支払及び遅延利息について準用する。

(相殺等)

第34条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、返納金、違約金等がある場合において、発注者が該当金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、返納金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、返納金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第35条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を

除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第36条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

(秘密の保全)

第37条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 前項の規程は、受注者の責任の下、その業務の一部を請け負わせようとする協力会社及び下請会社等まで及ぶものとする。

(特約条項)

第38条 本契約については、別紙特約条項を定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔
受注者	住 所	
	氏 名	

別紙

特約条項

発注者、受注者は本契約書総則第1条に定める仕様書等では対応できない、新たな修繕実施について、次の特約条項を定める。

第1条 発注者又は受注者は、本契約書総則第1条に定める仕様書等では対応できない、不具合を発見した場合、発注者が任命する監督職員（以下、「監督職員」と言う。）と受注者による事前調整を経た後、受注者から発注者が指定する書面（以下「指定書面」と言う。）に当該不具合の修繕に要する概算見積額を記載の上、監督職員あて報告し、その実施について協議するものとする。

第2条 発注者は前1条の報告・協議を受け、当該修繕の必要があると判断した場合は、報告・協議を受けた指定書面にて、発注者が指定する職員（以下「主任監督職員という。）から受注者あて実施を指示するものとし、受注者が当該指示を承諾する場合、発注者が実施を指示した指定書面を主任監督職員あて提出するものとする。なお、それぞれの指示、承諾は監督職員を介して行うものとする。

第3条 前2条に基づき行う手続きは、当初契約の変更契約として実施するものとし、その都度手続きを行うこととする。ただし次の各号によるものとする。

- 1 発注者は指示した仕様変更を全て整理した確定仕様書を発注者が任命する検査職員による検査実施前までに作成し、受注者へ提出しなければならない。
- 2 発注者・受注者は変更契約に伴う請負金額を、本契約の引渡期限後原則として20日以内に確定しなければならない。ただし、発注者受注者が協議して別の期日を定めた場合は、この限りでない。

第4条 修繕が引渡期限内に完了せず遅滞金が発生する場合の起算日は引渡期限の翌日をその起算日とする。

第5条 変更契約に伴う請負金額の確定は、受注者の見積額を参考に、発注者が算出した額に当初契約における予定価格と請負金額の比率を乗じた額を基に、発注者、受注者協議の上、確定するものとし、当該比率については入札又は見積合わせ実施後、発注者から受注者へ別途通知するものとする。

この際の通知桁数は、小数点以下3桁(0.●●● 四桁以下切り捨て)とする。

なお、本特約条項第3条第2号に定める期日までに協議が整わない場合は、発注者が提示する額をもって、請負金額の確定とする。

測量船 2 隻

定期修理 仕様書

海上保安庁装備技術部船舶課

令和 4 年 6 月

目次

- 1 測量船 2 隻 定期修理仕様書 その 1
(測量船明洋定期修理)
- 2 測量船 2 隻 定期修理仕様書 その 2
(測量船天洋定期修理)

測量船 2 隻

定期修理仕様書 その 1
(測量船明洋定期修理)

海上保安庁装備技術部船舶課

令和 4 年 6 月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。
また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶課に提出するものとする。

- 2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあっては、監督職員の指示により処理するものとする。

- 4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶課に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。
- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

- 7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

- 8 この修理期間中請負者は、修理のために必要な、ほう炊及び居住の代替施設を供給するものとする。
- 9 修理期間は、令和4年10月1日から令和5年3月3日までの間の連続する25日以内とし、落札者は契約後、海上保安庁装備技術部船舶課船舶整備企画室と協議し、修理期間を決定するものとする。

なお、修理のための基地出港日は修理開始前の3日以内、基地帰港日については引渡期限の3日以内とする。

10 支払いは、修理完工及び書類提出後とする。

11 別紙に掲げる検査記録等提出期限は、修理完了後 30 日以内に提出するものとする。

ただし、最終提出期限は令和 5 年 3 月 29 日とする。(提出先は本庁分、本船分共に本庁とする)

第二章 船体部

1 船体入出渠及び離接岸

(1) 主要目

総トン数	621 t
全長	60.00 m
幅	10.50 m
深さ	5.00 m

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、5日とする。

(3) 要領等

ア 入出渠は、次の事項等に十分配慮し安全確実に行う。

(ア) 入渠要領図及び前回入渠時の盤木位置図を参照する。

(イ) 入出渠に伴うトリム等の調整は、船体局部に過大な荷重が加わることはないよう慎重に行うものとし、入渠後の清海水の排水及びトリム等の調整用清海水の注水を行う。

なお、入渠前のタンクコンディション調整は乗員が行うものとする。

(ウ) 前回入渠時の盤木位置図、ログ、音測等の船底付機器類、シーチェストの配置等を潜水夫等により調査及び確認する。

イ 離接岸は、十分な曳船を使用し安全確実に行う。

ウ 盤木位置図を2部（本庁船舶課及び本船に各1部。以下同じ。）提出する。

(4) その他

表層探査装置送受器及び海底地殻変動観測装置送受器(外板カバーの固定ボルトを緩める。)ドーム内の清水を注排水する。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

(1) 各室床

ビニールシートでカバーする。(各出入口踏板部を含む。)

操舵室	20 m ²
通信室	10 m ²
観測室	50 m ²
観測準備室	25 m ²
公室	40 m ²
食器室	8 m ²
機関制御室	30 m ²

(2) 各通路床

ビニールシートでカバーする。(暴露部の通路を除き、各出入口踏板部を含む。)

航海船橋甲板廊室	1 m ²
船首楼甲板通路	12 m ²
上甲板通路	20 m ²
下甲板通路	20 m ²

(3) 各階段

ステップ部は合板及びビニールシートで、ケコミ板、手摺部等はビニールシートでカバーする。(暴露部の階段を除く。)

航海船橋甲板～船首楼甲板	1箇所	3 m ²
船首楼甲板～上甲板	1箇所	2 m ²
上甲板～下甲板	1箇所	2 m ²

(4) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

通信室椅子	2個
-------	----

観測室椅子	4 個
公室椅子	3 8 脚
機関制御室椅子	3 脚
通信室ソファ	1 脚
観測室ソファ	1 脚
公室テーブル	6 個

3 船底外板

船底外板（舵、シャフトブラケット、ビルジキール等の付加物並びにシーチェスト及びバウスラスタ蓋、トンネル内を含む。）について、次の清掃等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

(1) 清掃、清水洗い

塗分線下外板 8 2 0 m²

(2) 塗膜不良部手入れ

8 2 m²

ディスクサンダーによる。

(3) 塗装

プライマー	エポキシ樹脂系	タッチアップ 1 回	9 0 m ²
A/C	エポキシ樹脂系	タッチアップ 2 回	9 0 m ²
A/F	船底ドーム	加水分解型	総塗装 1 回 4 0 m ²
	その他	ビニル系（無機）	総塗装 1 回 7 8 0 m ²

(4) 表示

喫水マークの表示 2 回 一式

(5) その他

ア シーチェスト付格子は取外し、手入れ、塗装後復旧する。

イ 多層音波流速計送受波器音響窓は取り外しのうえ、ドーム内を清掃、塗装し、音響窓を復旧する。

ウ 船底ドーム周囲のシリコン材の目視点検を行う。

エ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は1年仕様とする。

オ 使用したA/C及びA/F塗料の製造所、製品名、使用量を明記した報告書を2部提出する。

(6) 防汚処置等

ア 清掃及び塗装中における音響測深機、電磁ログ、音波ログ、船底ドーム送受波部並びにプロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。

イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

4 船底保護陽極

次の船底保護陽極（保護亜鉛又は保護アルミ）について、目視確認し、結果を監督職員に速報する。

船尾管のガット、ガードプレート等の取外し、復旧は付帯とする。

舵板	3 0 0 × 1 5 0 × 3 0	8 個
	2 0 0 × 1 0 0 × 3 0	4 個
シャフトブラケット	3 0 0 × 1 5 0 × 3 0	4 個
	9 0 × 4 0 × 2 0	8 個
船尾管軸受	2 0 0 × 1 0 0 × 3 0	4 個
ビルジキール	3 0 0 × 1 5 0 × 3 0	1 6 個
バウスラスタ	2 0 0 × 1 0 0 × 3 0	4 個
	3 0 0 × 1 5 0 × 3 0	8 個
シーチェスト	2 0 0 × 1 0 0 × 3 0	3 個
船尾船底	3 0 0 × 1 5 0 × 3 0	2 個
整流板内	1 5 0 × 7 0 × 2 5	8 個
ナローマルチビームドーム	3 0 0 × 1 5 0 × 2 0	4 個

ナローマルチビームドーム内の目視確認については、点検口蓋を外し実施する。

同点検口蓋のネジ山がつぶれている2本の取付用ネジを交換する。

5 清水タンク

- (1) 次のタンクのマンホールを開放し、清水洗浄、ローズボックスの解放清掃、乗員による点検、マンホールパッキン（ネオプレン5 t）取替え、復旧する。
 タンク内の酸素検知、照明装置及び足場の架設、撤去は付帯とする。
 第1 清水タンク 33.18 m³ （マンホール2 個）
 第2 清水タンク 33.18 m³ （マンホール2 個）
- (2) 次のタンク（置タンク）のマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、マンホールパッキン（ネオプレン5 t）取替え、復旧する。
 清水圧力タンク〔置〕 0.50 m³ （マンホール1 個）
- (3) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。
- (4) 各清水タンクに清水を補給し、24時間経過後、水質検査を実施する。（合格証明書2部提出）

6 汚物管等

- (1) 次の汚物管を高压洗浄する。
 汚物管内の洗浄水は陸揚げ廃水処理する。
 小便管のSトラップ3個及び洋式便器3個の取外し復旧は付帯とする。
 第1 便所～第2 便所 100 A×2.5 m
 第2 便所内小便管 80 A×3.0 m
 大便管 100 A×3.0 m
 第2 便所～三方切替弁 125 A×1.8 m
 三方切替弁～船外 125 A×3.0 m
 三方切替弁～汚物処理装置 125 A×5.0 m
- (2) 三方切替弁（125 A）を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、フランジパッキン（ネオプレン3 t）取替え、復旧する。
- (3) 次の汚物管付波止弁を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、受検、フランジパッキン（ネオプレン3 t）取替え、復旧する。
 汚物処理装置船外排出用（弁符号S-5） 50 A×1 個
 第1, 第2 便所船外排出用（弁符号S-6） 125 A×1 個

7 効力試験等

有害水バラスト排出防止設備等にかかる第二種中間検査を受検する。

8 揚錨機、係船機

- (1) 揚錨機
 ブレーキを解放、清掃、点検、ブレーキライニング（6 t 80×970×4枚）を取替え、組立調整、復旧する。
- (2) 前部・後部ロープリール
 ブレーキを解放、清掃、点検、ブレーキライニング（6 t 80×1000×8枚）を取替え、組立調整、復旧する。

9 ミランダ式ポートダビット

- (1) 次の整備を行う。
 ア ブレーキ機構の解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。
 イ 別表1の部品を取替える。
 ウ ブレーキライニング（95×42×6 t×6枚）を取替える。
 エ 振出試験は乗員にて実施する。なお、試験立ち合いは専門業者により行う。
- (2) ランチングストロープ1組2本について製造者による点検整備を行う。
 【ランチングストロープ】
 ・F-1 1本
 ・A-1 1本
 【製造者】
 テクノアルファ(株) マリン・環境機器グループ
 東京都品川区西五反田2-27-4

TEL 03-3492-7679

【点検内容】

- ア 分解のうえ、フック、シャックル、スィベル、エンドリングをバフ磨きし、非破壊検査（X線検査）を行う。
- イ ワイヤロープ（SUS20φ 両端ロック加工）、の目視点検を行う。
- ウ 検査記録書を2部提出する。

10 甲板機械油圧装置

油圧ポンプユニット（川崎重工業 LZ-060×1-22kw-6P）の作動油350L（ISO VG 68相当）を交換し、エア抜き調整する。
抜き取った油は適法に処理する。

11 清水ポンプ

- (1) 1号、2号清水ポンプ（シンコー AHJ50-2M 2m³/h×40m）を解放し、清掃、点検、組立調整、復旧する。
- (2) 本船支給する別表2の部品を取替える。

12 糧食用冷凍装置

コンデンシグユニット ナミレイ RKS-3F×2台
以下の整備を実施する。

- (1) 凝縮器2台を解放し、清掃、点検、組立調整、復旧する。
以下の部品を交換する。（表記は2台分）
 - ア コンデンサー前蓋パッキン φ217 2枚
 - イ コンデンサー後蓋パッキン φ217 2枚
 - ウ 防食鉄片 30×20×10 4個
 - エ 防食鉄片 50×25×20 10個
 - オ 保護亜鉛用パッキン φ16 4個
 - カ 保護亜鉛用パッキン φ18 10個
 - キ 冷凍機油 スニソ4GSD 20ℓ入り 1缶
- (2) 各圧縮機オイルを交換し、ストレーナ類清掃、点検、復旧する。
- (3) 保護装置点検、試運転を行い良態確認する。

13 検査・計測記録等

本仕様に基づく船体部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本部及び本船に各1部提出する。

- 1 (3) 盤木位置図
- 3 (5) 塗料報告書
- 4 船底保護陽極計測記録表
- 5 (4) 水質検査合格証明書

14 船尾甲板左舷キャプスタン

船尾甲板左舷キャプスタン（川崎重工製 S×510BW-110）1台について、開放、清掃、点検のうえ、油圧モータ1個（本船支給）を取替える。

取り外した油圧モータは適法処分し、付属配管の取外し復旧は付帯とする。

15 バウスラスト蓋

- (1) 両舷バウスラスト蓋の開閉操作不能について原因調査を行う。
- (2) 調査結果を装備技術部船舶課に速報するほか、報告書2部（本庁1部、本船1部）作成し提出する。
なお、報告書には次の内容を含むこと。
 - ア 不具合原因及び修理方法
 - イ 部品交換を要する場合は、部品の品名、規格及び数量
 - ウ その他修理に参考になる事項

16 第二便所

- (1) 次の要領により左舷側和式便器1個を洋風便器に交換する。
 - ア 現装の和式便器及び架台、床板等を撤去する。
なお、撤去品については適法処分する。
 - イ 床面の手入れを行う。
 - ウ 汚物管入口側を加工の上、次の洋風便器を強固に取付ける。
 - (ア) 洋風便器 (LIXIL BC-110STU 又は同等品以上) 1 式
 - (イ) シャワートイレ (LIXIL CW-KB21 又は同等品以上) 1 式
 - エ 現装の排水用海水配管及び汚物管を接続する。
 - オ 現装の手洗い用清水配管を分岐させシャワートイレに接続する。
 - カ シャワートイレ用電源を周囲の電路から確保し、接続する。
 - キ 弁座の着座状態を確認のうえ、調整する。
- (2) 第二便所から第四予備室への漏水箇所の調査を行う。
 - ア 第二便所の左舷側付近の便器架台、床板等の撤去については上記(1)項目に含む。
 - イ 第四予備室の内張(約3㎡)、防熱材等の開放、撤去は付帯とする。
 - ウ 調査結果及び修繕方法について船舶課船舶整備企画室まで速報する。

別表1 ミランダ式ボートダビット 交換部品

項	品目	規格	数量		備考
			個		
1	点検口パッキン	-	個	1	
2	六角ボルト	M12×35	個	6	EB-7800
3	六角ボルト	M10×150	個	8	EB-7800
4	六角ボルト	M10×50	個	4	EB-7800
5	六角ボルト	M10×30	個	4	EB-7800
6	六角ボルト	M12×30	個	16	EB-7800
7	クラッチライニング	φ245×6t (穴あけ、ビス付) #1500HB	個	1	EB-7800
8	スラストベアリング	511306	個	1	EB-7800
9	スラストベアリング	51105	個	1	EB-7800
10	Oリング	RM114530	個	1	EB-7800
11	Vシール	VR60A	個	2	EB-7800
12	スリップフック	艇吊下げチェーン用ペリカンフック	個	1	EB-7800
13	油面計	EB-7800	個	1	EB-7800
14	カムクラッチ	AL-55	組	1	EB-7800

別表2 清水ポンプ 交換部品

※数量は1台分で表記

項	品 目	規 格	数 量		備 考
1	ボールベアリング	3 4	個	1	
2	ボールベアリング	3 5	個	1	
3	ベアリングナット	3 5 3	個	1	
4	ベアリングワッシャー	3 5 4	個	1	
5	マウスリング	3 8	個	2	
6	スリーブ	2 2A	個	1	
7	インペラーナット	2 7	個	1	
8	ワッシャー	3 0	個	1	
9	ワッシャー	3 0A	個	1	
10	パッキン	3 1	個	1	
11	フリンガー	4 8	個	1	
12	メカニカルシール	5 4	個	1	
13	パッキン	5 4 - 3	個	1	
14	カップリングボルト、ナット	3 1 8	組	4	
15	カップリングリング	3 1 9	個	4	

第三章 機関部

1 右舷主機関（計画保全M4）

製造所、型式 : ダイハツ 6DLM-24SL

連続最大出力×回転数 : 1,100PS×720min⁻¹

シリンダ数×径×行程 : 6×240mm×320mm

右舷主機関について、次の整備を行う。

別紙1の部品（本船支給）を取替える。

記録表は、2部（本庁1部、本船1部）提出する。

(1) シリンダカバ

- ア 開放、清掃、点検、手入れ、組立調整及び復旧すること。 6個
- イ パッキン類、Oリング及び回り止めを取替えること。
- ウ 吸気弁を摺合せること。（機械加工を含む。） 12個
- エ 始動弁を摺合せること。 6個
- オ 指圧器弁を摺合せること。 6個
- カ 安全弁を摺合わせること。 6個
- キ シリンダカバを摺合せること。 6個
- ク 燃料噴射弁の噴射圧力を調整すること。 6個
- ケ 水衣部を薬品洗浄すること。（排気弁箱を含む。） 6個(12個)
- コ 動弁腕装置開放、清掃、手入、復旧すること。 6個
- サ 試験計測を行うこと。

(2) 排気弁

- ア 取外し、清掃、点検、摺合せ（機械加工を含む。）、組立調整、復旧する。 12個
- イ 排気弁箱を摺合わせること。（機械加工を含む。）
- ウ 弁棒とブッシュの間隙を計測する。
- エ 排気弁及び排気弁箱の弁座の肉厚を計測する。
- オ 排気弁箱の開放清掃及び検査を行う。

(3) 燃料噴射弁

- ア 取外し、分解、清掃、点検及び復旧する。 6個
- イ スプリング及びノズルチップの点検を行う。
- ウ 噴射圧力試験及び噴霧テストを行う。

(4) ピストン及び連接棒

- ア ピストン 6個
 - (ア) 抜き出し、清掃、点検、組立調整及び復旧する。
 - (イ) ピストンリングを交換する。
 - (ウ) ピストンを抜き出し、外径を計測する。
 - (エ) ピストンクラウンとスカートとの締め付けボルトを点検する。
 - (オ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
- イ 連接棒 6個
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
- ウ クランクピン軸受 6個
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
- エ ピストンピン及び同軸受 6個
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
- オ 試験計測を行う。

(5) シリンダライナ

- ア ライナ抜き出し、清掃、内面点検復旧する。 6個
- イ シリンダライナ及び架構水衣部を防食塗装する。
- ウ 保護亜鉛を取替える。

(6) クランク軸及び主軸受（ピストン抜き時）

- ア 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
- (7) カムケース及びギヤケース(ピストン抜時)
 - ア カム、ローラ、ローラガイドの目視点検を行う。
 - イ カム軸駆動歯車の歯当りを点検する。
- (8) 燃料噴射ポンプ (ピストン抜時)
 - ア 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
- (9) 付属ポンプ
 - ア 潤滑油ポンプ
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
 - (ウ) 玉軸受、メカニカルシールを取替える。
 - (エ) 試験計測を行う。
 - イ 燃料油供給ポンプ
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
 - (ウ) 玉軸受、メカニカルシールを取替える。
 - (エ) 試験計測を行う。
 - ウ 弁腕注油ポンプ
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
 - (ウ) 玉軸受、メカニカルシールを取替える。
 - (エ) 試験計測を行う。
 - エ 冷却清水ポンプ (渦巻 40m³/h×25m)
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
 - (ウ) 玉軸受、メカニカルシールを取替える。
 - (エ) 試験計測を行う。
- (10) 調速機 (UG-10L ウッドワード) 1 個
 - ア 取外し及び取り付け。
 - イ 作動油の点検、開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する (メーカー整備)。
 - ウ オーバーホールキットの取替を含む。
- (11) 主始動弁他 1 個
 - ア 開放、清掃、手入れ、組立調整する (ターニング装置インターロック弁含む。)
- (12) 熱交換器
 - ア 空気冷却器 (64.95 m²) 1 個
 - (ア) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - (イ) 海水流路を清掃する。
 - (ウ) 内外部を薬品洗浄する。
 - (エ) 保護亜鉛を取替える。
 - (オ) 試験計測を行う。
 - イ 潤滑油冷却器 (9.7 m²) 1 個
 - (ア) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - (イ) 海水流路を清掃する。
 - (ウ) 外部を薬品洗浄する。
 - (エ) 保護亜鉛を取替える。
 - (オ) 試験計測を行う。
 - ウ 清水冷却器 (9.7 m²) 1 個
 - (ア) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - (イ) 海水流路を清掃する。
 - (ウ) 外部を薬品洗浄する。
 - (エ) 保護亜鉛を取替える。
 - (オ) 別表の試験計測を行う。

- エ 清水加熱器
 - (ア) 開放、清掃、保護亜鉛取替え及び復旧する。
- (13) クランク室及び架構
 - ア 点検、清掃する。
 - イ ドアパッキンを取替える。
- (14) 諸管
 - ア 吸排気集合管、冷却水管、燃料油管、潤滑油管を開放、清掃、手入れ行う。
 - イ 防熱覆いを取外し、復旧する。
 - ウ 伸縮継手を点検する。(カラーチェック)
 - エ 管内部を清掃し、各取付面手入れ(摺り合わせを含む)を行い、復旧する。
 - オ 内壁の腐食点検を行う。
- (15) 保護装置
 - ア 保護装置点検、確認
- (16) 排気管固定金具
 - ア 本船支給する排気管固定金具 (E242150210Z) 6個を新替える。

2 左舷主機関 (計画保全M2)

製造所、型式 : ダイハツ 6DLM-24SL
 連続最大出力×回転数 : 1,100PS×720min⁻¹
 シリンダ数×径×行程 : 6×240mm×320mm

左舷主機関について、次の整備を行う。別紙2の部品(本船支給)を取替える。
 記録表は、2部(本庁1部、本船1部)提出する。

- (1) 排気弁 1 2 個
 - ア 取外し、清掃、点検、摺合せ(機械加工を含む。)、組立調整、復旧する。
 - イ 排気弁箱を摺合わせる事。(機械加工を含む。)
 - ウ 弁棒とブッシュの間隙を計測する。
 - エ 排気弁及び排気弁箱の弁座の肉厚を計測する。
 - オ 排気弁箱の開放清掃及び検査を行う。
 - カ 計測
 - (ア) 排気弁及びガイド間隙
 - (イ) 排気弁シート部厚み及びシート部内径
- (2) 過給機
 - ア 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - ウ 水衣部を薬品洗浄する。
 - エ 玉軸受を取替える。
 - オ 保護亜鉛を取替える。
 - カ 別添試験計測を行う。
- (3) その他
 - ア 重量物等の陸揚げ、保管及び積込みを行う。
 - イ 主機関室天蓋を取外し、同パッキン(ネオプレーン 4.5t、85W×7,280 M20×52 ボルトピッチ 129.6) 1枚作製、取替え及び復旧する。
 - ウ 復旧後、乗員が行う係留運転及び海上運転に立会い、始動試験、前後進試験、非常停止装置の作動試験、警報の作動試験、操縦場所の切替え試験等の効力試験に立会う。

3 右舷減速装置 (分割定検)

製造所、型式 : 新潟コンバータ(株) MGRPY1642H
 減速比(推進器側) : 1:1.96(クラッチ付)
 増速比(発電機側) : 1:2:36(オメガクラッチ付)

右舷減速歯車装置について、次のとおり開放、整備し、本船支給する別表3記載部品を取替え、受検、組立、復旧する。

(1) ギヤケース上半

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ 入力軸（クラッチを含む）
- ウ 出力軸（推進側、スラスト軸を含む）
- エ 出力軸（発電機側、クラッチを含む）
- オ オメガコントロールバルブ
- カ ブレーキ兼ベースロード軸
- キ クラッチ油圧調整弁（推進用）
- ク クラッチ油圧調整弁（ブレーキ兼ベースロード用）
- ケ 自動温度調整弁
- コ 潤滑油圧力調整弁
- サ 潤滑油分配弁（推進クラッチ用）
- シ 潤滑油分配弁（オメガクラッチ用）
- ス 潤滑油分配弁（ブレーキ兼ベースロード用）

(2) 各軸受及びスラスト軸受

開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

(3) 潤滑油ポンプ

次のポンプの開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

- a 推進クラッチ油圧ポンプ（機付、歯車、 $5\text{m}^3/\text{h} \times 2.5\text{MPa}$ ）
- b オメガクラッチ油圧ポンプ（機付、歯車、 $5\text{m}^3/\text{h} \times 1.4\text{MPa}$ ）
- c 潤滑油ポンプ（機付、歯車、 $8\text{m}^3/\text{h} \times 0.4\text{MPa}$ ）
- d 減速装置用予備潤滑油ポンプ（独立、歯車、 $3.6\text{m}^3/\text{h} \times 2.5\text{MPa}$ ）

(4) 潤滑油冷却器（ 8 m^2 ）

1 個

- ア 開放、清掃、手入、受検、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類、Oリング等を取替える。
- ウ 海水流路を清掃する。
- エ 保護亜鉛を取替える。

(5) 試験及び計測

次の試験、計測を実施する。

ア 圧力試験

(ア) 潤滑油冷却器 $0.4/1\text{MPa}$ （海水側／潤滑油側） 1 個

イ 染色探傷

(ア) 入力軸 1 個

(イ) 出力軸（推進側） 1 個

(ウ) 出力軸（発電機側） 1 個

(エ) 各歯車 1 式

ウ 計測

各軸受間隙（スラスト軸受を含む）

歯車頂背隙

シンタープレート、スチールプレートそり

摩擦プレートそり

高弾性ゴム継手変形量

エ その他

重量物の陸揚げ、保管及び積込み

組立て、調整、復旧後、乗員が行う係留運転及び海上運転に立会う。

4 1号発電機用原動機（分割定検）

製造所、型式：ヤンマーディーゼル 6 CHL-HTN

出力×回転数： $91.9\text{kW}(125\text{PS}) \times 1800\text{min}^{-1}$

次のとおり開放、整備し、別紙4（本船支給）記載部品を取替え、受検、組立、復旧する。別添記載の試験計測を行い、記録表2部（本庁1部、本船1部）を提出する。

(1) シリンダカバ

6 個

- 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。 6個
 排気弁を摺合せる。(機械加工を含む。) 6個
 吸気弁を摺合せる。(機械加工を含む。) 6個
 燃料噴射弁の噴射圧力を調整する。 6個
 保護亜鉛を取替える。
 水衣部を薬品洗浄する。 6個
 動弁腕装置開放、清掃、手入、復旧する。 6個
- (2) ピストン及び連接棒
- ア ピストン
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
- イ 連接棒
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- ウ クランクピン軸受
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- エ ピストンピン及び同軸受
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
- (3) シリンダライナ
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 シリンダライナ及び架構水衣部を防食塗装する。
 保護亜鉛を取替える。
- (4) クランク軸及び主軸受 (ピストン抜き時)
 主軸受及び基準軸受について開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- (5) 燃料噴射ポンプ
 燃料噴射ポンプ (フィードポンプ含む) 及びガバナー (一体型) 1台
 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 燃料噴射時期及び燃料噴射量の調整を行う。
- (7) 付属ポンプ
- ア 潤滑油ポンプ (機付, 歯車, 3.3m³/h×1MPa) 1台
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 オイルシールを取替える。
 付属諸弁 (調圧弁及び安全弁) を摺合せる。
- イ 冷却清水ポンプ (機付, 渦巻 6m³/h×7m) 1台
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 玉軸受を取替える。
 メカニカルシールを取替える。
- ウ 冷却海水ポンプ (機付, モノフレックス 4.6m³/h×10m) 1台
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 玉軸受を取替える。
 メカニカルシールを取替える。
- (8) 過給機
 型式: ギャレットターボ T40B 1台
 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 水衣部を薬品洗浄する。
 玉軸受を取替える。

(9) 調速機

取外し及び取付ける。
開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
周波数の上・下限リミットを調整確認する。

(10) 熱交換器

ア 空気冷却器 (3.3 m²)

開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
海水流路を清掃する。
外部を薬品洗浄する。
保護亜鉛を取替える。

イ 潤滑油冷却器 (0.7 m²)

開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
海水流路を清掃する。
外部を薬品洗浄する。
保護亜鉛を取替える。

ウ 清水冷却器 (0.8 m²)

開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
海水流路を清掃する。
外部を薬品洗浄する。
保護亜鉛を取替える。

(11) クランク室及び架構

点検、清掃する。
ドアパッキンを取替える。

(12) 諸管

ア 吸気マニホールド、吸気連絡管、清水管、海水管について点検、清掃、各接続部の手入れ（摺合わせを含む）を行い、復旧する。
イ 排気マニホールドについて、点検、清掃、排気側内壁の腐食点検を行う。
ウ 防熱覆いを取外し、復旧する。

(13) その他

ア 重量物を陸揚げ、保管及び積込みを行う。
特記なき重量物の陸揚げを行う。
イ 試運転立会い
乗員が行う試運転に立会う。（使用負荷は船内負荷とする。）
その他、調速機試験及び安全装置作動試験に立会う。
取外し、陸揚げ、パッキン（ドアパッキンを除く）を取替え復旧する。

(14) 防音ボックス脱着

取外し、陸揚げ、パッキン（ドアパッキンを除く）を取替え復旧する。

5 独立ポンプ（分割定検）

次の各ポンプについて整備、受検、本船支給する別紙5記載部品を取替え、組立調整及び復旧を行う。

- | | |
|---|----|
| (1) 1号主機冷却海水ポンプ（渦巻き 120m ³ /h×20m） | 1台 |
| 製造所、型式：シンコー SVA125 | |
| ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。 | |
| イ 別表5記載の部品を取替える。 | |
| (2) 右舷主機予備潤滑油ポンプ（独立、横型電動歯車 18m ³ /h×60m） | 1台 |
| 製造所、型式：大晃機械工業 NHGH-20M | |
| ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。 | |
| イ 別表5記載の部品を取替える。 | |
| (3) 主機予備燃料油供給ポンプ（独立、横型電動歯車 0.5m ³ /h×4.5m） | 1台 |

- 製造所、型式 : 大晃機械工業 TOP-206HAVB
 ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 イ 別表5記載の部品を取替える

6 軸系 (両舷)

- 製造所、型式 : ナカシマプロペラ 4翼 CPP、XS-53
 プロペラ直径 : 1850mm 材質 : ALBC3
 プロペラ軸 : $\phi 180\text{mm} \times 11.41\text{m}$
 給油軸 : $\phi 178\text{mm} \times 13.05\text{m}$
 中間軸 : $\phi 135 \times 22.08\text{m}$

両舷プロペラ及びプロペラ軸について、次の整備を実施する。

- (1) プロペラ (4翼) を清掃のうえ、バフ仕上げする。
- (2) プロペラ軸を清掃する。
- (3) プロペラ軸と張出軸受及び船尾管軸受間隙計測を行い、記録表2部 (本庁1部、本船1部) を提出する。
- (4) 清掃用足場の設置及び撤去を行う。

7 補助ボイラ

- 製造所、型式 : 株式会社タクマ クレイトン RHOA-30
 制限気圧 : 0.9MPa

次のとおり、開放、整備、取替え、復旧する。

- (1) 本船支給する加熱管入口弁 (バルブ 3/4B、部品番号 TVL-105C) 1個を新替える。
- (2) 給水軟化器のシングルコントロール弁の開放、整備、組立及び復旧する。

8 配管等

次の配管を取外し、現装に倣い作成し取替える。フランジパッキンを取替える。

- (1) 補助ボイラ用クリーンビルジ配管 (配管用炭素鋼鋼管 SGP-B)
 32A×1,400L 曲り1 フランジ1 1本
- (2) 別紙7の潤滑油冷却器クリーンビルジドレン配管 (配管用炭素鋼鋼管 SGP-B)
 32A×700L 曲り1、5K-25A×2,500L 曲り1 フランジ 1本
- (3) ビルジ溜タンク内のビルジ吸引配管 (圧力配管用炭素鋼鋼管 STPG-38B、SCH80)
 25A×2,000L 曲り4 片端フランジ1 1本
- (4) 補助ボイラ給水入口配管 (配管用炭素鋼鋼管 SGP-B)
 40A×800L 曲り1 フランジ2 1本
- (5) 空調 (暖房) 用プレート式熱交換器蒸気入口配管
 25A-600L 曲り1 片端フランジ1 両端ねじ込み、新設フランジ2 1本
- (6) 塗料庫内排水用配管 (配管用炭素鋼鋼管 SGP-B)
 50A-700L フランジ2 1本
- (7) 左舷海水吸入箱空気抜き管
 40A-1500L フランジ (16K-40A) 1 フランジ (5K-40A) 1 1本
 40A-1500L フランジ (5K-40A) 2 曲り1 1本
- (8) 両舷 CPP 変節油冷却器出入り口弁 (玉形弁 5K-40A) 4個を取外し、ゲート弁に新替える。
- (9) 1号潤滑油溜タンク加熱蒸気出口弁 (16K-15A、材質 BC6) 1個を新替える。

9 海水圧カタンク

圧カスイッチ取付け架台部1箇所及び同タンク腐食部2箇所を溶接補修する。

10 記録

本仕様に基づく機関部の計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本庁及び本船に各1部提出する。

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
1	シリンダヘッドパッキンT=1.5	ダイハツ	E245650250A	個	6	シリンダヘッド
2	ノズルホルダガイドパッキン	ダイハツ	E185610280Z	個	6	シリンダヘッド
3	Oリング(シリコン)S39	ダイハツ	E205600280Z	個	6	シリンダヘッド
4	Oリング G40	ダイハツ	E205650300Z	個	6	シリンダヘッド
5	Oリング 26X5.5	ダイハツ	E240250210A	個	24	シリンダヘッド
6	ヘッドカバーパッキン	ダイハツ	E246350120A	個	6	シリンダヘッド
7	ゴムシール 2000	ダイハツ	B900000003Z	個	6	シリンダヘッド
8	丸パッキン (0)27	ダイハツ	Z565002700ZZ	個	60	シリンダヘッド
9	弁箱パッキン	ダイハツ	E245800340Z	個	12	排気弁
10	排気弁座Oリング	ダイハツ	E325800180C	個	72	排気弁
11	Oリング 13.8X3.5	ダイハツ	E245850310A	個	24	排気弁
12	Oリング G40	ダイハツ	E205650300Z	個	12	排気弁
13	Oリング S53	ダイハツ	E245850330Z	個	12	排気弁
14	Oリング (2) 4DG-85	ダイハツ	Z560208531DZ	個	12	排気弁
15	バルブステムシール 16	ダイハツ	E225600190A	個	12	排気弁
16	Oリング P14	ダイハツ	Z560101424ZZ	個	6	排気弁
17	バルブステムシール 16	ダイハツ	E225600190A	個	12	吸気弁
18	Oリング (0)35.5X2.0	ダイハツ	Z560003620ZZ	個	6	起動弁
19	丸パッキン (0)23	ダイハツ	Z565002300ZZ	個	20	指圧器安全弁
20	丸パッキン (0)17	ダイハツ	Z565001700ZZ	個	10	指圧器安全弁
21	丸パッキン 32.5X41	ダイハツ	E246950170Z	個	6	F0ノズル
22	Oリング P36	ダイハツ	E206200580Z	個	6	F0ノズル
23	Oリング P18	ダイハツ	E206200550Z	個	6	F0ノズル
24	ピン・ノズルダウエル	ダイハツ	C266203050Z	個	24	F0ノズル
25	ガスケット	ダイハツ	E206203120Z	個	12	F0ノズル
26	Oリング (1)4DP-31	ダイハツ	Z560103135DZ	個	6	F0ノズル
27	Oリング (1)15.6X2.3	ダイハツ	Z560001623DZ	個	6	F0ノズル
28	Oリング (1)4DP-26	ダイハツ	Z560102635DZ	個	6	F0ノズル
29	Oリング (1)4DP-48	ダイハツ	Z560104835DZ	個	6	F0ノズル
30	Oリング (1)4DP-50	ダイハツ	Z560105035DZ	個	6	F0ノズル
31	丸パッキン (0)19X2T	ダイハツ	Z565001920ZZ	個	10	F0ノズル
32	ガスケット 10-2	ダイハツ	Z567001002CC	個	12	F0ノズル
33	ガスケット	ダイハツ	E246950330Z	個	12	F0ノズル

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
34	ノズル DL145TE368-A	ダイハツ	E246950650Z	個	6	F0ノズル
35	パッキン (1)34X70	ダイハツ	Z541103470AZ	個	6	冷却水出口コック
36	Oリング (2)32.5X3.0	ダイハツ	Z560003330ZZ	個	6	冷却水出口コック
37	Oリング P14	ダイハツ	Z560101424ZZ	個	6	動弁装置
38	Oリング 32.5X3.0	ダイハツ	Z560003330ZZ	個	24	動弁装置
39	ピストンリング-RN(クロム)	ダイハツ	E245100200B	個	6	ピストン
40	ピストンリング	ダイハツ	E245100210A	個	6	ピストン
41	ピストンリング (3)	ダイハツ	E245150330Z	個	6	ピストン
42	オイルリング	ダイハツ	E245100230A	個	6	ピストン
43	オイルリング(コイル)-クロム	ダイハツ	E245100250B	個	6	ピストン
44	歯付き座金 M10	ダイハツ	Z315010000ZZ	個	24	接続棒
45	ボルト止め座金	ダイハツ	E265200110B	個	12	接続棒
46	ライナパッキン	ダイハツ	E245050120Z	個	6	シリンダライナ
47	Oリング 279.3X5.7	ダイハツ	Z560728057ZZ	個	18	シリンダライナ
48	歯付き座金 M12	ダイハツ	Z315012000ZZ	個	24	L0ノズル台
49	Oリング G55	ダイハツ	Z560205531ZZ	個	12	吸排気タペット
50	Oリング 26.0X5.5	ダイハツ	E240250210A	個	24	架構
51	丸パッキン (0)21	ダイハツ	Z565002100ZZ	個	10	架構
52	補機ギヤケースパッキン	ダイハツ	E243150090Z	個	1	架構
53	盲蓋パッキン	ダイハツ	G263100170Z	個	1	架構
54	冷却水ポンプ蓋パッキン	ダイハツ	E223100130Z	個	1	架構
55	ギヤケースあてがねパッキン	ダイハツ	E220250080Z	個	1	架構
56	ギヤケースパッキン	ダイハツ	E243050120A	個	1	架構
57	Oリング	ダイハツ	E226450220Z	個	6	燃料噴射ポンプ
58	Oリング	ダイハツ	E226450240Z	個	18	燃料噴射ポンプ
59	パッキン	ダイハツ	Z567002201CC	個	12	燃料噴射ポンプ
60	パッキン	ダイハツ	Z567000801CC	個	6	燃料噴射ポンプ
61	パッキン	ダイハツ	E246450400Z	個	12	燃料噴射ポンプ
62	Oリング G65	ダイハツ	Z560206531ZZ	個	6	燃料噴射ポンプタペット
63	ポンプパッキン	ダイハツ	G003100450A	個	1	潤滑油ポンプ
64	歯付き座金 M10	ダイハツ	Z315010000ZZ	個	6	潤滑油ポンプ
65	オイルシール SB40608	ダイハツ	Z461406008SB	個	1	潤滑油ポンプ
66	ニードルベアリング 40X55X30	ダイハツ	H616503040Z	個	5	潤滑油ポンプ

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
67	インナーレース 35X40X30	ダイハツ	G003100550Z	個	2	潤滑油ポンプ
68	丸パッキン 10	ダイハツ	Z665010000ZZ	個	1	潤滑油ポンプ
69	丸パッキン 34	ダイハツ	Z665034000ZZ	個	1	潤滑油ポンプ
70	水切りリング	ダイハツ	G038120230Z (左舷) G038120220Z (右舷)	個	1	冷却水ポンプ
71	特殊爪付座金 19X38	ダイハツ	G038170390Z	個	1	冷却水ポンプ
72	メカニカルシール (1)EA10306	ダイハツ	AE01102010C	個	1	冷却水ポンプ
73	シールホルダパッキン	ダイハツ	G038470370Z	個	1	冷却水ポンプ
74	ポンプ体パッキン	ダイハツ	G038470380Z	個	2	冷却水ポンプ
75	ベアリング押さえパッキン(P)	ダイハツ	G038500550Z	個	1	冷却水ポンプ
76	ベアリング押さえパッキン(ギヤ)	ダイハツ	G038170470Z	個	1	冷却水ポンプ
77	平座金 (0)20	ダイハツ	Z300020000ZZ	個	1	冷却水ポンプ
78	舌付座金 (2)10	ダイハツ	Z318210000ZZ	個	8	冷却水ポンプ
79	割ピン (0)4X40	ダイハツ	Z320004040ZZ	個	1	冷却水ポンプ
80	平行ピン (6)3X8-BS	ダイハツ	Z335603008JZ	個	1	冷却水ポンプ
81	ベアリング (1)6207	ダイハツ	Z451162070ZZ	個	2	冷却水ポンプ
82	オイルシール (3)TC355511	ダイハツ	Z461355511TC	個	1	冷却水ポンプ
83	オイルシール (2)TB50729	ダイハツ	Z461507209TB	個	1	冷却水ポンプ
84	丸パッキン 17	ダイハツ	Z565001700ZZ	個	10	冷却水ポンプ
85	丸パッキン 21	ダイハツ	Z565002100ZZ	個	10	冷却水ポンプ
86	丸パッキン 27	ダイハツ	Z565002700ZZ	個	10	冷却水ポンプ
87	歯付き座金 M12	ダイハツ	Z315012000ZZ	個	6	冷却水ポンプ
88	ポンプ体パッキン	ダイハツ	G270700100Z	個	1	燃料送油ポンプ
89	オイル切りリング (2)	ダイハツ	G033170220Z	個	1	燃料送油ポンプ
90	ベアリング (1)6203	ダイハツ	Z451162030ZZ	個	1	燃料送油ポンプ
91	オイルシール TB17308	ダイハツ	Z461173008TB	個	1	燃料送油ポンプ
92	オイルシール TB17328	ダイハツ	Z461173208TB	個	1	燃料送油ポンプ
93	チェックバルブ体パッキン	ダイハツ	G033170190A	個	1	燃料送油ポンプ

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
94	Oリング P7	ダイハツ	Z560100719ZZ	個	1	燃料送油ポンプ
95	丸パッキン 13	ダイハツ	Z565001300EE	個	10	燃料送油ポンプ
96	丸パッキン 17	ダイハツ	Z565001700EE	個	10	燃料送油ポンプ
97	オイルシール TC82207	ダイハツ	Z461082207TC	個	2	弁腕給油ポンプ
98	Oリング 31X2.0	ダイハツ	Z560003120ZZ	個	1	弁腕給油ポンプ
99	丸パッキン 17	ダイハツ	Z565001700ZZ	個	10	弁腕給油ポンプ
100	ポンプ体パッキン	ダイハツ	C002270020A	個	1	弁腕給油ポンプ
101	フレキ取付蓋パッキン	ダイハツ	C014670020Z	個	1	弁腕給油ポンプ駆動装置
102	ベアリング (1)6203	ダイハツ	Z451162030ZZ	個	2	弁腕給油ポンプ駆動装置
103	爪付座金 17X32	ダイハツ	E224200130Z	個	1	弁腕給油ポンプ駆動装置
104	速度スイッチ体パッキン	ダイハツ	C263400070A	個	1	弁腕給油ポンプ駆動装置
105	丸パッキン (0)10	ダイハツ	Z565001000ZZ	個	10	始動弁・操作弁
106	ミニYパッキン MYN-24	ダイハツ	C040070240Z	個	1	始動弁・操作弁
107	丸パッキン (0)17	ダイハツ	Z565001700ZZ	個	10	始動弁・操作弁
108	弁パッキン	ダイハツ	C040070290B	個	1	始動弁・操作弁
109	割ピン (0)2X20	ダイハツ	Z320002020ZZ	個	2	始動弁・操作弁
110	丸パッキン (0)34	ダイハツ	Z565003400ZZ	個	10	始動弁・操作弁
111	舌付座金 (2)M30	ダイハツ	C040070380Z	個	1	始動弁・操作弁
112	ガスケット 18	ダイハツ	Z567001800EE	個	10	始動弁・操作弁
113	弁	ダイハツ	C040270430A	個	2	始動弁・操作弁
114	安全弁爆裂盤	ダイハツ	A327770010Z (NN00160003A)	個	1	始動弁・操作弁
115	Oリング (0)15.6X2.3	ダイハツ	Z560001623ZZ	個	2	始動弁・操作弁
116	丸パッキン (0)14	ダイハツ	Z665014000ZZ	個	1	始動弁・操作弁
117	丸パッキン (0)25	ダイハツ	Z565002500ZZ	個	10	始動弁・操作弁
118	カム軸受パッキン	ダイハツ	E221300150Z	個	1	起動回転弁
119	丸パッキン (0)86	ダイハツ	Z565008600ZZ	個	1	起動回転弁
120	ガバナ取付パッキン	ダイハツ	G272800230Z	個	1	ガバナ取付

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
121	保護垂鉛 100X50X20T	ダイハツ	C048420330A	個	3	空気冷却器
122	パッキン (4)	ダイハツ	C048471010A	個	3	空気冷却器
123	保護垂鉛 40X40X40T	ダイハツ	C048420340A	個	2	空気冷却器
124	パッキン (2)	ダイハツ	C048471160C	個	1	空気冷却器
125	パッキン (3)	ダイハツ	C048471170C	個	1	空気冷却器
126	パッキン (5)	ダイハツ	C048471030A	個	1	空気冷却器
127	パッキン (6)	ダイハツ	C048471060Z	個	3	空気冷却器
128	パッキン (7)	ダイハツ	C048471070Z	個	2	空気冷却器
129	吸気管入口パッキン	ダイハツ	E222000060Z	個	2	空気冷却器
130	インタークーラパッキン	ダイハツ	E262600320Z	個	2	空気冷却器
131	グラウンドパッキン3/8X1000	ダイハツ	B900000008A	個	2	空気冷却器
132	管板 (1)パッキン	ダイハツ	C036970370A	個	2	L0クーラ
133	出口蓋パッキン	ダイハツ	C036970380A	個	1	L0クーラ
134	側蓋パッキン	ダイハツ	C036970430A	個	2	L0クーラ
135	ゴムパッキン	ダイハツ	C036970460Z	個	1	L0クーラ
136	保護垂鉛 50X70XM10	ダイハツ	C045070010A	個	2	L0クーラ
137	丸パッキン 12X50	ダイハツ	C045070020Z	個	2	L0クーラ
138	管板 (1)パッキン	ダイハツ	C036970370A	個	2	清水クーラ
139	出口蓋パッキン	ダイハツ	C036970380A	個	1	清水クーラ
140	側蓋パッキン	ダイハツ	C036970430A	個	2	清水クーラ
141	ゴムパッキン	ダイハツ	C036970460Z	個	1	清水クーラ
142	保護垂鉛 50X70XM10	ダイハツ	C045070010A	個	2	清水クーラ
143	丸パッキン 12X50	ダイハツ	C045070020Z	個	2	清水クーラ
144	架構側蓋 (1)パッキン	ダイハツ	E240350090B	個	6	架構
145	架構側蓋 (2)パッキン	ダイハツ	E240350100B	個	6	架構
146	吸気管パッキン (2)	ダイハツ	E242050080A	個	6	吸気管
147	吸気管パッキン (1)	ダイハツ	E242050090B	個	6	吸気管

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
148	歯付座金 (0)M12	ダイハツ	Z315012000ZZ	個	48	排気管、過給機・インタークーラ取付部
149	タービン入口パッキン	ダイハツ	E222100060A	個	15	排気管、過給機・インタークーラ取付部
150	排気管パッキン	ダイハツ	E242150180B	個	6	排気管、過給機・インタークーラ取付部
151	平座金 (0)12	ダイハツ	Z300012000ZZ	個	4	排気管、過給機・インタークーラ取付部
152	丸パッキン (0)27	ダイハツ	Z565002700ZZ	個	20	排気管、過給機・インタークーラ取付部
153	排気出口パッキン VTR201	ダイハツ	E262310040Z	個	1	排気管、過給機・インタークーラ取付部
154	給気蓋パッキン	ダイハツ	E242350230Z	個	1	排気管、過給機・インタークーラ取付部
155	空気出口管パッキン	ダイハツ	G262600530Z	個	1	排気管、過給機・インタークーラ取付部
156	バネ座金 (0)M12	ダイハツ	Z310012000ZZ	個	16	排気管、過給機・インタークーラ取付部
157	バネ座金 (0)M16	ダイハツ	Z310016000ZZ	個	24	排気管、過給機・インタークーラ取付部
158	JISパッキン (3)320	ダイハツ	Z501332000HZ	個	1	排気管、過給機・インタークーラ取付部
159	丸パッキン (0)21	ダイハツ	Z565002100ZZ	個	10	排気管、過給機・インタークーラ取付部
160	丸パッキン (0)27	ダイハツ	Z565002700ZZ	個	10	排気管、過給機・インタークーラ取付部
161	丸パッキン (0)10	ダイハツ	Z565001000ZZ	個	10	
162	丸パッキン (0)13	ダイハツ	Z565001300ZZ	個	10	
163	丸パッキン (0)17	ダイハツ	Z565001700ZZ	個	20	
164	丸パッキン (0)19	ダイハツ	Z565001900ZZ	個	20	
165	丸パッキン (0)21	ダイハツ	Z565002100ZZ	個	20	
166	丸パッキン (0)25	ダイハツ	Z565002500ZZ	個	10	
167	丸パッキン (0)27	ダイハツ	Z565002700ZZ	個	10	
168	バルブローテーター	ダイハツ	E225800120E	個	6	吸・排気弁
169	シムバネ80A	ダイハツ	S104300722Z	個	2	RTV温調弁
170	ホコアエン(2)28XM8	ダイハツ	C015170020Z	個	4	RTV温調弁
171	バルブパッキン (2)9X28	ダイハツ	C015170110Z	個	4	RTV温調弁
172	スリットリング	ダイハツ	S104300890Z	個	2	RTV温調弁
173	ワッパ 3X55	ダイハツ	Z320003055JZ	個	4	RTV温調弁
174	リング (1) 1AP-105	ダイハツ	Z560110557ZZ	個	2	RTV温調弁

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
175	リング (1) 1AP-130	ダイハツ	Z560113057ZZ	個	2	RTV温調弁
176	リング (2) 1AG-145	ダイハツ	Z560214531ZZ	個	2	RTV温調弁
177	リング (1) 1AP-18	ダイハツ	Z560101824ZZ	個	2	RTV温調弁
178	リング (1) 1AP-28	ダイハツ	Z560102835ZZ	個	2	RTV温調弁
179	リング (1) 1AP-30	ダイハツ	Z560103035ZZ	個	2	RTV温調弁
180	リング (1) 1AP-36	ダイハツ	Z560103635ZZ	個	2	RTV温調弁
181	リング (2) 1AG-45	ダイハツ	Z560204531ZZ	個	2	RTV温調弁
182	バルブツキン(0) 13	ダイハツ	Z565001300ZZ	個	10	RTV温調弁
183	バルブツキン(0) 34	ダイハツ	Z565003400ZZ	個	10	RTV温調弁
	以下余白					

左舷主機関（計画保全M2）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
1	弁箱パッキン	ダイハツ	E245800340Z	個	12	排気弁
2	排気弁座Oリング	ダイハツ	E325800180C	個	72	排気弁
3	Oリング 13.8X3.5	ダイハツ	E245850310A	個	24	排気弁
4	Oリング G40	ダイハツ	E205650300Z	個	12	排気弁
5	Oリング S53	ダイハツ	E245850330Z	個	12	排気弁
6	Oリング (2) 4DG-85	ダイハツ	Z560208531DZ	個	12	排気弁
7	バルブステムシール 16	ダイハツ	E225600190A	個	12	排気弁
8	Oリング P14	ダイハツ	Z560101424ZZ	個	6	排気弁
9	丸パッキン 32.5X41	ダイハツ	E246950170Z	個	6	燃料噴射弁
10	Oリング P36	ダイハツ	E206200580Z	個	6	燃料噴射弁
11	Oリング P18	ダイハツ	E206200550Z	個	6	燃料噴射弁
12	ピン・ノズルダウエル	ダイハツ	G266203050Z	個	24	燃料噴射弁
13	ガスケット	ダイハツ	E206203120Z	個	12	燃料噴射弁
14	Oリング (1) 4DP-31	ダイハツ	Z560103135DZ	個	6	燃料噴射弁
15	Oリング (1) 15.6X2.3	ダイハツ	Z560001623DZ	個	6	燃料噴射弁
16	Oリング (1) 4DP-26	ダイハツ	Z560102635DZ	個	6	燃料噴射弁
17	Oリング (1) 4DP-48	ダイハツ	Z560104835DZ	個	6	燃料噴射弁
18	Oリング (1) 4DP-50	ダイハツ	Z560105035DZ	個	6	燃料噴射弁
19	丸パッキン (0) 19X2T	ダイハツ	Z565001920ZZ	個	10	燃料噴射弁
20	ガスケット 10-2	ダイハツ	Z567001002CC	個	12	燃料噴射弁
21	ガスケット	ダイハツ	E246950330Z	個	12	燃料噴射弁
22	ノズル DL145TE368-A	ダイハツ	E246950650Z	個	6	燃料噴射弁
23	ベアリング (T) (VTR200)	ダイハツ	BN46890000Z (7VTABB00484)	個	1	過給機
24	ベアリング (B) (VTR201)	ダイハツ	BN46039000Z (7VTABB00471)	個	1	過給機
25	ラビリンスブッシュ 506 (200)	ダイハツ	BN20540500Z (7VTABB00260)	個	1	過給機
26	ラビリンスブッシュ 725 (200)	ダイハツ	BN20910900Z (7VTABB00268)	個	1	過給機
27	油きり	ダイハツ	BN20994200Z (7VTABB00278)	個	2	過給機
28	軸受蓋用パッキン	ダイハツ	BN20460800Z (7VTABB00255)	個	2	過給機
29	吸気管入口パッキン	ダイハツ	E222000060Z	個	1	過給機
30	排気出口パッキン VTR201	ダイハツ	E262310040Z	個	1	過給機
31	空気出口管パッキン	ダイハツ	G262600530Z	個	1	過給機
32	JISパッキン(3) 320	ダイハツ	Z501332000HZ	個	1	過給機
	以下余白					

減速機（分割検査）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
1	ワビピン	ダイハツ	N026350045	個	8	
2	Oリング	ダイハツ	N048120041	個	1	
3	スプリング	ダイハツ	N050020054	個	6	
4	スプリング	ダイハツ	N050020055	個	3	
5	ドゥパツキン	ダイハツ	N370131910	個	4	
6	ドゥパツキン	ダイハツ	N370263615	個	5	
7	シールリング	ダイハツ	N412206024	個	5	
8	ベアリング	ダイハツ	N52232200H	個	1	
9	BRG	ダイハツ	N572224000	個	1	
10	ガスクット	ダイハツ	22A001066	個	1	
11	CLボルト	ダイハツ	22A002252K	個	12	
12	メタル	ダイハツ	22A006263	個	1	
13	メタル	ダイハツ	22A006264A	個	1	
14	Vリング	ダイハツ	22A008629	個	1	
15	シム	ダイハツ	22A008961	個	1	
16	シム	ダイハツ	22A008961A	個	1	
17	シム	ダイハツ	22A008961B	個	1	
18	ガスクット	ダイハツ	22A008997	個	1	
19	シールレス	ダイハツ	221021886	個	1	
20	ガスクット	ダイハツ	221037781	個	1	
21	シッタープレート	ダイハツ	223028078E	個	12	
22	スチールプレート	ダイハツ	223028079	個	10	
23	Oリング	ダイハツ	N048030029	個	1	
24	スプリング	ダイハツ	N050019077	個	6	
25	ドゥパツキン	ダイハツ	N370263615	個	1	
26	ガスクット	ダイハツ	N402035000	個	1	
27	ベアリング	ダイハツ	N52322800G	個	1	
28	BRG	ダイハツ	N570328000	個	1	
29	シム	ダイハツ	22A001102	個	2	
30	シム	ダイハツ	22A001102A	個	2	
31	シム	ダイハツ	22A001102B	個	4	
32	シム	ダイハツ	22A001102C	個	2	
33	シム	ダイハツ	22A001102D	個	2	

減速機 (分割検査)

番号	品目	規格		単位	数量	備考
34	BRG	ダイハツ	22A005560A	個	1	
35	ディスク	ダイハツ	22A001096E	個	1	
36	ガ スケット	ダイハツ	22A008924	個	1	
37	Oリング	ダイハツ	N048010019	個	5	
38	スプ リング	ダイハツ	N050015033	個	8	
39	ボ ルト	ダイハツ	N085712125	個	8	
40	シールリング	ダイハツ	N412210224	個	10	
41	ベ アリング	ダイハツ	N52131600G	個	1	
42	ベ アリング	ダイハツ	N52221900H	個	1	
43	ガ スケット	ダイハツ	22A005918A	個	1	
44	スプ リング	ダイハツ	22A008186C	個	2	
45	ガ スケット	ダイハツ	22A008905	個	1	
46	マサツブ レート	ダイハツ	22C006652D	個	9	
47	カクリング	ダイハツ	221015358G	個	1	
48	スラストBRG	ダイハツ	221018752	個	2	
49	キト ウリン	ダイハツ	221018753A	個	2	
50	キト ウリン	ダイハツ	221018753B	個	2	
51	Oリング	ダイハツ	221034875F	個	1	
52	Oリング	ダイハツ	221034875G	個	2	
53	ガ スケット	ダイハツ	221036261D	個	2	
54	カクリング	ダイハツ	221108735M	個	1	
55	シールレス	ダイハツ	223020741B	個	1	
56	スチールブ レート	ダイハツ	225018620	個	8	
57	スプ リング	ダイハツ	N050011076	個	6	
58	スナツブ リング	ダイハツ	N059006000	個	1	
59	スナツブ リング	ダイハツ	N059006500	個	1	
60	ボ ルト	ダイハツ	N087708090	個	6	
61	ガ スケット	ダイハツ	N401114000	個	1	
62	ガ スケット	ダイハツ	N401123000	個	1	
63	BRG	ダイハツ	N52221300G	個	1	
64	ガ スケット	ダイハツ	22A009030	個	1	
65	マサツブ レート	ダイハツ	22B014462F	個	9	
66	マサツブ レート	ダイハツ	22B014462G	個	2	

減速機（分割検査）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
67	カクリング	ダイハツ	221015358A	個	1	
68	BRG	ダイハツ	221029843A	個	1	
69	カクリング	ダイハツ	221108735F	個	1	
70	スチールプレート	ダイハツ	223029011	個	10	
71	リング	ダイハツ	N048006038	個	2	
72	リング	ダイハツ	N048006043	個	1	
73	リング	ダイハツ	N048010042	個	4	
74	ガasket	ダイハツ	N074206231	個	1	
75	ガasket	ダイハツ	N074207541	個	3	
76	ユメンケイ	ダイハツ	N171050050	個	1	
77	ドカバーツキン	ダイハツ	N370131910	個	8	
78	ドカバーツキン	ダイハツ	N370172415	個	2	
79	ガasket	ダイハツ	N418120910	個	1	
80	ガasket	ダイハツ	N418221610	個	3	
81	ガasket	ダイハツ	N418281610	個	1	
82	ガasket	ダイハツ	N418282010	個	1	
83	ガasket	ダイハツ	22A006311	個	1	
84	ガasket	ダイハツ	22A009122	個	1	
85	ガasket	ダイハツ	221021511G	個	1	
86	ガasket	ダイハツ	221027358	個	1	
87	リング	ダイハツ	N048006038	個	2	
88	リング	ダイハツ	N048006043	個	3	
89	リング	ダイハツ	N048010033	個	2	
90	リング	ダイハツ	N048010042	個	1	
91	ガasket	ダイハツ	N074207541	個	6	
92	ドカバーツキン	ダイハツ	N370263615	個	4	
93	ガasket	ダイハツ	221021511F	個	1	

減速機（分割検査）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
94	ｶﾞｽｸｯﾄ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	221109927	個	1	
95	ｶﾞｽｸｯﾄ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	221109927A	個	3	
96	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048006034	個	3	
97	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048010023	個	3	
98	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N050016079	個	1	
99	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N050016145	個	1	
100	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N050022282	個	1	
101	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N050112103	個	1	
102	ｽﾅｯﾌﾟﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N059003500	個	3	
103	ワｯｼﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N338006000	個	3	
104	ﾄﾞﾗｲﾊﾞｯｷﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N370364715	個	2	
105	ﾌﾞﾗｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N391006005	個	4	
106	BRG	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N50620700A	個	3	
107	BRG	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N506207000	個	3	
108	ｶﾞｽｸｯﾄ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	22A000952	個	2	
109	ｶﾞｽｸｯﾄ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	221015652	個	7	
110	ﾌﾞｯｼﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	221039827	個	12	
111	ｶﾞｽｸｯﾄ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	221039828	個	6	
112	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048002035	個	4	
113	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048002055	個	2	
114	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048004014	個	2	
115	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048004030	個	4	
116	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048004041	個	1	
117	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048004064	個	1	
118	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048006035	個	5	
119	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048006043	個	1	
120	ｵﾘﾝｸﾞ	ﾀﾞｲﾊｯｼﾞ	N048010023	個	1	

減速機（分割検査）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
121	リング	ダイハツ	N048010042	個	1	
122	フィルタメント	ダイハツ	N144300000	個	1	
123	エレメント	ダイハツ	22A008121	個	1	
124	リング	ダイハツ	22A013477A	個	2	
125	リング	ダイハツ	22A013477A	個	2	
126	ガ スケット	ダイハツ	221037514	個	2	
127	ガ スケット	ダイハツ	221037515	個	2	
128	ガ スケット	ダイハツ	221037516	個	2	
129	ガ スケット	ダイハツ	221037517	個	4	
130	ガ スケット	ダイハツ	221037518	個	2	
131	ガ スケット	ダイハツ	221037519	個	1	
132	ガ スケット	ダイハツ	221041522C	個	2	
133	スプ リング	ダイハツ	N050012008	個	1	
134	スプ リング	ダイハツ	N050022282	個	1	
135	スプ リング	ダイハツ	N050112103	個	1	
136	ド ムパ ツキン	ダイハツ	N370223115	個	1	
137	ド ムパ ツキン	ダイハツ	N370233215	個	2	
138	ガ スケット	ダイハツ	221041647	個	1	
139	ガ スケット	ダイハツ	223308927A	個	1	
140	リング	ダイハツ	N048004027	個	1	
141	スプ リング	ダイハツ	N050016051	個	1	
142	ド ムパ ツキン	ダイハツ	N370081410	個	2	
143	ガ スケット	ダイハツ	221021526C	個	1	
144	ガ スケット	ダイハツ	221021984	個	1	
145	ガ スケット	ダイハツ	221034227	個	1	
146	ガ スケット	ダイハツ	221034229	個	1	
147	ガ スケット	ダイハツ	221036828	個	1	

減速機（分割検査）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
148	リング	ダイハツ	N048002030	個	15	
149	ガ スケット	ダイハツ	221027384	個	1	
150	ソレノイド V	ダイハツ	88A025368	個	2	
151	デ ン ジ ベ ン	ダイハツ	88A025496	個	1	
152	ス プ リ ン グ	ダイハツ	N050022217	個	1	
153	ス プ リ ン グ	ダイハツ	N050112081	個	1	
154	ガ スケット	ダイハツ	N074207036	個	1	
155	ド ム パ ッ キ ン	ダイハツ	N370121810	個	6	
156	ド ム パ ッ キ ン	ダイハツ	N370131910	個	2	
157	ガ スケット	ダイハツ	22A002311A	個	1	
158	ガ スケット	ダイハツ	221034548	個	3	
159	ス プ リ ン グ	ダイハツ	N050025023	個	1	
160	ド ム パ ッ キ ン	ダイハツ	N370425420	個	1	
161	ガ スケット	ダイハツ	221109912	個	1	
162	ガ スケット	ダイハツ	221109930	個	1	
163	リング	ダイハツ	N048020018	個	2	
164	ド ム パ ッ キ ン	ダイハツ	N370212915	個	4	
165	ガ スケット	ダイハツ	22A000268	個	2	
166	ア エ ン	ダイハツ	22A000485	個	4	
167	ガ スケット	ダイハツ	22A000486	個	4	
168	ガ スケット	ダイハツ	221021511G	個	3	
169	ガ スケット	ダイハツ	221032383A	個	1	
170	リング	ダイハツ	N048006038	個	1	
171	リング	ダイハツ	N048006043	個	1	
172	ス プ リ ン グ	ダイハツ	N050018081	個	1	
173	ス プ リ ン グ	ダイハツ	N050018089	個	1	
174	ガ スケット	ダイハツ	22A000128	個	1	

減速機（分割検査）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
175	ガ スケット	ダイハツ	22A003199	個	1	
176	ガ スケット	ダイハツ	22A003201	個	2	
177	ガ スケット	ダイハツ	221024627B	個	1	
178	ド ヴァ ッキン	ダイハツ	N370081410	個	7	
179	ド ヴァ ッキン	ダイハツ	N370263615	個	5	
180	ボ ウシゴ ム	ダイハツ	22A005093	個	24	
181	ガ スケット	ダイハツ	221011994A	個	5	
182	アツリヨクSW	ダイハツ	88A000260H	個	1	
183	アツリヨクSW	ダイハツ	88A017723D	個	1	
184	アツリヨクSW	ダイハツ	88A017723G	個	1	
185	アツリヨクSW	ダイハツ	88A017723I	個	1	
186	アツリヨクSW	ダイハツ	88A021131B	個	1	
187	ガ スケット	ダイハツ	221011689B	個	1	
188	ガ スケット	ダイハツ	221030124	個	1	
189	リング	ダイハツ	N048004041	個	2	
190	スプ リング	ダイハツ	N050016079	個	1	
191	スプ リング	ダイハツ	N050016145	個	1	
192	ド ヴァ ッキン	ダイハツ	N370364715	個	1	
193	プ ラグ	ダイハツ	N391006005	個	2	
194	ガ スケット	ダイハツ	221015652	個	1	
195	リング	ダイハツ	N048006038	個	1	
196	リング	ダイハツ	N048006039	個	1	
197	リング	ダイハツ	N048010033	個	1	
198	ド ヴァ ッキン	ダイハツ	N370131910	個	10	
199	ド ヴァ ッキン	ダイハツ	N370172415	個	2	
200	ド ヴァ ッキン	ダイハツ	N370233215	個	2	
201	ガ スケット	ダイハツ	221021513G	個	2	

減速機（分割検査）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
202	ガスケット	ダイハツ	221109927	個	6	
203	ガスケット	ダイハツ	221109928	個	1	
	以下余白					

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	ガスケット（ヘッド T=1.5	127616-01333	個	2	
2	ガスケット（ソクフタ	127675-01410	個	2	
3	パッキン（フタ A	127675-01790	個	2	
4	パッキン（フタ B	127675-01800	個	1	
5	Oリング（B	127610-01851	個	1	
6	Oリング（1AP24.0	24311-000240	個	10	
7	Oリング（1AP32.0	24311-000320	個	10	
8	Oリング（1AG105.0	24321-001050	個	20	
9	パッキン（ギヤケース	127610-01511	個	1	
10	パッキン（ギヤケースフタ	127610-01530	個	1	
11	シール（オイル SD55×78×12R	123672-01900	個	1	
12	パッキン（ベアリングケース	127675-01890	個	1	
13	オイルシール（TC173008	24423-173008	個	1	
14	パッキン（ネンリヨウポンプ	123482-51030	個	1	
15	パツキン（マル 8×1.0	23414-080000	個	10	
16	パッキン（フライホイールハウジング	127675-01681	個	1	
17	シール（SD105×135×14L	123672-01782	個	1	
18	Oリング（1AG145.0	24321-001450	個	10	
19	パッキン（タービンデグチ B	148960-39510	個	2	
20	ガスケット（オイルパン	127675-01730	個	1	
21	パツキン（マル 16×1.0	23414-160000	個	10	
22	パイプ（ブリーザ	122780-03260	個	1	
23	パツキン（コパン 31×1.0	23425-310100	個	1	
24	パツキン（マル 6×1.0	23414-060000	個	10	
25	Oリング（1AP9.0	24311-000090	個	10	
26	パツキン（マル 8×1.0	23414-080000	個	10	
27	パッキン（カイトンケイトリツケ	127620-09360	個	1	
28	コッター（ステム 10 2ヶ=1SET	27310-100001	個	15	
29	シール（バルブステム	127610-11280	個	12	
30	パッキン（マル 45	126650-11760	個	4	
31	ダンネットザイ（ノズル	127610-11851	個	6	
32	パッキン（ノズル	127610-11860	個	6	
33	シール（FOフンシャベン	127610-11960	個	6	

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
34	ノズルCMP（ネンリョウフンシャ	127653-53000	個	6	
35	ピン（ノズルイチギメ	103200-53210	個	12	
36	ガスケット（オサエ	144626-53200	個	6	
37	Oリング（4DP26.0	24316-000260	個	10	
38	ガスケット（ボンネット	127610-11340	個	2	
39	Oリング（1AP12.0	24311-000120	個	10	
40	パッキン（キュウキカン	127420-12161	個	6	
41	パツキン（マル 21×1.0	23414-210000	個	10	
42	ガスケット（ヘッドデグチ	127610-13201	個	6	
43	リング（ピストン	127652-18830	個	1	
44	Oリング	X4916822100	個	1	
45	ベアリング（スラスト	127652-18870	個	1	
46	リング（スラスト	127652-18880	個	1	
47	ベアリング	127652-18900	個	2	
48	Oリング	127652-18910	個	1	
49	ボルト（タービン	127652-18970	個	4	
50	リング（タービンガワ	126443-18820	個	1	
51	フィルタ（プレ TD08	X4917453162	個	1	
52	リング（シール	113200-22120	個	2	
53	ガスケット（タービン	X4916619201	個	1	
54	ガスケット（タービン	123688-18201	個	1	
55	ボウシヨクアエン（ネジ20×37	27210-200370	個	1	
56	パッキン（ボウシヨクアエン	123210-09310	個	1	
57	パツキン（マル 25×1.0	23414-250000	個	10	
58	パッキン	127620-18181	個	2	
59	パッキン（タンク A	127620-18170	個	1	
60	パッキン（タンク B	127620-18210	個	1	
61	ホース（ゴム D59×50×L60	127620-18130	個	2	
62	リングSET（ピストン	127610-22501	個	6	
63	ボルト（コネクティングロッド	127620-23700	個	12	
64	ボウシヨクアエン（ネジ20×37	27210-200370	個	2	
65	パッキン（ボウシヨクアエン	123210-09310	個	2	
66	パツキン（マル 25×1.0	23414-250000	個	10	

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
67	Oリング（1AP90.0	24311-000900	個	10	
68	Oリング（1AG35.0	24321-000350	個	10	
69	エレメント（ジュンカツユコシキ	123672-35151	個	2	
70	ガスケット（フィルタ	127675-35120	個	10	
71	Oリング（1AG30.0	24321-000300	個	10	
72	Oリング（1AG35.0	24321-000350	個	10	
73	Oリング（1AG55.0	24321-000550	個	10	
74	パッキン（パイプ タービンIN	123688-39721	個	1	
75	パッキン（パイプタービンOUT	128624-39790	個	1	
76	パッキン	123688-39830	個	1	
77	Oリング（1AP20.0	24311-000200	個	10	
78	シール（メカニカル	123472-42061	個	1	
79	オイルシール（TC203508	24423-203508	個	1	
80	インペラ（カイスイポンプ	127610-42270	個	1	
81	トメワC（アナ 47	22252-000470	個	10	
82	ベアリング（ボール 6204	24101-062044	個	2	
83	Oリング（1AG40.0	24321-000400	個	10	
84	Oリング（1AG60.0	24321-000600	個	10	
85	Oリング（1AG70.0	24321-000700	個	1	
86	ガスケット（ポンプカムトリツケ	127620-42170	個	1	
87	パッキン（レイキャクスイポンプ	127610-42190	個	1	
88	ベアリング（ボール 6303	24101-063034	個	1	
89	Vベルト（ローエツジ A40	25132-004000	個	2	
90	シール（メカニカル	124250-42350	個	1	
91	パッキン（ポンプフタ A	127675-43110	個	1	
92	パッキン（ポンプフタ B	127675-43120	個	1	
93	ベアリング（ボール 6203U	24102-062034	個	1	

1号補助発電機原動機(計画保全M4)

番号	品目	規格	単位	数量	備考
94	ベアリング(ボール 6204U	24102-062044	個	1	
95	リング(ミズキリ	127610-43310	個	1	
96	ボウショクアエン(ネジ20×37	27210-200370	個	4	
97	パッキン(ボウショクアエン	123210-09310	個	4	
98	パツキン(マル 25×1.0	23414-250000	個	10	
99	ガスケット(セイスイクーラ	127675-44120	個	1	
100	ガスケット(セイスイクーラ	127675-44130	個	1	
101	パッキン(ファイラ	120445-44611	個	1	
102	Oリング(1AP115.0	24311-001150	個	10	
103	シキリイタ(CWクーラ	127620-44440	個	1	
104	Oリング(1AG60.0	24321-000600	個	10	
105	Oリング(1AS56.0	24341-000560	個	10	
106	パッキン(レイキャクスイ	126440-49180	個	4	
107	パッキン(セイスイクーラガワ	127620-49261	個	1	
108	パッキン(インタクーラ	127620-49271	個	1	
109	ツギテ(ゴム A	127620-49650	個	3	
110	ツギテ(ゴム B	127450-49660	個	1	
111	ツギテ(ゴム C	127620-49670	個	1	
112	パツキン(コパン 44×1.5	23421-440000	個	2	
113	パッキン(レンラクカン	43400-501760	個	1	
114	ツギテ(ゴム F	127620-49710	個	1	
115	ツギテ(ゴム G	127620-49720	個	1	
116	ツギテ(ゴム H	127610-49730	個	2	
117	Oリング(1AG35.0	24321-000350	個	10	
118	Oリング(1AG40.0	24321-000400	個	10	
119	Oリング(1AG55.0	24321-000550	個	10	
120	プランジャCMP(ネンリョウ	127620-51100	個	6	

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
121	バルブCMP（デリベリ	127653-51300	個	6	
122	スプリング（デリベリバルブ	127653-51310	個	6	
123	ガスケット（16×8×0.5 CU	X1311151200	個	6	
124	Oリング（23×19×2	X0296320070	個	6	
125	Oリング	X0296331010	個	1	
126	ガスケット	X0265050940	個	1	
127	シール（オイル D30/20 T=6	X0296220190	個	1	
128	Oリング	X0296350050	個	1	
129	ガスケット	X0293410020	個	1	
130	ガスケット（ポンプ	126660-51830	個	1	
131	ブッシュ	X1542044400	個	1	
132	ブッシュ	X1542044300	個	1	
133	レバー（スイベル	X1542007020	個	1	
134	ベアリング（ガバナ	X1541230120	個	1	
135	ガスケット	X1543900300	個	1	
136	ガスケット	X0293406020	個	2	
137	バルブ（オーバフロー	X1314241520	個	1	
138	ガスケット	X1310110800	個	1	
139	スプリング（L43 D24.7	X1312152100	個	6	
140	ベアリング	X0166302030	個	1	
141	ベアリング	X0166402030	個	1	
142	ピストン	121820-52170	個	1	
143	スプリング（ピストン	121820-52180	個	1	
144	パッキン（マル 25	121820-52200	個	1	
145	バルブ（フィードポンプ	121820-52210	個	2	
146	スプリング（バルブ	121820-52510	個	2	
147	パッキン（スプリングオサエ	121820-52050	個	1	

1号補助発電機原動機(計画保全M4)

番号	品目	規格	単位	数量	備考
148	Oリング	121820-52260	個	1	
149	ピン(スナップ)	121820-52070	個	1	
150	カバー	121820-52400	個	1	
151	シール(オイル)	121820-52040	個	1	
152	シール(オイル)	101220-85200	個	1	
153	トメワC(アナ 52)	22252-000520	個	1	
154	ベアリング(ボール 6205)	24101-062054	個	2	
155	エレメントCMP(ネンリョウ 8ミクロン)	41650-502340	個	1	
	以下余白				

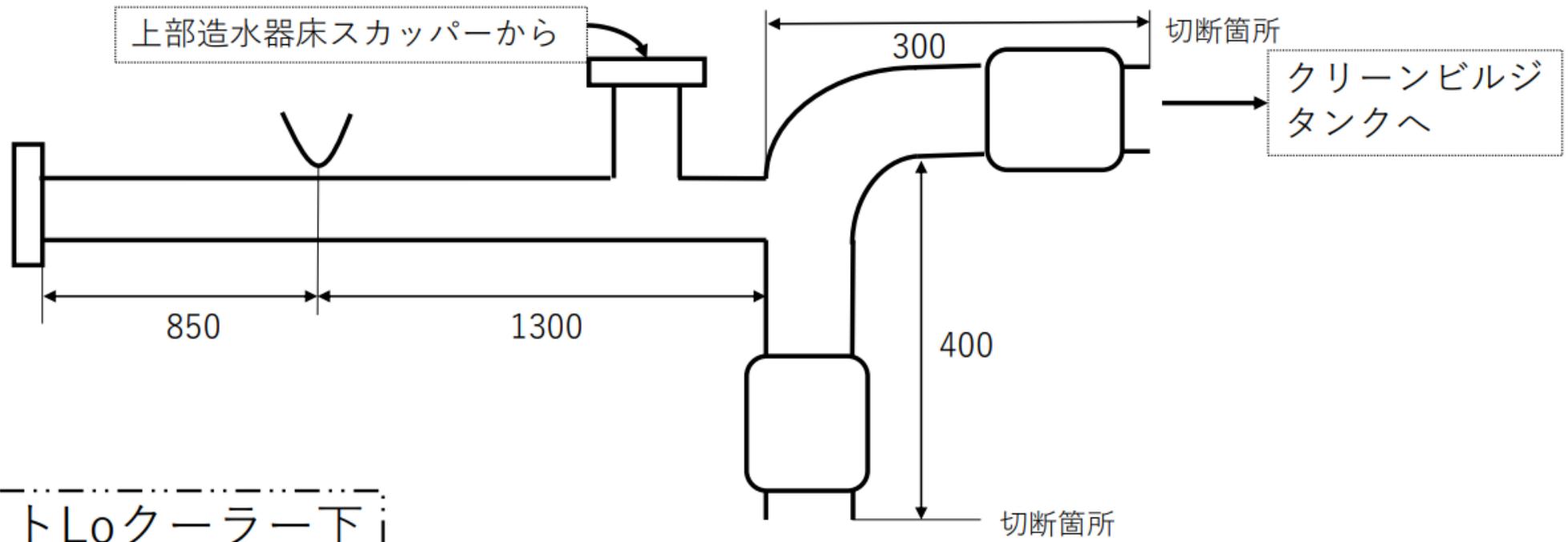
独立ポンプ（分割検査）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1号主冷却海水ポンプ(分割検査) SVA125M シンコー					仕様書 第5(1)項目
1	パッキン	31	個	1	
2	ラインベアリング	41	個	1	
3	メカニカルシール	54-1~7	組	1	
4	パッキン	60	個	1	
右舷主機予備潤滑油ポンプ(分割検査) NHGH-20M 大晃機械					仕様書 第5(2)項目
1	Oリング	522	個	1	
2	メカニカルシール	520	個	1	
3	平軸受	201	個	4	
主機予備燃料油供給ポンプ(分割検査) TOP-206HAVB 大晃機械					仕様書 第5(2)項目
1	ボールベアリング	35	個	1	
2	ボールベアリング	36	個	1	
3	オイルシール	37d	個	1	
4	オイルシール	37b	個	1	
5	Oリング	38	個	2	
6	パッキン	7	枚	1	
7	パッキン	8	枚	1	
8	オイルシール	37a, 37b	個	2	
	以下余白				

その他

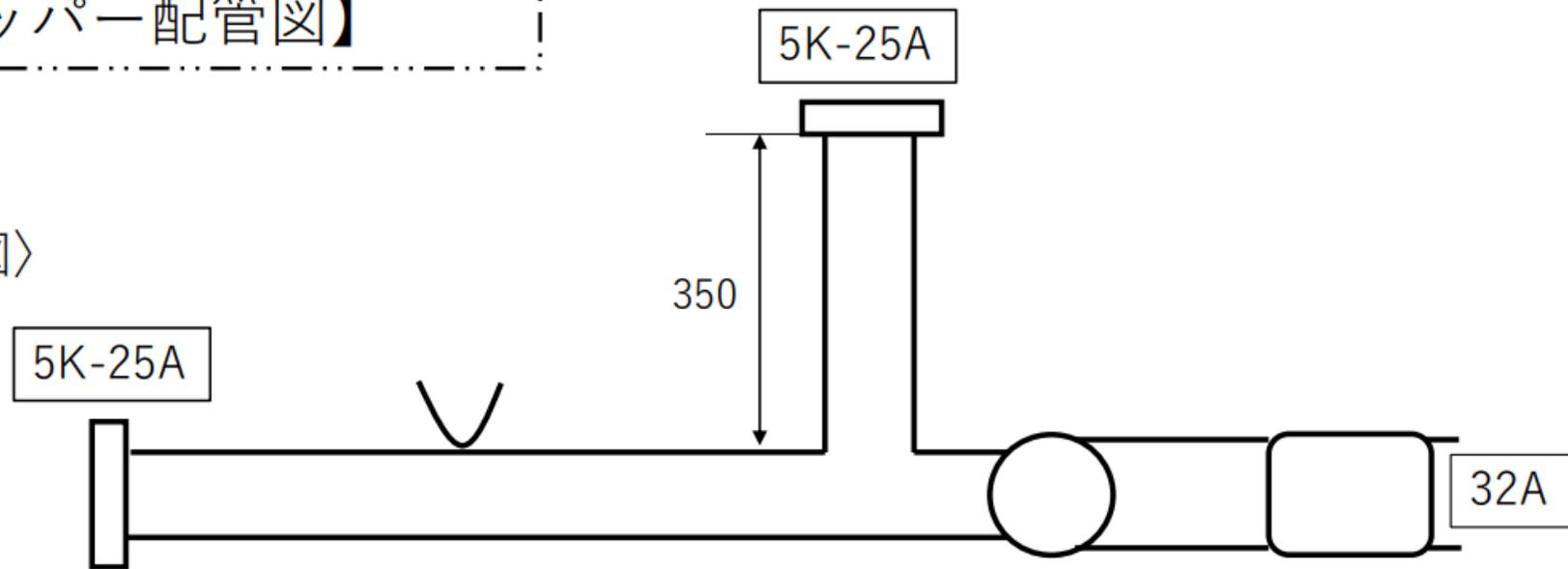
番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	排気管固定金具	E242150210Z	個	6	明洋 機関部 1 (16) ア
2	接点付差圧式流量計	ODM-300S2DR型、流量2~10m ³ /h、口径40A 流れ方向：左→右	個	1	明洋 電計部 5 (株) 日本測器製 右舷軸封装置用
3	接点付差圧式流量計	ODM-300SDR型、流量0.7~3. m ³ /h、口径32A 流れ方向：右→左	個	1	明洋 電計部 5 (株) 日本測器製 海洋生物付着防止装置用
	以下余白				

〈正面図〉



【油圧ユニットLoクーラー下
スキャパー配管図】

〈側面図〉



□ … ストラブ
カップリング
(再利用)

▭ … フランジ

∨ … Uボルト

単位…mm

第四章 電気・計器部

1 バウスラスタ一蓋

バウスラスタ一蓋の遠隔操作盤及び機側操作盤について、蓋の開閉ができない不具合の原因調査・対処を行う。

2 両舷主機関の排気ガス温度計（測温抵抗体）導線の模様替え

両舷主機関各気筒排気ガス温度計（測温抵抗体）12個から状態表示装置に至る配線について、以下の物品を使用し、新替える。

補償導線（MGTG8-3）	200m
保護プリカ	200m
ステンレスバンドフープ	20m
ステンレスバックル	20個
圧着端子（2sq×5mm）	72個

3 流量計

次の冷却海水流量計（本船支給）を新替える。

- ア 右舷軸封装置の接点付差圧式流量計 1個
- イ 海洋生物付着防止装置（バウレセス用）の接点付差圧式流量計 1個

第五章 観測機器部

1 海上音響基準局交換調整作業

測量船「明洋」の船底ドームに設置されている既存の海上音響基準局を交換し、機器の調整を行うものである。

機器の交換・調整作業については、専門的知識を必要とするため、製造メーカー（以下「メーカー」という。）が行う。

1.1 取り付け調整機器

海上音響基準局（株エス・イー・エイ社製 M-SATR-2）1式（本船支給）

1.2 作業内容

本作業では別表 1 に示す船底ドームに設置している機器について、次の要領により既設の海上音響基準局を取り外し、本船支給の海上音響基準局の取り付け・調整作業を行う。

なお、必要な足場の架設及び撤去、照明装置の架設及び撤去は付帯とする。

また、本船支給の機器を受領した時は速やかに「官給品受領書」を提出し、作業完了後は「官給品使用報告書」及び「撤去品発生通知書」を提出すること。

(1) 取り外し

ア 造船所は、船底ドームの海上音響基準局用音響窓（別紙 8 参照）を取り外す。

イ メーカーは、既設の海上音響基準局を取付金具から取り外す。

ウ メーカーは、取り外した機器を清水で洗浄し、乾燥させる。

エ 造船所は、(ウ) で乾燥させた機器を本船に引き渡す。

(2) 取り付け

ア 配線、防水コネクタ及び取付金具は既存のものを利用し、本船支給の機器をメーカーにより、取り外しと逆の手順にて取り付ける。

イ 機器の取り付けにあたっては、交換前後で新旧の海上音響基準局のフランジ面及び機器の中心が一致するよう調整する。（別紙 8 参照）。

(3) 動作確認

ア メーカーは、交換作業完了後、観測室に設置されている海底地殻変動観測装置を動作させ、所定の性能を確認する。

イ 造船所は、アで所定の性能が正常であることを確認した後、海上音響基準局用音響窓用のパッキン（造船所が用意）を取り替えたのち、海上音響基準局用音響窓を復旧する。

1.3 成果品等

メーカーに取付調整報告書 3部（本庁 2部、本船 1部）を作成させる。

別表 1

場 所	構成機器名称	寸法 (φ × L) (mm)	重量(kg)	数量 (個)
船底ドーム	海上音響基準局 (トランスデューサ部)	φ 350 × 16 (フランジ面) φ 127 × 212 (ハウジング)	6kg	1
	海上音響基準局 (アンプ部)	φ 106.5 × 310	7kg	1

2 表面音速度計（ナローマルチビーム音響測深機用）取付け等

測量船「明洋」船内への各機器の搬入、設置及び接続ケーブル敷設を行ない、表面音速度計（ナローマルチビーム音響測深機用）の接続、調整試験等を行うものである。

既存のナローマルチビーム音響測深機（Kongsberg EM302、EM3002）の取外し及び取付け、表面音速度計の取付け工事については専門的知識を必要とするため、製造メーカー又は同等の技術を有する者（以下「メーカー等」という。）を立ち合わせ技術指導を受けながら行うこと。

2.1 接続調整機器

表面音速度計（AML Oceanographic 製 AML-1 RT SV）1式（本船支給）

2.2 作業内容

（1）設置

本作業では別表2に示す機器について設置を行う。

ア 船底ドーム、空所及び空調室

次の要領により、表面音速度計の新設に伴う配管等の工事を行う。工事に必要な空所等の解放及び復旧は、次の要領によりハッチ等を開放し、音響機器関連工事を行った後、整備して復旧する。

なお、必要な足場の架設及び撤去、照明装置の架設及び撤去、酸素検知は付帯とする。

- （ア）メーカー等と協議のうえ、船底ドームの7番ハッチを取り外し、表面音速度計を同ハッチ蓋下面に取付け可能な架台の加工を行う。
- （イ）メーカー等により、（ア）に表面音速度計の取付けを行い、これを7番ハッチ枠に取付ける。
- （ウ）船底ドーム FR. 35～36 の7番ハッチメンテナンス区画右舷側から船底ドーム空所に通じる船底貫通金物（1箇所）を設置する。
- （エ）空所 FR. 33～34 の右舷側付近（既設ナローマルチビーム音響測深機（EM3002）トランスデューサケーブル用管付近）に船底ドーム空所から船底内部に通じる船底貫通金物（1箇所）を設置する。
- （オ）空調室船首側のマンホール左舷側に空所 FR. 33～34 から空調室に通じる船底貫通金物（1箇所）を設置する。
- （カ）船底ドーム内での工事のため、船底ドーム10番ハッチ右舷側の船底ドーム外板を開口（0.5m×1m）し、作業終了後に復旧する。
- （キ）メーカー等は船底ドーム内での作業に際し請負者と協議のうえ、既設ナローマルチビーム音響測深機（EM302、EM3002）の受波素子を取り外し、作業終了後に復旧する。
- （ク）船底ドーム内での作業に際し、既設のナローマルチビーム音響測深機（EM302、EM3002）及び音響式ログ（ドップラーソナーDS-60）の送受波器ケーブルに損傷を与えないよう養生等必要な処置を行う。

（2）配線・接続

機器の配線・接続は別紙9のとおりである。

表面音速度計から表面音速度計用分配器までの配線にあたってはメーカー等と協議のうえ結束等処理を行い、壁、天井等の化粧板を外した際は、配線終了後に復旧する。接続にあたってはケーブルコネクタの緩み、脱落が生じないようにする。

官給品以外に必要なシリアル通信ケーブル等各通信ケーブル、分配器等接続機器は請負者が用意する。

ア 表面音速度ケーブル

表面音速度ケーブルを表面音速度計から観測室内の表面音速度計用分配器まで配線する。ケーブルの表面音速度計及び分配器への接続はメーカー等が行う。

（ア）船底ドーム・空所

表面音速度計から2.2（1）ア（ウ）で設置したFR. 35～36の7番ハッチメンテナンス区画右舷側の船底貫通金物及び、同（エ）で設置した空所FR. 33～34の右舷側付近の船底貫通金物を経由し、空所FR. 33～34内を這わせ同（オ）で設置した船底貫通金物を通じて空調室に配線する。

なお、ケーブルは既設のステイを利用し、配線、固定する。

（イ）空調室

空調室天井に設置してあるケーブルラックを經由し、空調室後部の既設のフランジを通じて重力計室に配線する。

（ウ）重力計室

重力計室右舷側の壁から天井を經由して既設のフランジを通じて上甲板上り階段通路船尾側

(調理室後部) 通路に配線する。

(エ) 上甲板

上り階段通路船尾側(調理室後部通路船尾側)の壁から天井を経由して事務室前通路から洗面所天井の既設フランジを通じ資料整理室に配線する。

(オ) 資料整理室

資料整理室入り口脇の壁のケーブル管から天井を経由して観測室船尾側の既設のフランジを通じて観測室に配線する。

(カ) 観測室

観測室船尾側の既設ラック背面にある既設のフランジからラック内の既設の表面音速度計分配器に配線する。

(3) 点検・確認・調整

メーカー等立会いのもと次の点検・確認を行う。

ア 点検

メーカー等により、表面音速度計、各ケーブルの取付状況の点検・確認を行い、所要の性能を満たすことを確認する。

イ 清掃点検

各機器、ケーブルの外観及び接続を確認し清掃を行う。

(4) 動作確認

メーカー等により、表面音速度計の動作確認を行い正常な動作を確認した上で、既設のナローマルチビーム測深機との入出力信号確認を行う。

(5) その他

機器の新設工事後の完了後、次の要領によって本船の工事前後の変更点を明らかにする。

ア 試験等

船体部に係る次の試験を行い、工事の成否と工事後の本船性能を確認し、試験結果を報告書に取り纏め、3部(本庁2部、本船1部)提出する。

(ア) 射水試験

(イ) 水密・気密試験

(ウ) その他指示するもの

イ 受検

本工事に伴う JG の臨時検査を受検する。

ウ 改正図書等

本工事に係る次の完成図書等の作成及び改正を行い、3部(本庁2部、本船1部)提出する。

(ア) 観測装置電路系統図

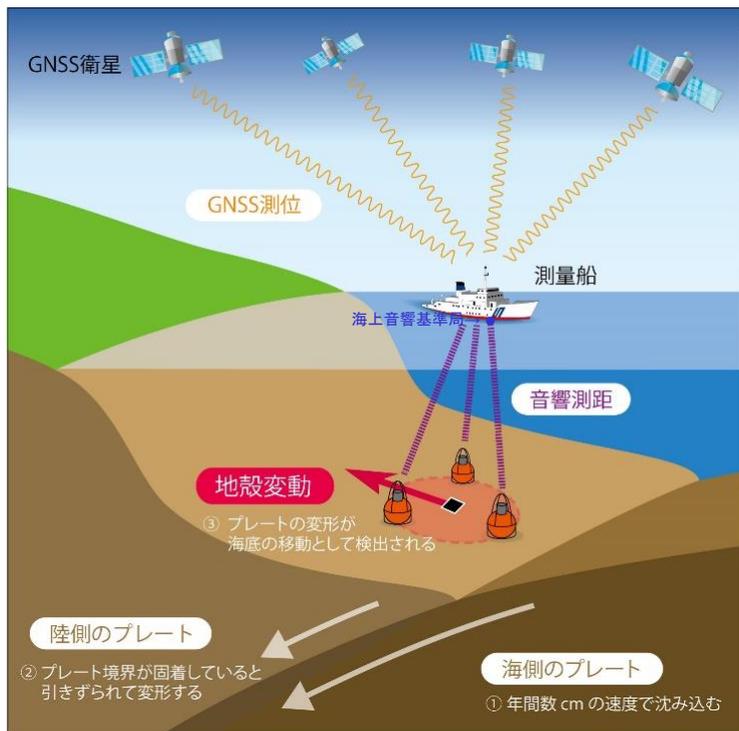
(イ) 機器配置図(観測室、重力計室、船底ドーム等、その他)

(ウ) その他関連図書

別表 2

場 所	構成機器名称	寸法 (φ × L) (mm)	重量 (kg)	数量 (個)	備考
船底ドーム	表面音速度計	Φ33×200	0.11	1	官給 表面音速度計用 ケーブル付属
船底ドーム及び 空調室下 Fr33 ~ Fr34 の空所	船底貫通金物			3	官給

「海上音響基準局」は、海底地殻変動観測装置の一部構成部品であり、船底ドームに取付けられる。

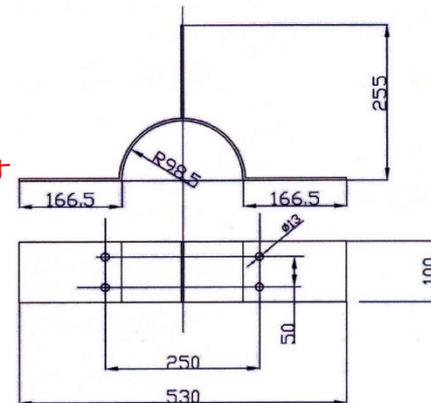


海底地殻変動観測の概念図



海上音響基準局

船底ドーム

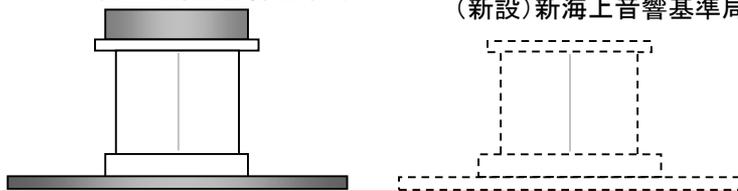


取付金具

交換品「海上音響基準局」側面図

(既設)旧海上音響基準局

(新設)新海上音響基準局



交換時のフランジ面は交換前と一致させること

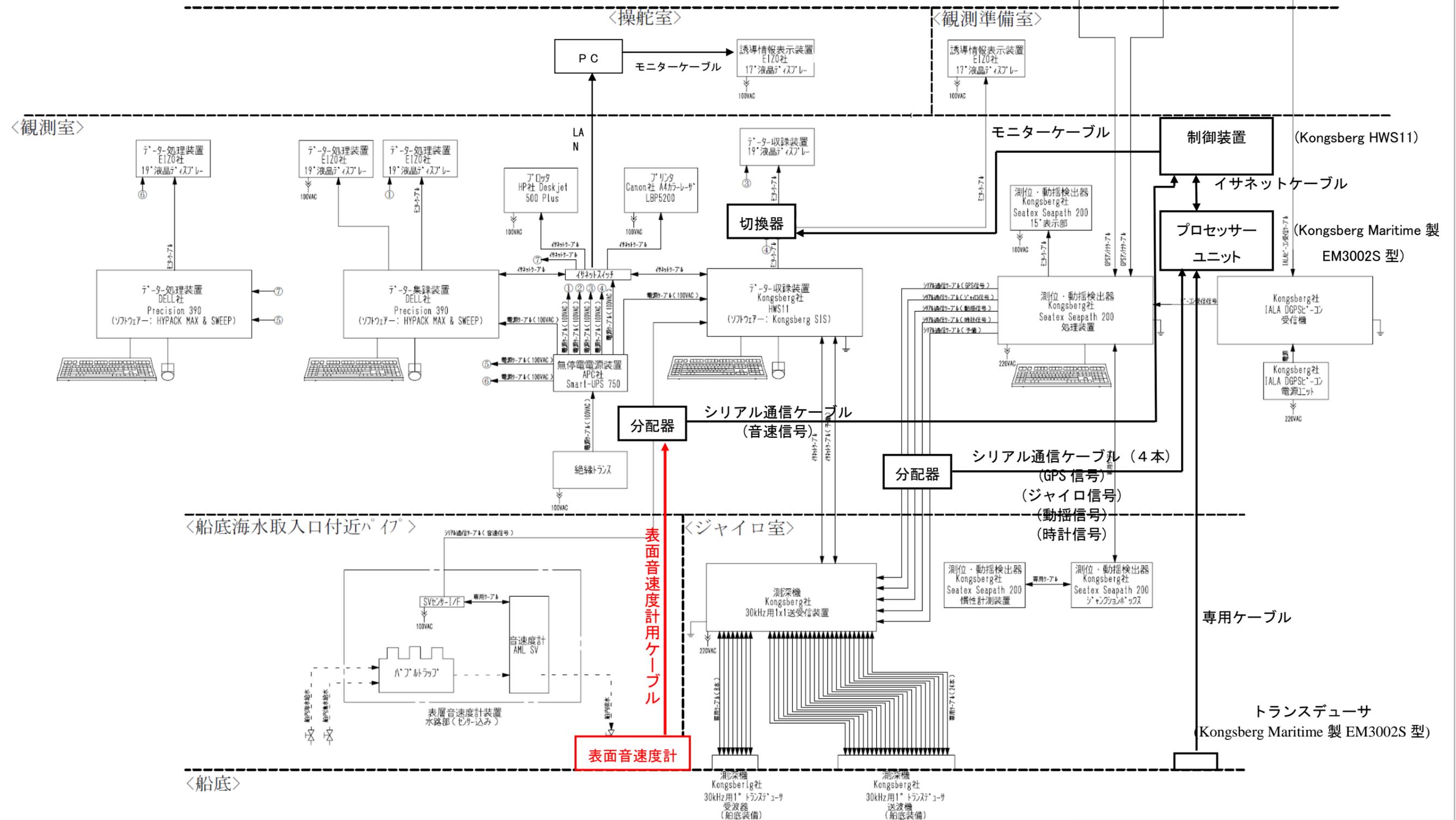
海上音響基準局の交換において、新海上音響基準局を金具に取付ける際、左図のとおり旧海上音響基準局フランジ面と新海上音響基準局のフランジ面を一致させること。

カービーム音響測深器調査機器構成図

〈マスト〉

測位・動揺検出器 Kongsberg社 Seatex Seapath 200 GPSアンテナ
 測位・動揺検出器 Kongsberg社 Seatex Seapath 200 GPSアンテナ
 Kongsberg社 DGPS IALA DGPSt-コンアンテナ

別紙 9



表面音速度計
 表面音速度計用ケーブル
 赤色：今回の施工部分

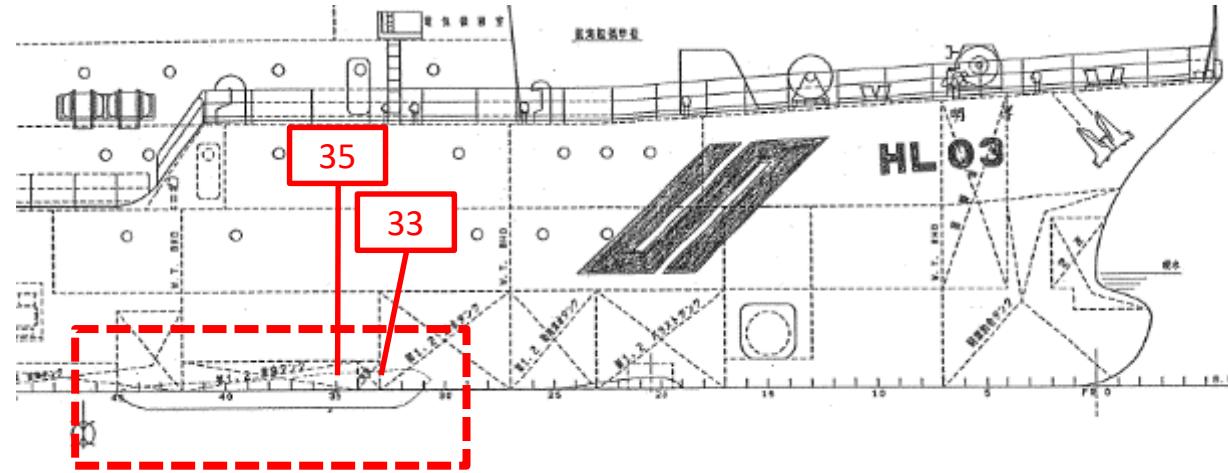
角法	製図	設計	審査	承認
尺度	機名	図名	図名	承認
			図番	

令和4年度

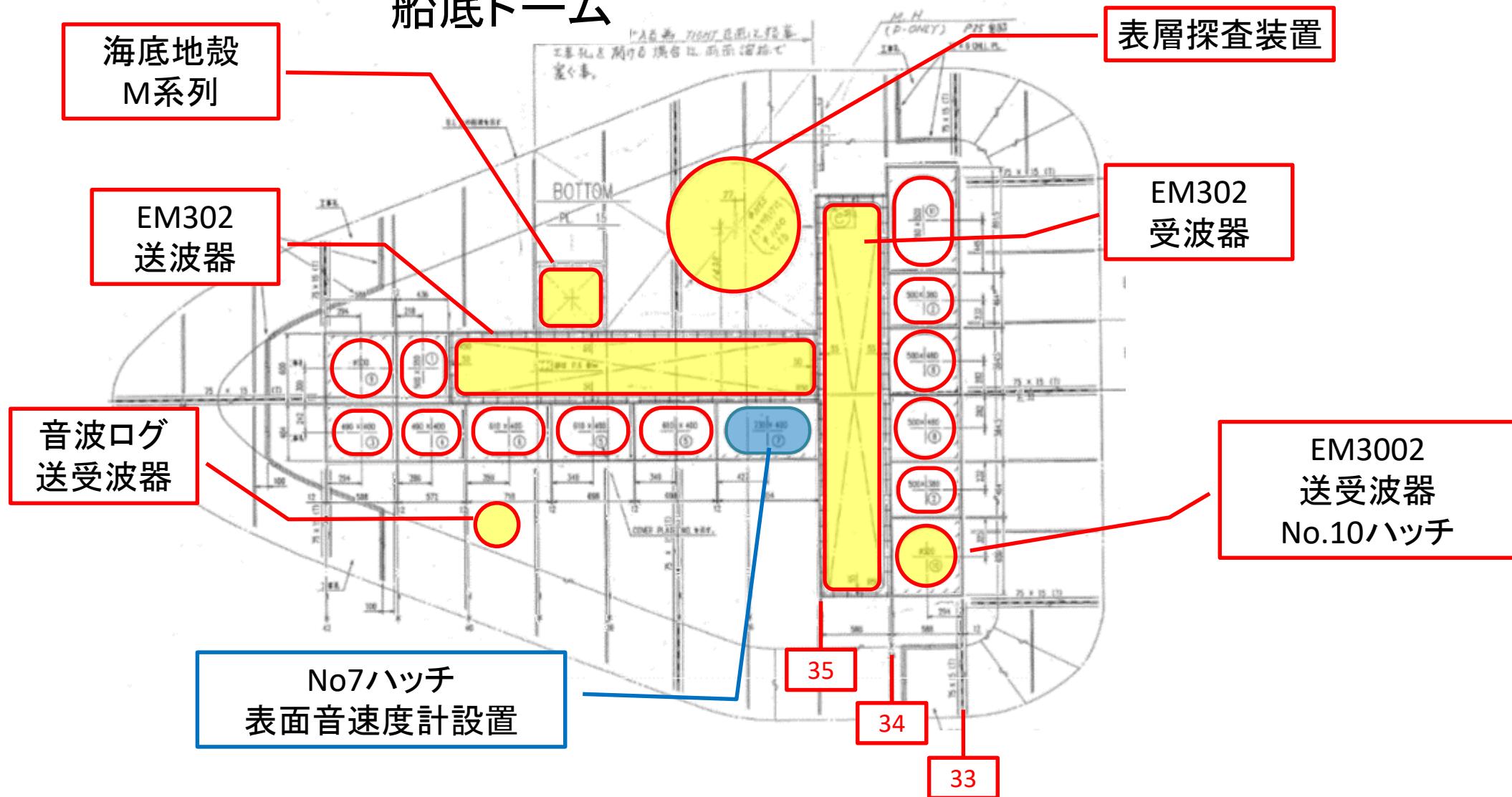
測量船明洋中検修理
表面音速度計取付概要
(ナローマルチビーム音響測深機用)

送受波器設置場所

赤 : 既設
青 : 今回新設

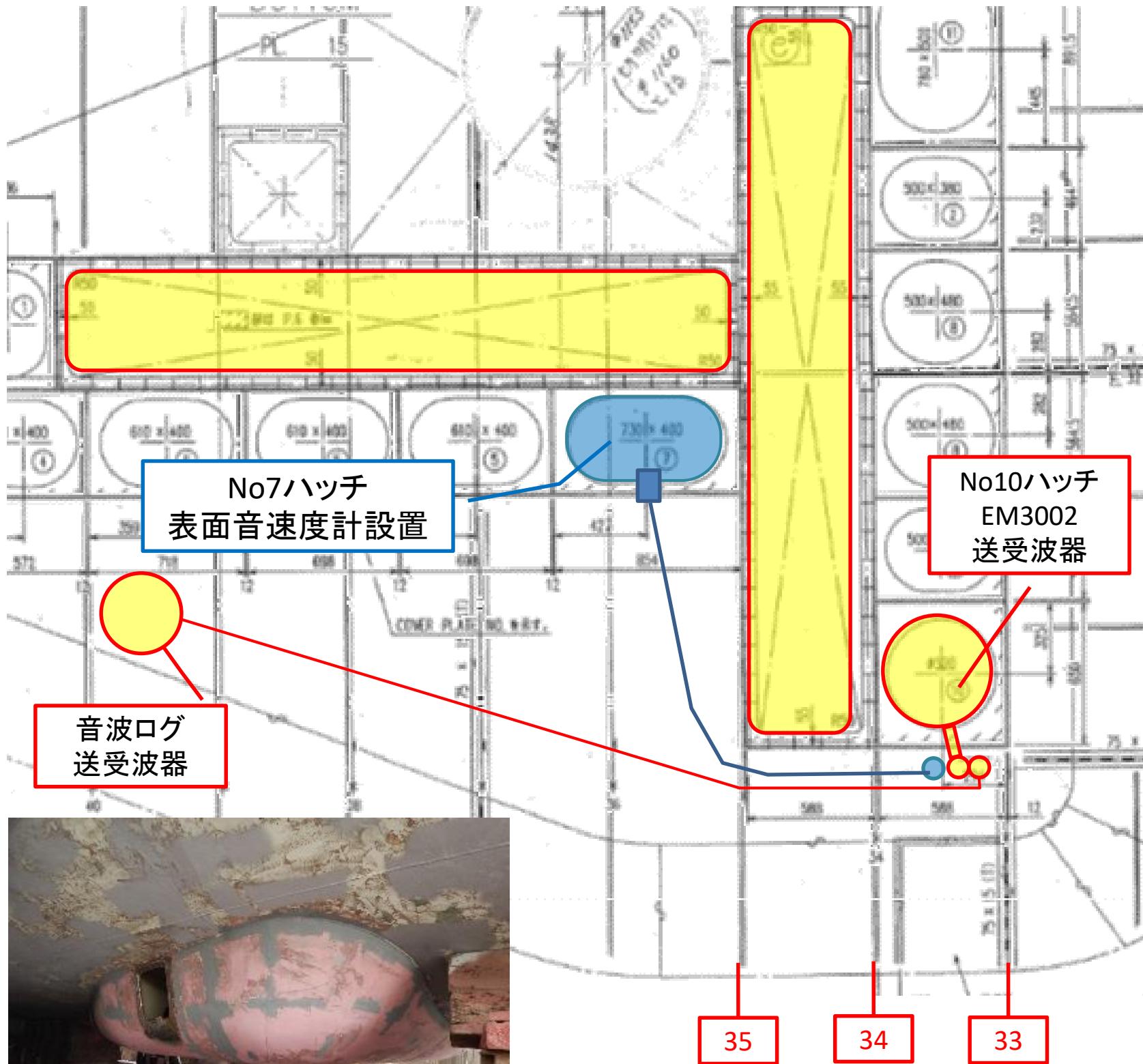


船底ドーム

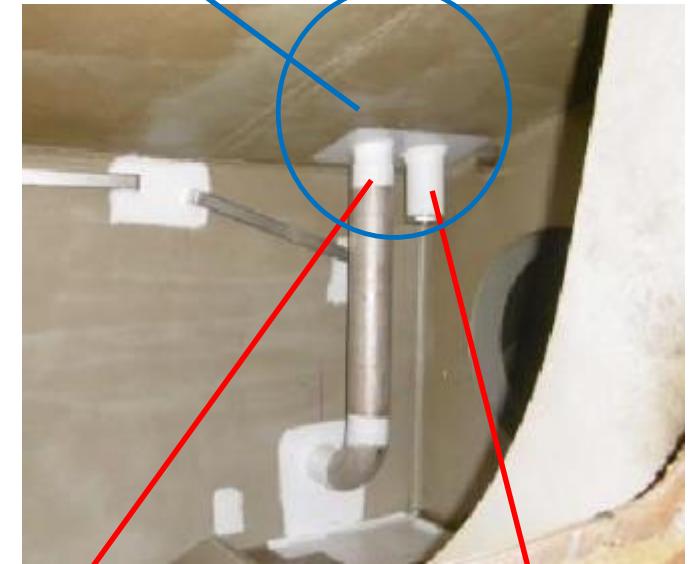


送受波器設置場所

赤 : 既設
青 : 今回新設



付近にケーブル用配管
を含む貫通金物を新設



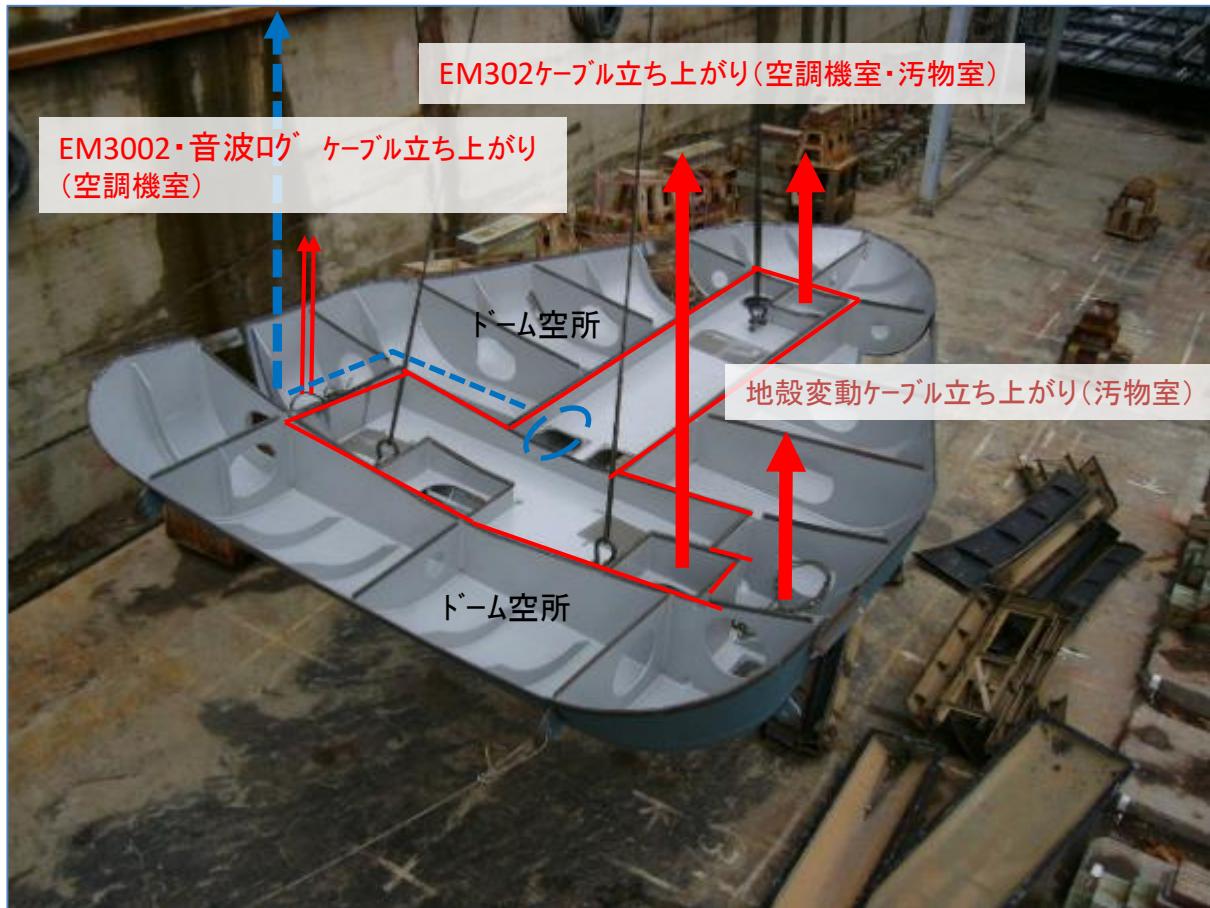
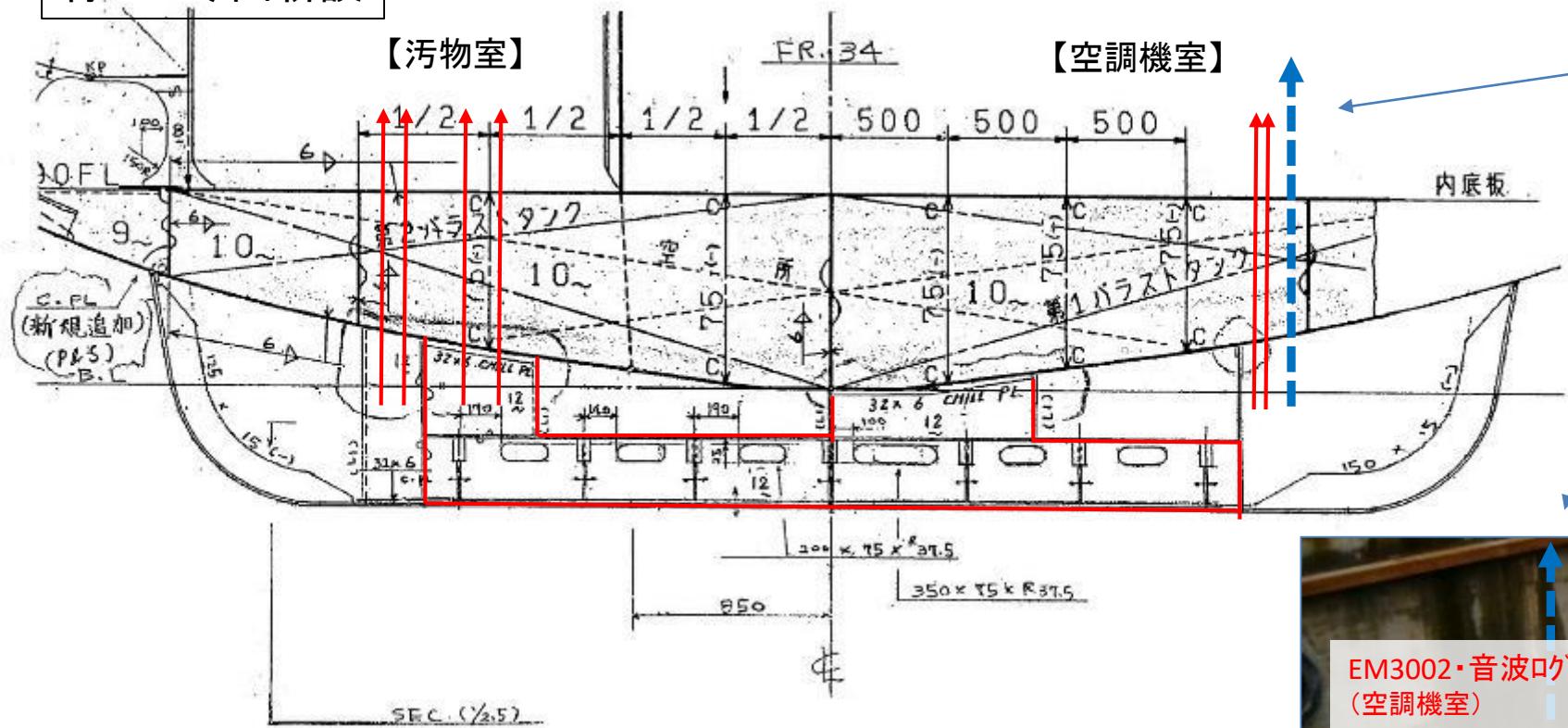
既設EM3002用ケーブル
配管
(既設ケーブル線あり)

既設音波ログ
ケーブル用貫通金物
(既設ケーブル線あり)



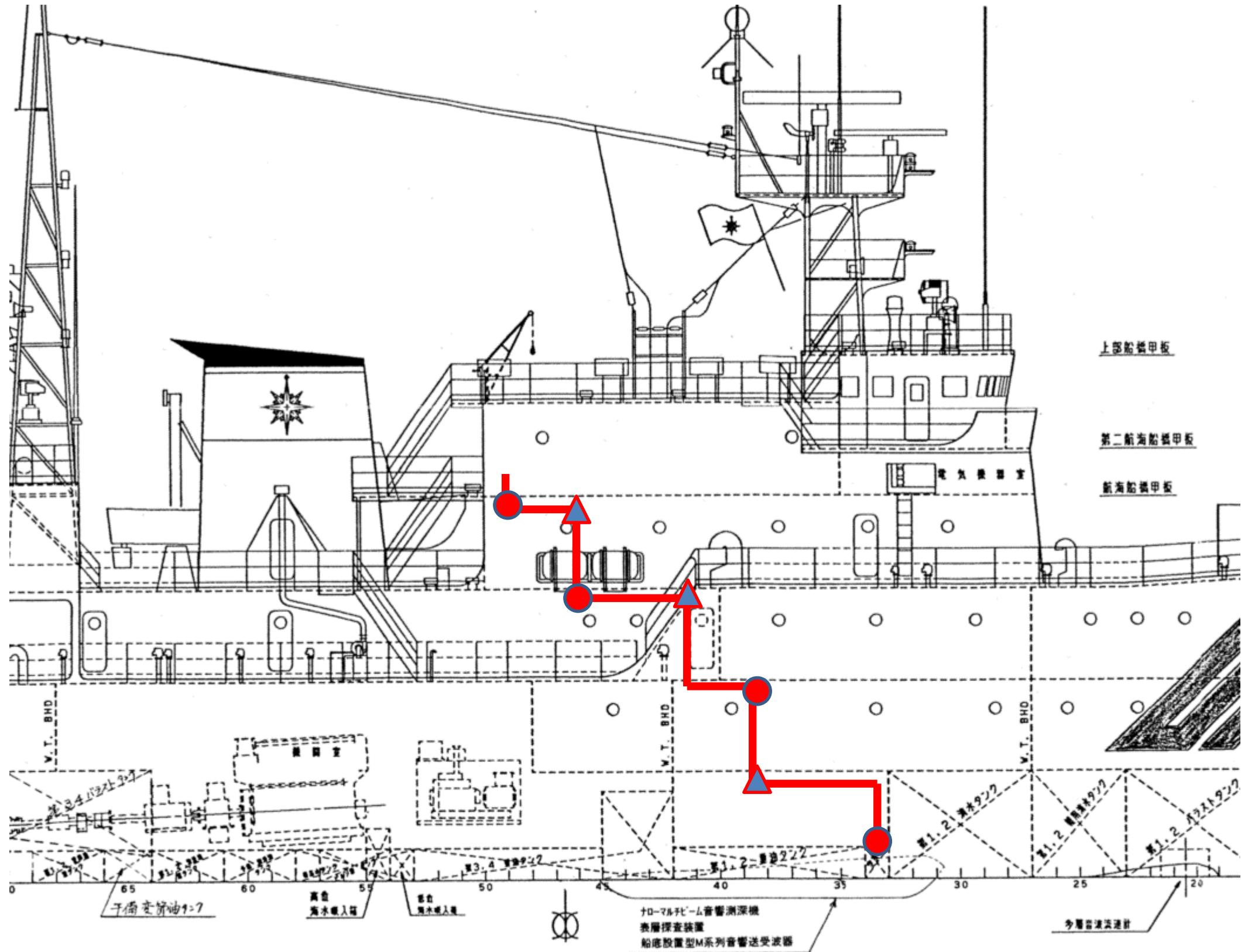
【EM302のドーム構造②】

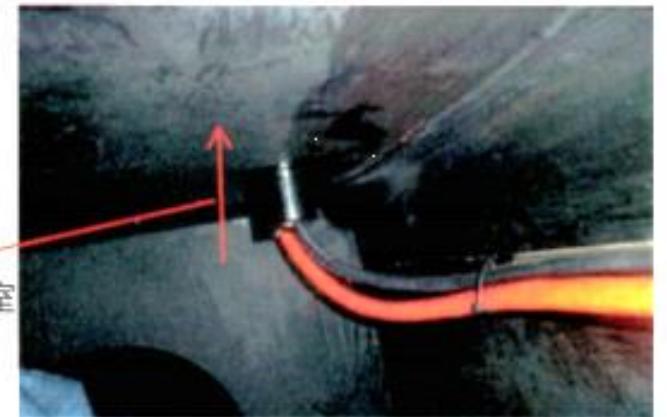
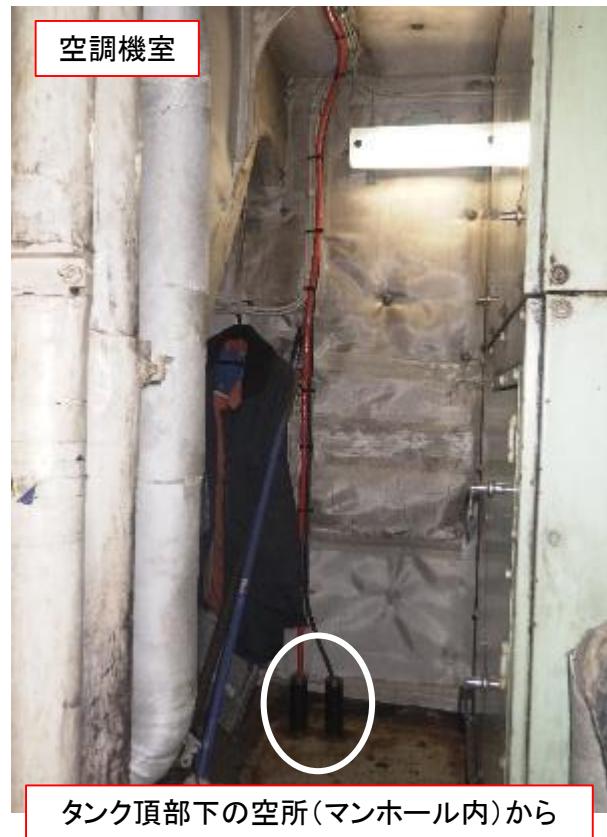
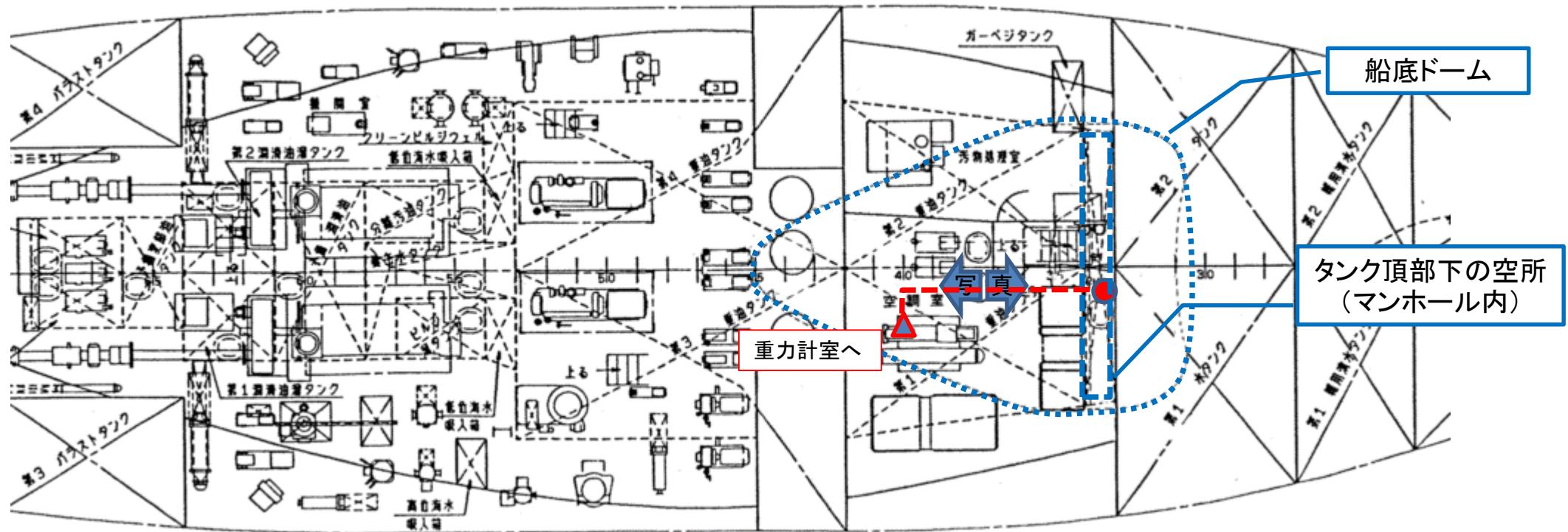
赤 : 既設
青 : 今回新設



船底ドームはマルチ装着箇所については、浸水し、その他は空所となり、防水区画になっている

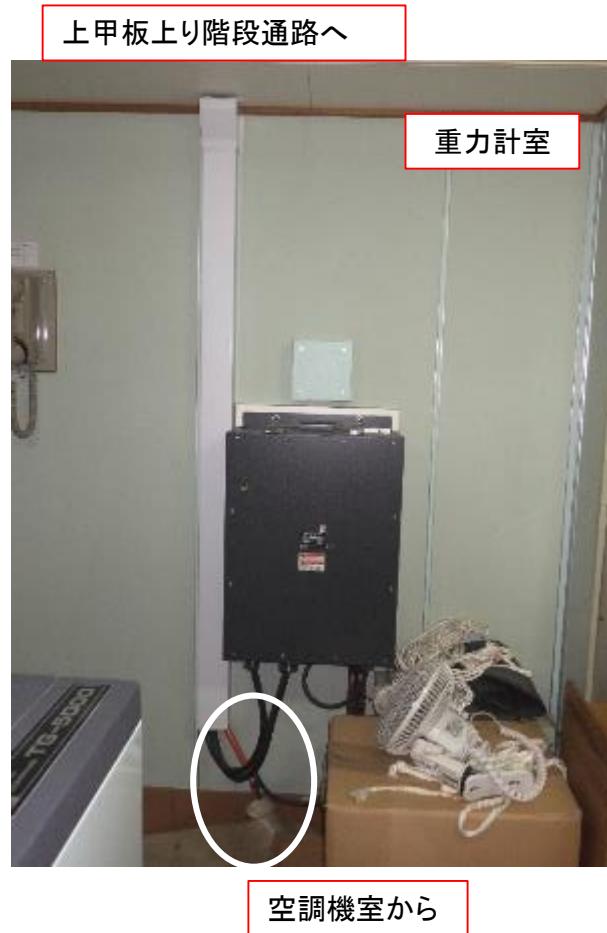
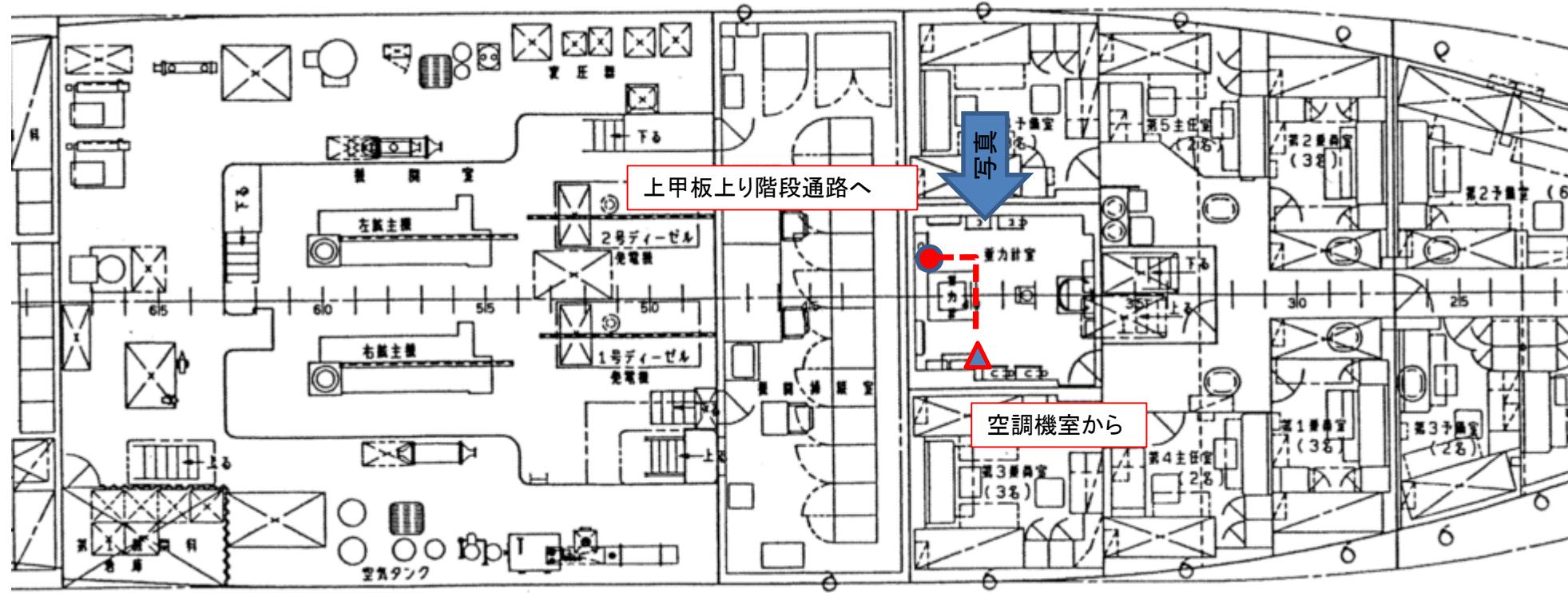
【ケーブル配線経路】

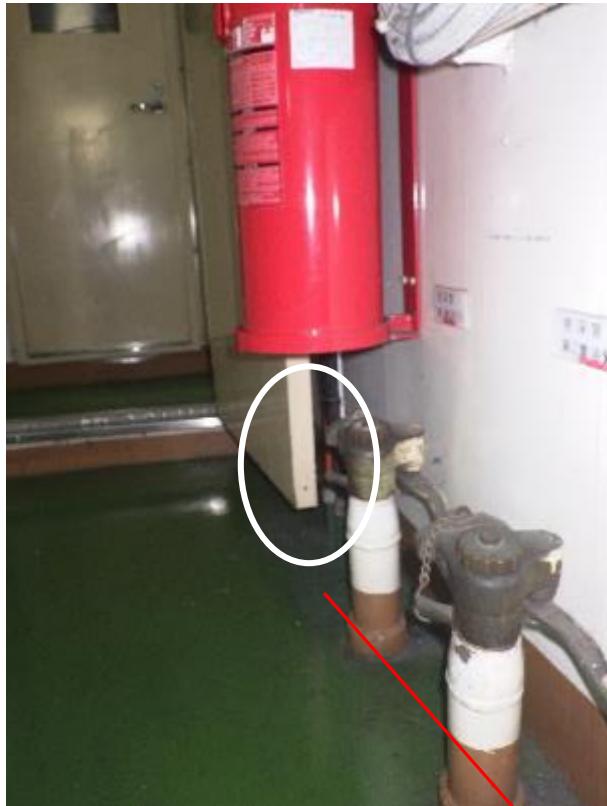
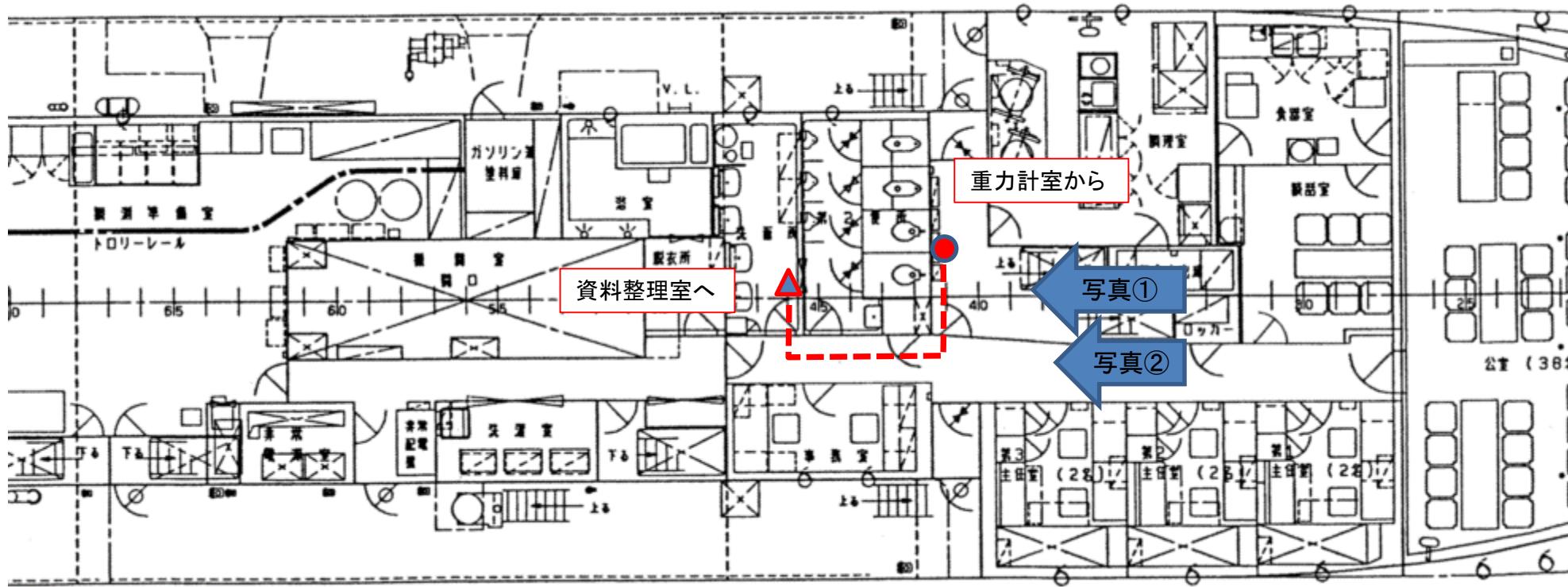




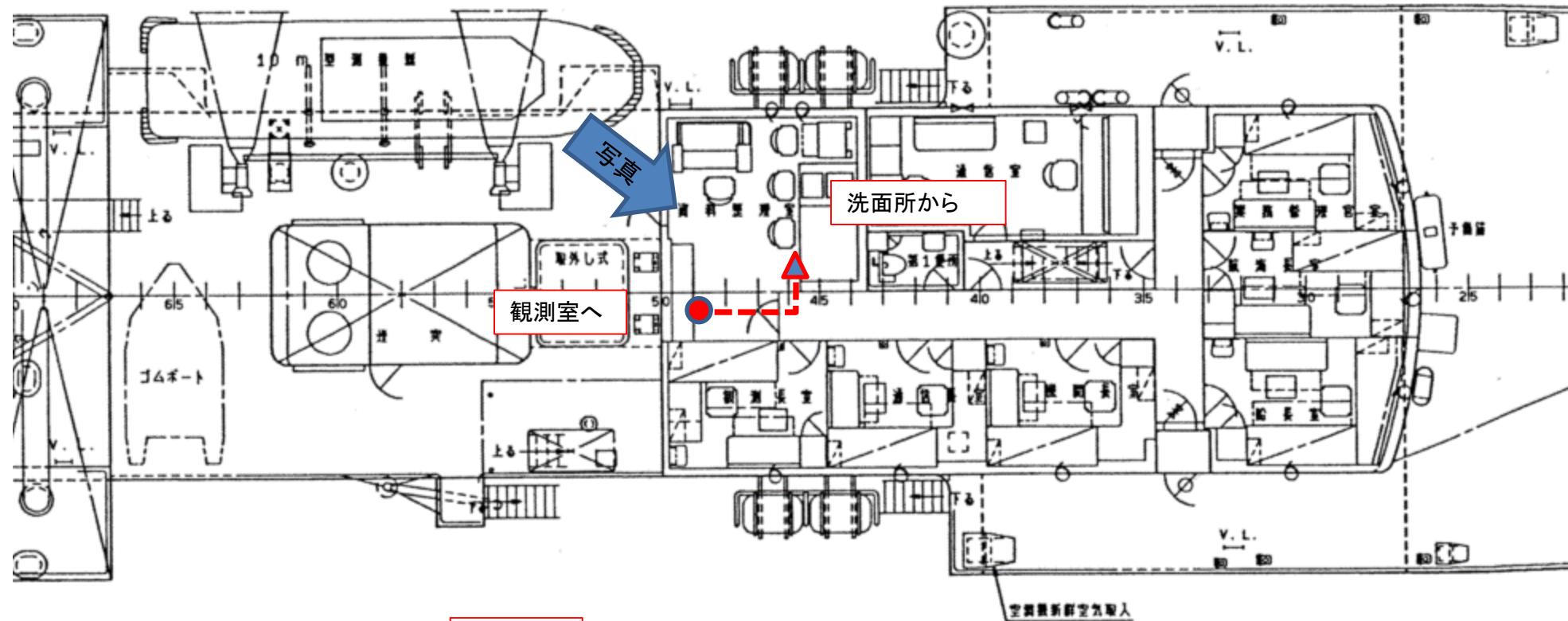
タンク頂部下の空所(マンホール内)

こちらが船底ドーム

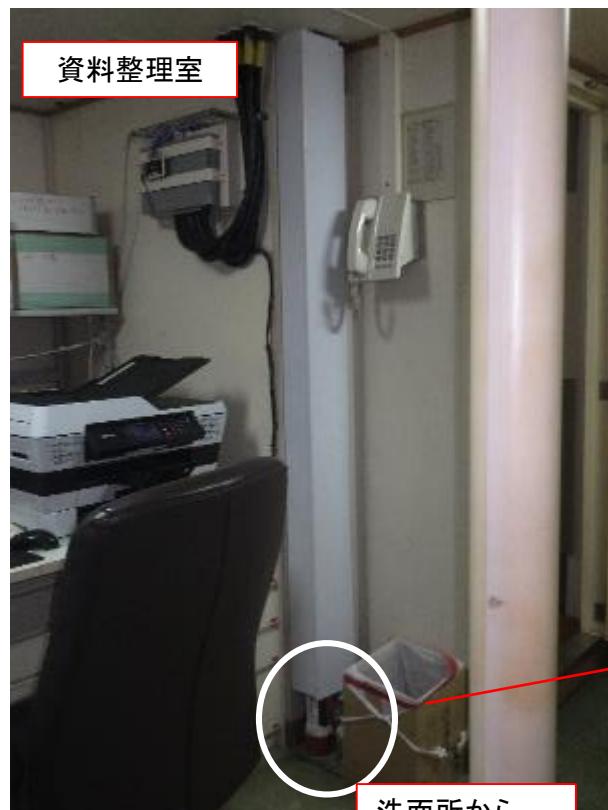




重力計室から

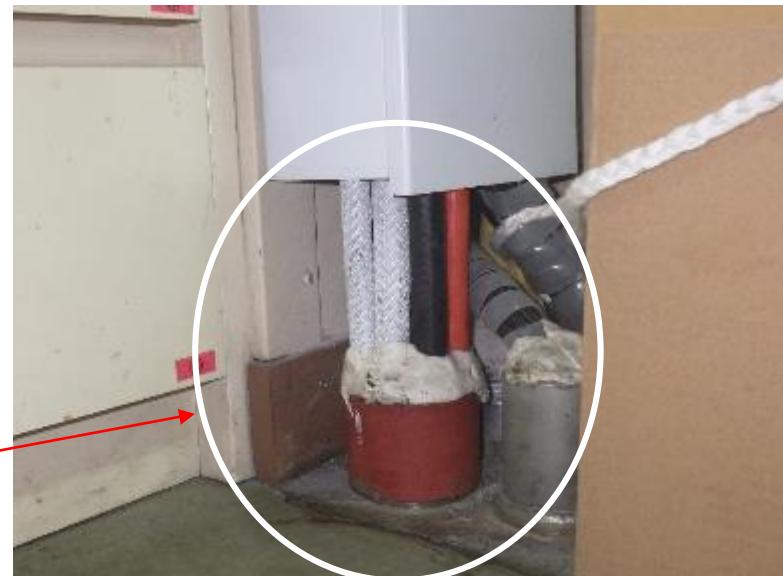


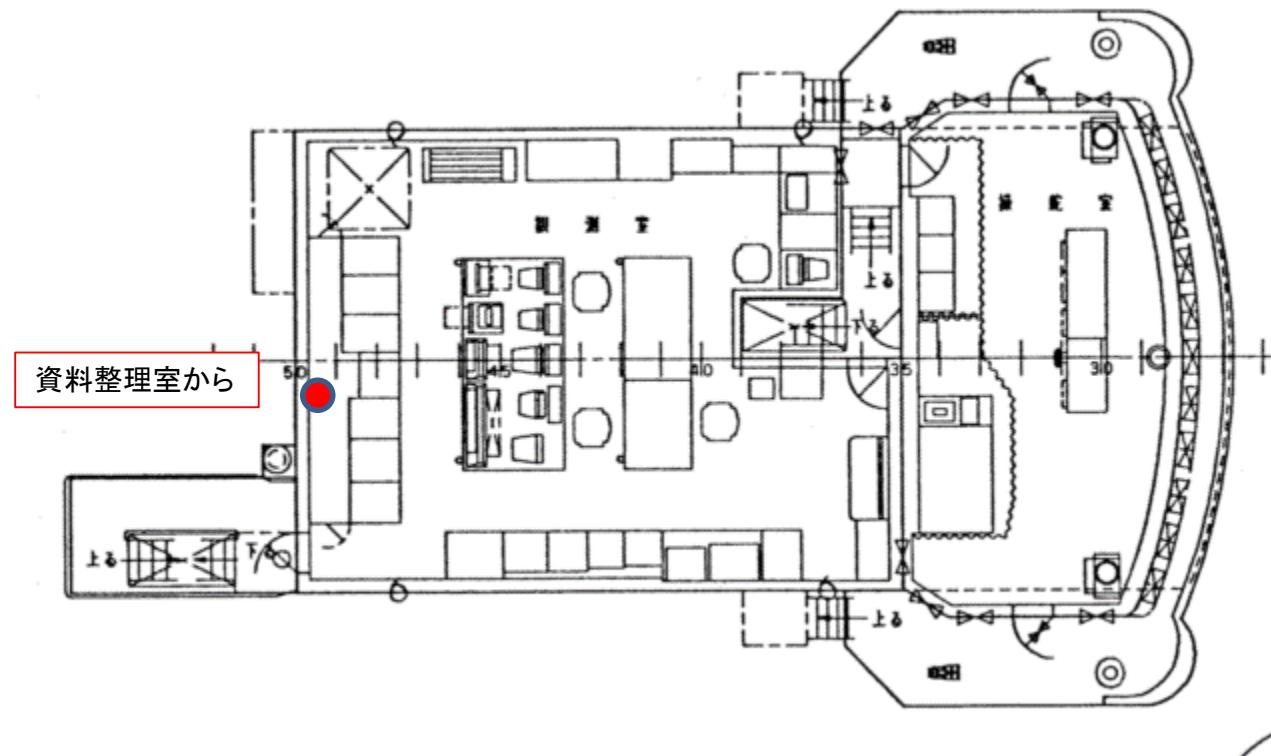
観測室へ



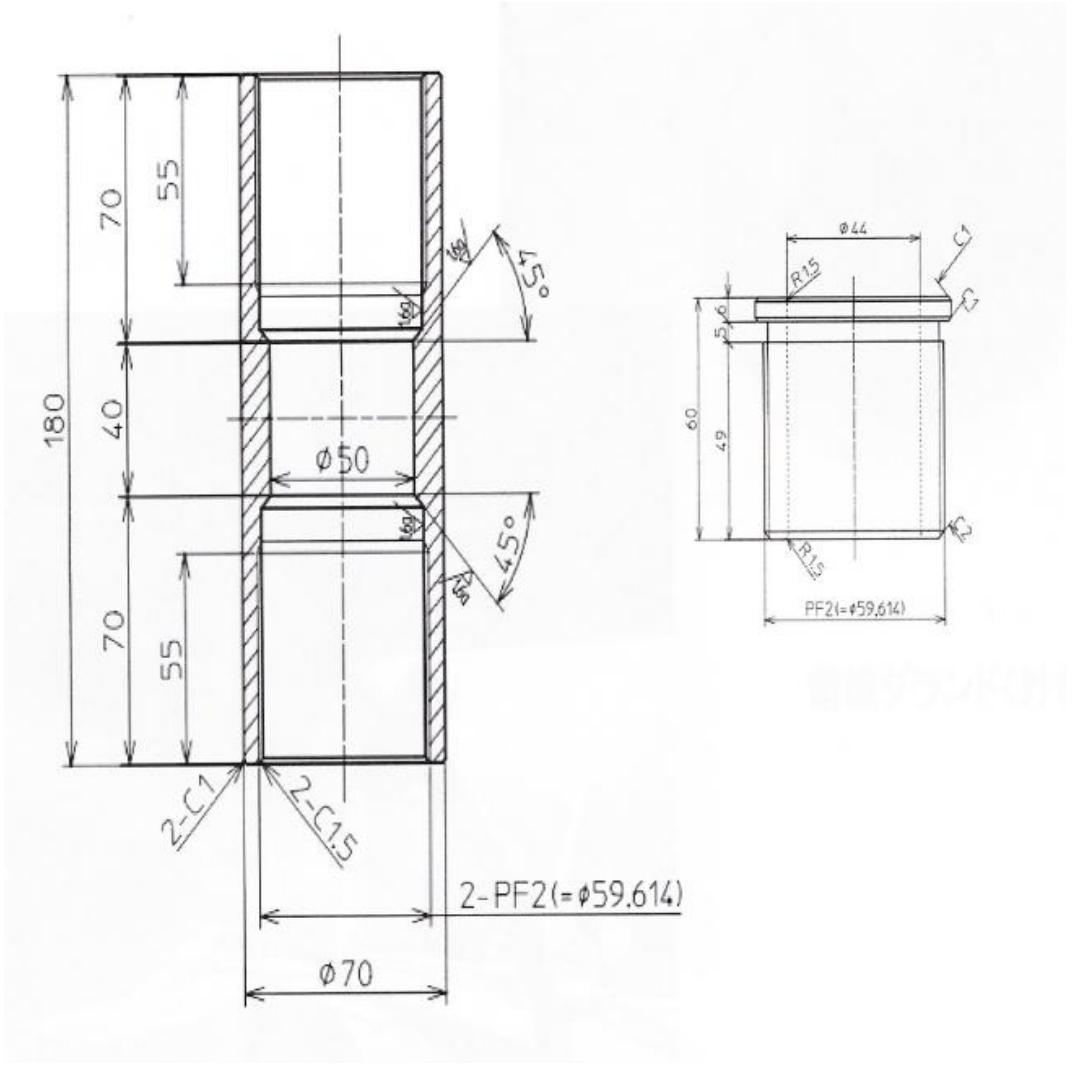
資料整理室

洗面所から





【参考】ケーブル用船底貫通金物(概略図)



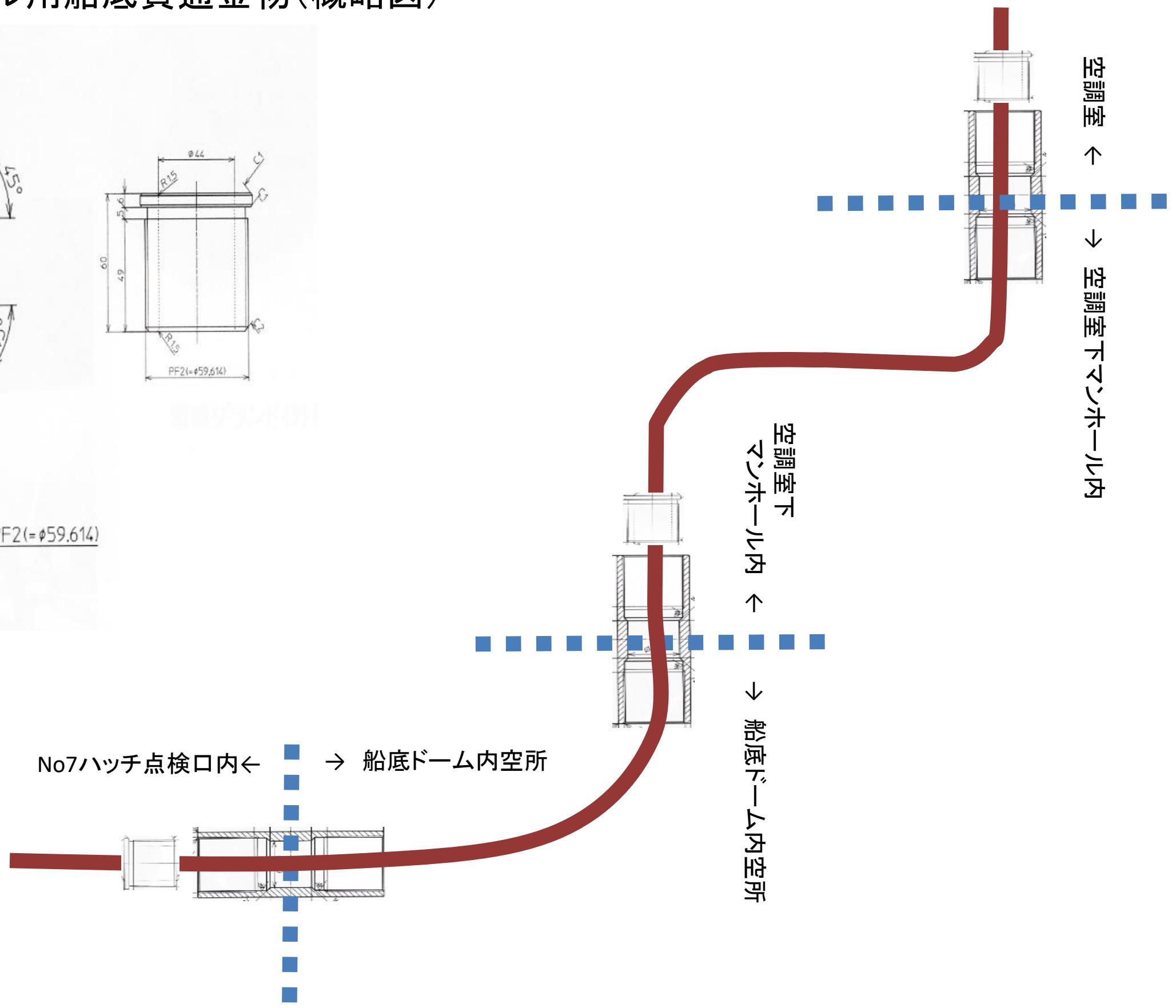
船内配線
↑

空調室
←
→ 空調室下マニホール内

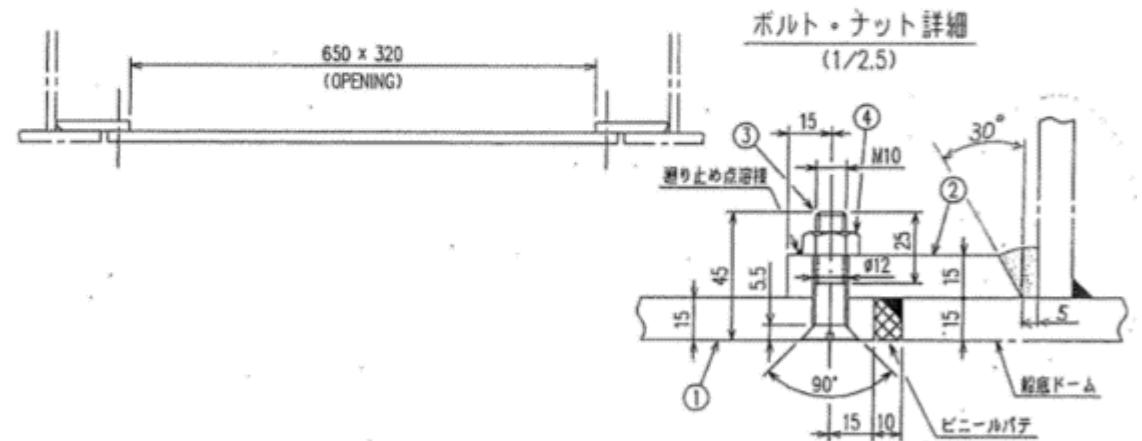
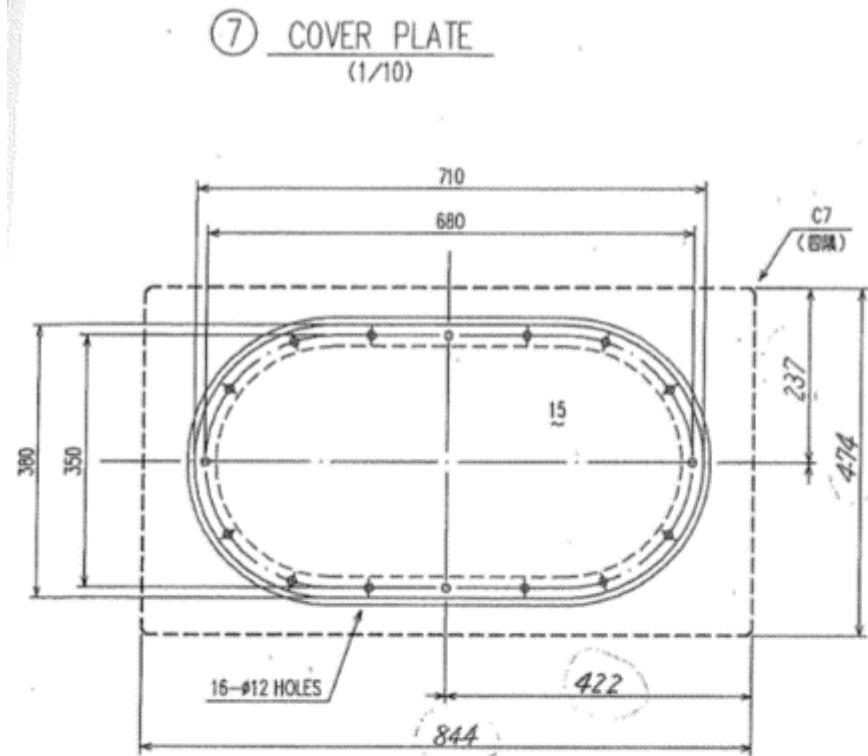
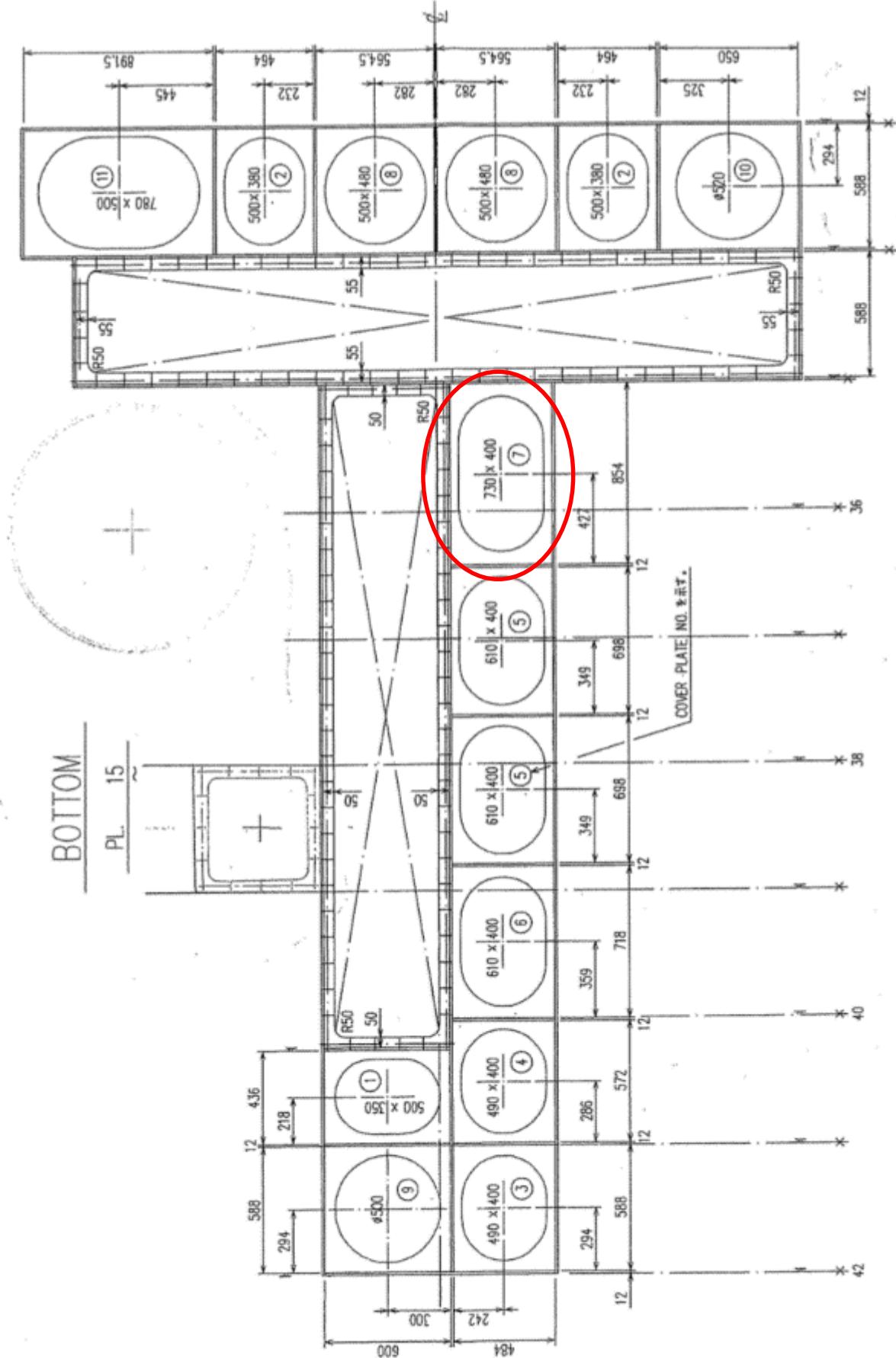
空調室下
マニホール内
←
→ 船底ドーム内空所

No7ハッチ点検口内 ← → 船底ドーム内空所

表面音速度計 ~



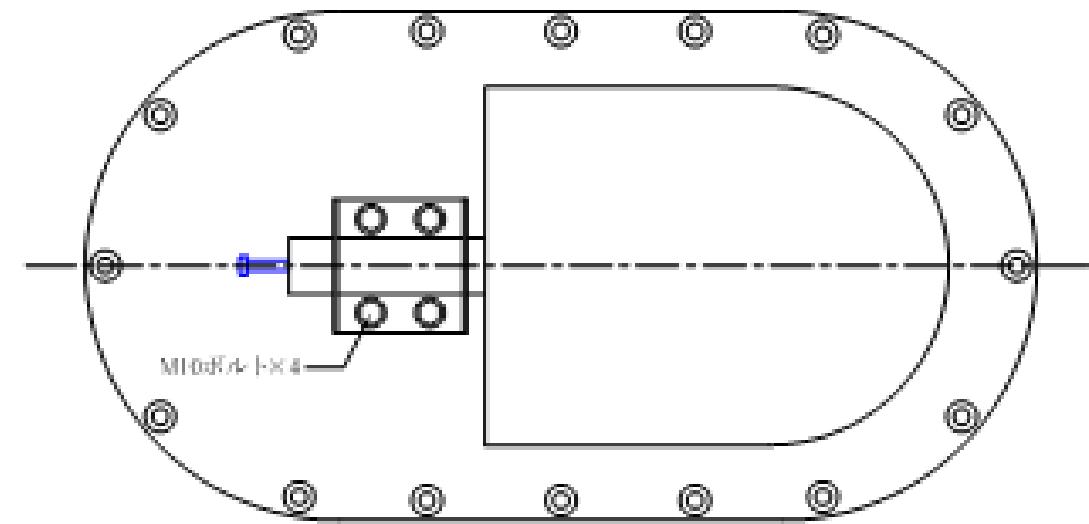
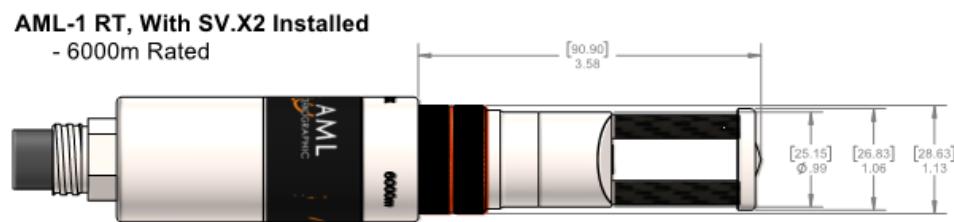
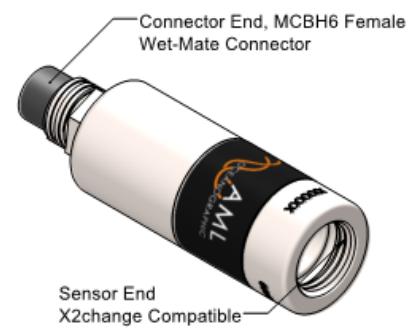
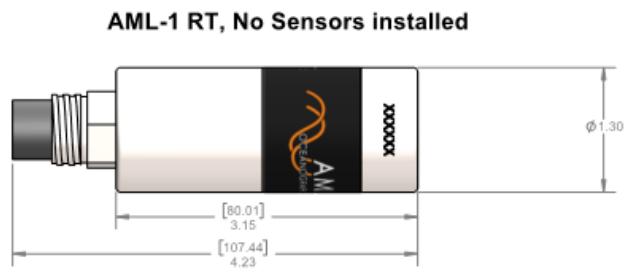
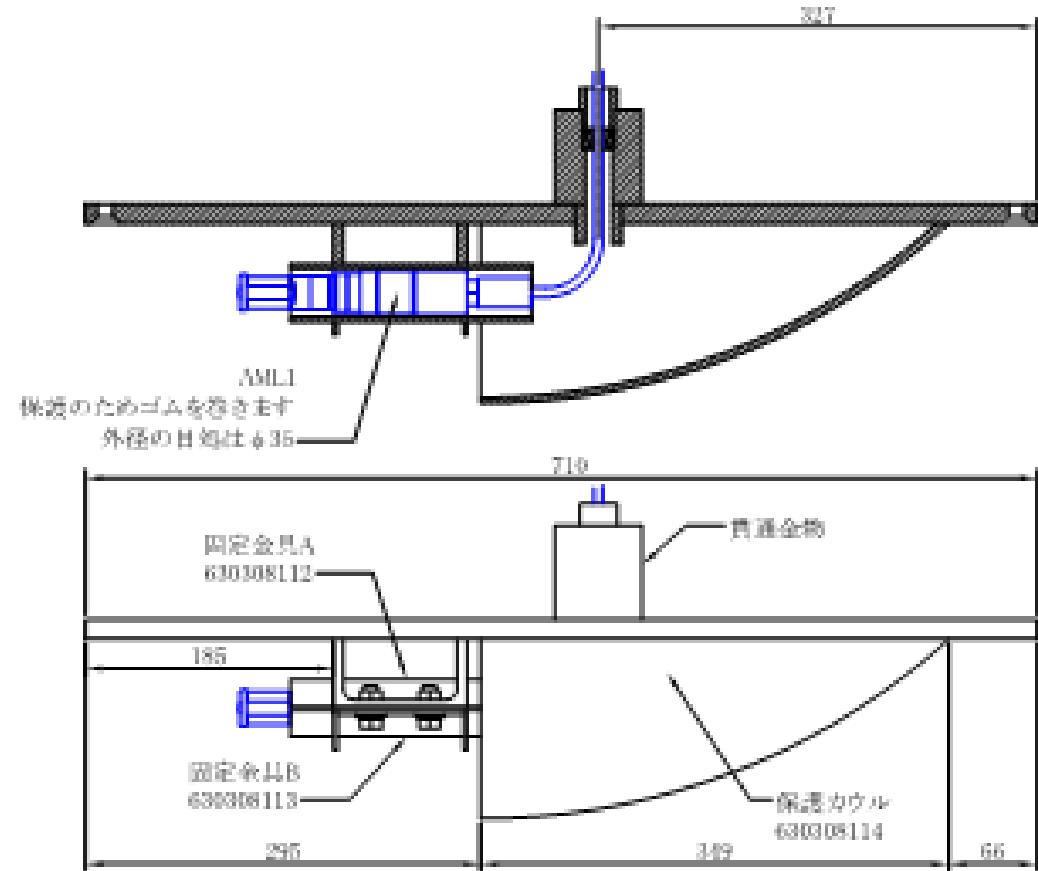
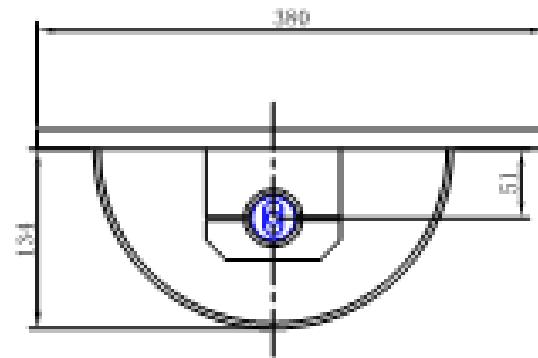
【参考】船底ドーム (No7ハッチ)



製作数は、1組分を示す。1組製作のこと。

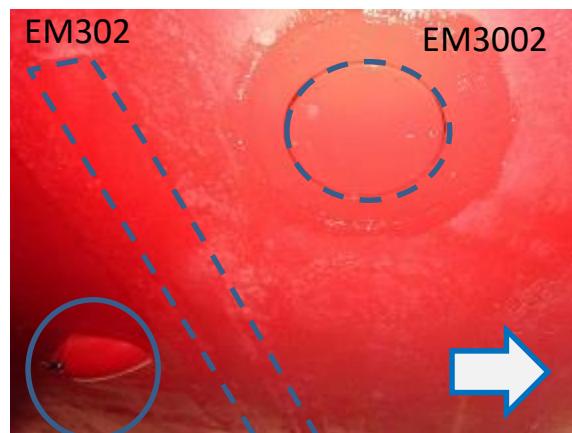
番号	名称	材質	製作数	重量	備考
①	COVER PLATE	KA	1	28.1 kg	
②	FLANGE	KA	1	26.5 kg	
③	M10 六角穴付き皿ボルト	SUS304	16		ℓ = 45
④	M10 ナット	SUS316	16		

【参考】表面音速度計及び設置架台

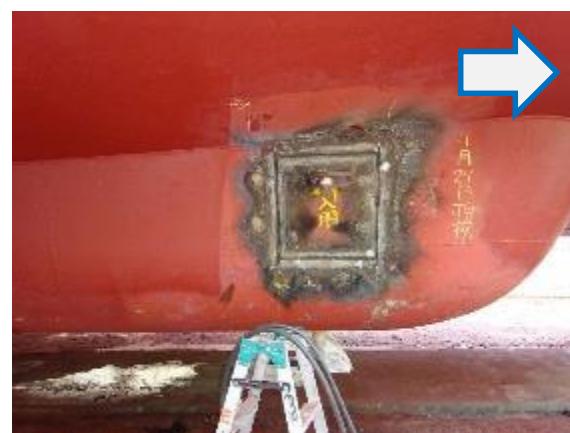


参考(R2D海洋EM3002取付)

表面音速度計 EM3002



表面音速度計



船首方向

【参考】船底ドーム右舷外板開口部（H28明洋作業時）

開口部



送受波器取付位置



第六章 通信部

1 一般

本修理は、本仕様書によるほか次のとおりとする。

- (1) 施工に際し、部材の取り合わせ及び現場の都合により仕様を変更する必要がある場合は、その整備に支障のない範囲で、かつ、他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督職員の承認を得て取付位置、取付工法等を変更することができる。この場合、軽微な変更については請負金額の増減は行わない。
- (2) 既設及び本整備施工部分については、十分な養生を施し、棄損・汚損等を与えた場合は請負者負担により修復すること。
- (3) 施工にあたっては、予め機器等の工事図面、装備要領及び取扱説明書を熟読のうえ、システム及び内容を十分理解したうえで行うこと。
- (4) 機器取付及び配線端末処理方法は、船体の動揺及び振動を考慮して堅固に行い、防水処理等を確実にこなうこと。
- (5) 別途官給する場合を除き、本工事に必要な材料等は請負者が手配すること。
- (6) ケーブル等には、機器の出入口において線番号及び接続先機器名等を記入した線名札を取付けること。
- (7) 設置した機器は試験調整を行い、最良の状態とすること。
- (8) 本仕様書の内容に疑義または不明な点が生じた場合は、直ちに監督職員と協議すること。

2 海事衛星通信装置 C 型の新設（別図 1～6 参照）

2.1 撤去作業

(1) 通信機器

ア 中短波・短波通信装置（CMHS250A2）

- (ア) 通信室に設置されている本体架及び空中線切替器並びに空中線整合器を撤去すること。
- (イ) 通信制御卓に設置されているコントローラを撤去すること。
- (ウ) 中短波・短波通信装置本体と各機器間のケーブル（AC100V 及び DC24V 電源ケーブル並びに信号ケーブル（CDR 系統）は再使用するため除く。）を撤去すること。
- (エ) 上記（ウ）の信号ケーブル（CDR 系統）を中短波・短波通信装置（CMHS250A）に接続すること。

イ EGC 受信機（JRE-60A）

- (ア) EGC 受信機一式（受信機、表示部、外部電源ユニット）を撤去すること。
- (イ) 同装置に接続されている各種ケーブルを撤去すること。
- (ウ) 受信機の撤去後、ブランクパネル（2U）を設置すること。

(2) 空中線

ア EGC 受信機用空中線

イ 方位測定器用空中線（ゴニオボックス含む。）

ウ 40MHz 方向探知機用空中線（ゴニオボックス含む。）

(3) ケーブル

ア 中短波・短波通信装置用信号ケーブル（20 mm φ 以下）	10m
イ EGC 受信機用同軸ケーブル（20 mm φ 以下）	20m
ウ 方位測定器用同軸ケーブル（20 mm φ 以下）	40m
エ 40MHz 方向探知機用同軸ケーブル（20 mm φ 以下）	20m

2.2 設置作業

(1) 通信機器の設置

ア 2.1 (1) ア (ア) の本体を撤去した場所を請負者手配の補修材を使用して適切に補修の上、海事衛星通信装置 C 型（官給）一式を設置するための棚を施設すること。なお、既設の書棚については撤去すること。

イ アで設置した棚に屋内装置（NTF-318）、接続箱（NQE-3222）、キーボード（NDF-369）、電源ユニット（NBD-904）及びプリンター（NKG-900）を設置すること。

ウ 船橋前方の指定する場所に、外部ブザー（NCE-5547）及びリモートディストレスボタン（NQE-3225）を設置すること。

エ 機器本体を接地すること。

オ 2.1 (1) ア②を撤去した場所に請負者手配のブランクパネルを設置すること。

(2) 空中線の設置

2.1 (2) ウの空中線撤去跡に屋外装置（NAF-253GM）を設置すること。

(3) ケーブルの設置

ア 屋外装置と屋内装置の間に請負業者手配の同軸ケーブル（CFQ-3922A）と同軸ケーブル（7 ZCSC0333）を接続のうえ敷設し、各機器を接続すること。

イ アのケーブル敷設のため前部マストの架台付近に甲板用電線貫通金物（D 型 G3/4 200 ミリ）1 本を溶接により取り付けること。

ウ 貫通金物の設置にあたり必要な養生を行い他の場所に損傷等与えないこと。また、溶接完了後に該当部を塗装等により、防腐対策を施すこと。

エ 船橋に設置した外部ブザー及びリモートディストレスボタンから通信室まで、請負者手配の信号ケーブル（MPYC-4、TTYCSLA-4）を敷設し、それぞれ接続箱と接続すること。

オ 設置した接続箱と電気機器室設置の GPS 分配器（MD-550）を請負者手配の信号ケーブル（TTYCSLA-1）を敷設し、接続すること。

カ 設置した電源ユニットと通信室設置の配電盤を、既設の AC100V 及び DC24V 電源ケーブルにより接続すること。

3 付帯

次について、取外し、復旧すること。

(1) 天井内張り	10 m ²
(2) 蛍光灯	4 個
(3) 床塗装/剥離・ケレン/再塗	1.0 m ²
(4) 天井断熱材等/剥離・復旧	1.0 m ²
(5) 貫通金具新設箇所の清掃	1.0 m ²

4 機器調整等

4.1 機器調整

- (1) 試験調整に先立ち、海事衛星通信装置 C 型及び中短波・短波通信装置 (CMHS250A) の各配線接続を確認すること。なお、誤接続が認められた場合には、手直しを行うこと。
- (2) 試験調整に必要な測定器等については、請負者にて事前に準備し、適正に較正されているものを使用すること。
- (3) 各装置の調整については、製造業者若しくは精通した技術者又は同等の技術を持つと認められる技術者が実施すること。

4.2 試験調整

監督職員と打ち合わせを実施した後、製造業者若しくは当該機器に精通した技術者等により行い、性能を十分得られるように実施すること。

4.3 データ取得

船舶地球局の海事衛星通信装置 C 型設置にかかる電波法に規定する無線局検査事前データ (ブロッキングチャートを含む。) を作成し、関東総合通信局及び監督職員に提出のうえ、無線局工事落成検査を受検、合格すること。

4.4 書類提出

無線局工事落成検査合格後、次の書類を提出すること。

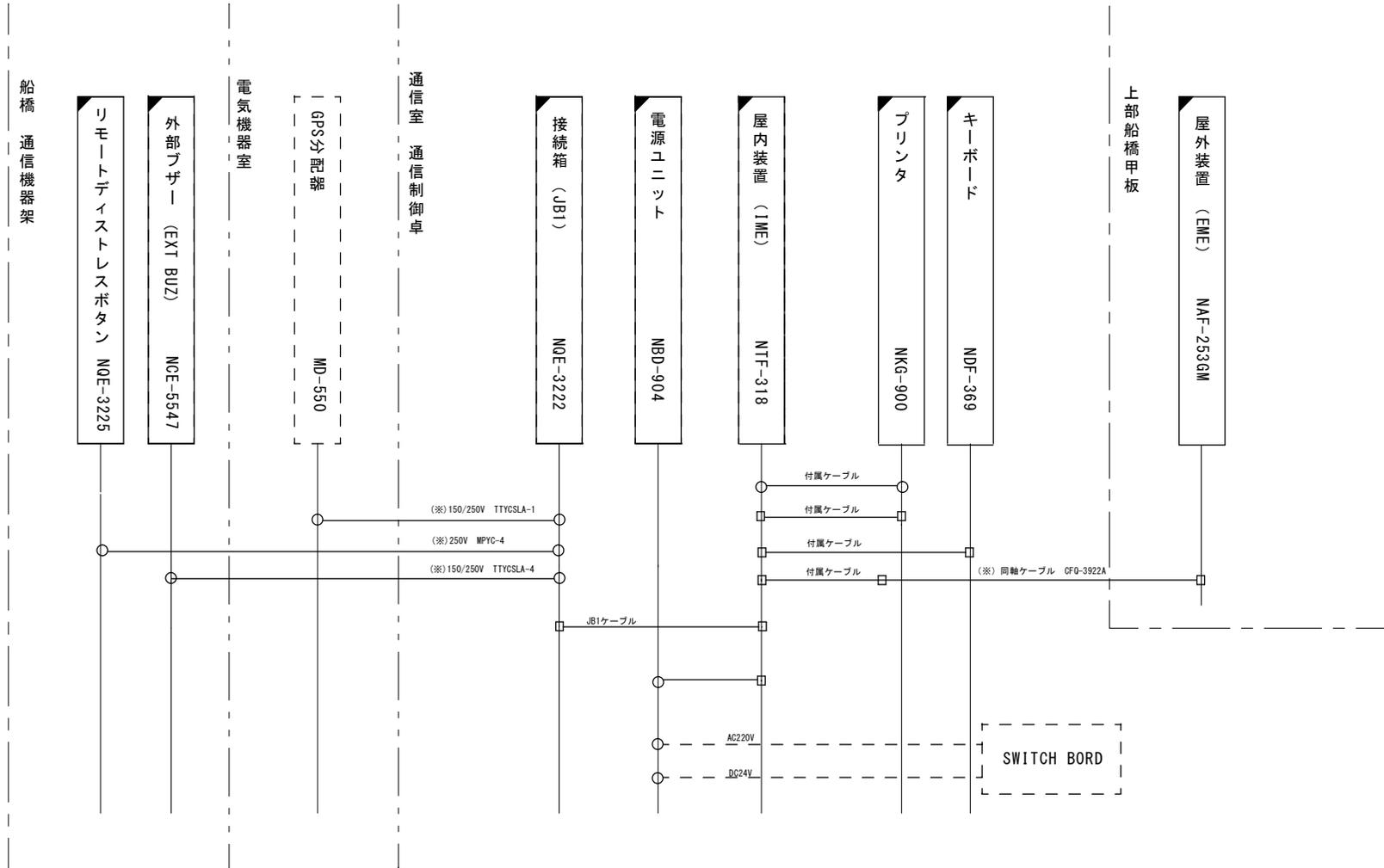
ア 関東総合通信局長発行の無線局検査結果通知書

1 部 (本船あて)

イ 登録検査等事業者作成の点検実施報告書等

2 部 (本船及び海上保安庁総務部情報通信課あて)

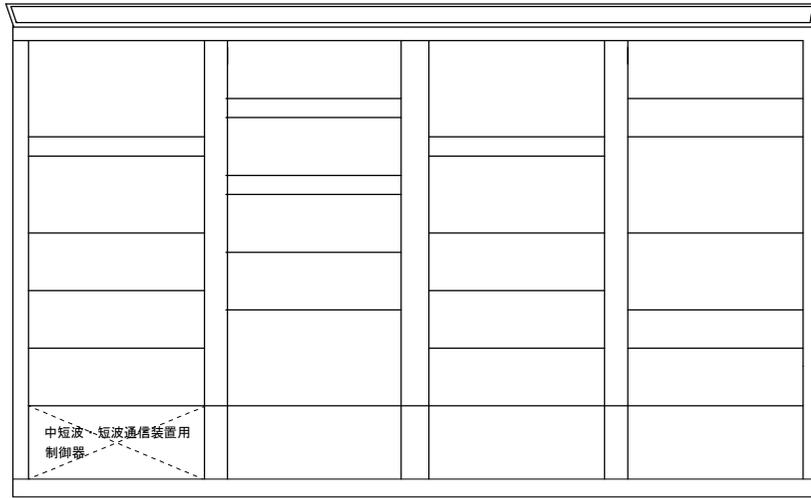
海事衛星通信装置 (C型) 機器間相互接続図



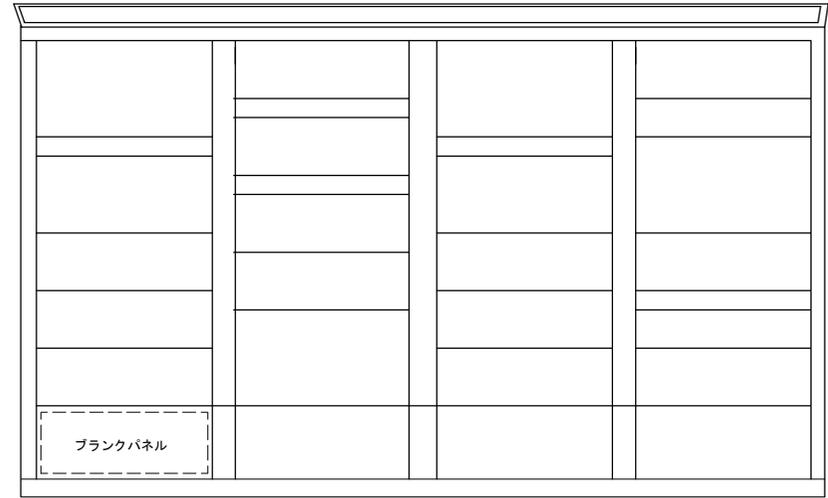
- 凡例
- 敷設通信ケーブル、電源ケーブル
 - - - 既設通信ケーブル・電源ケーブル
 - /○ コネクタ接続／端子接続
 - /○ 既設コネクタ／既設端子
 - ▭ 換装機器及び設置機器
 - - - 既設機器
 - (※) 請負業者手配

図面名	海事衛星通信装置 (C型) 機器間相互接続図		
縮尺	—	図番	1
作成年月	令和 4 年 4 月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

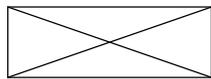
明洋機器配置図



改修前



改修後



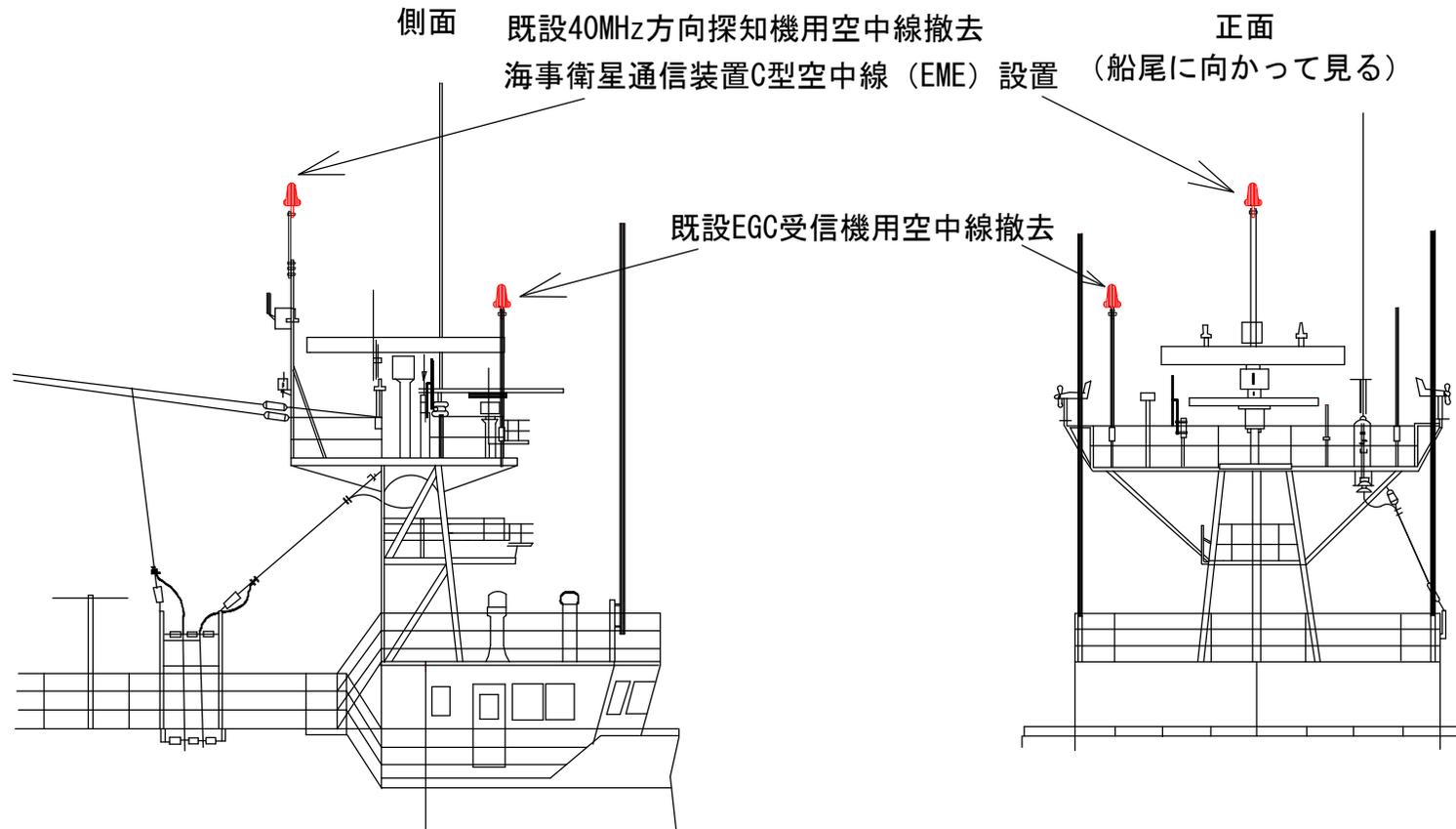
: 撤去機器



: 新設機器

図面名	明洋機器配置図		
縮尺	—	図番	2
作成年月	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

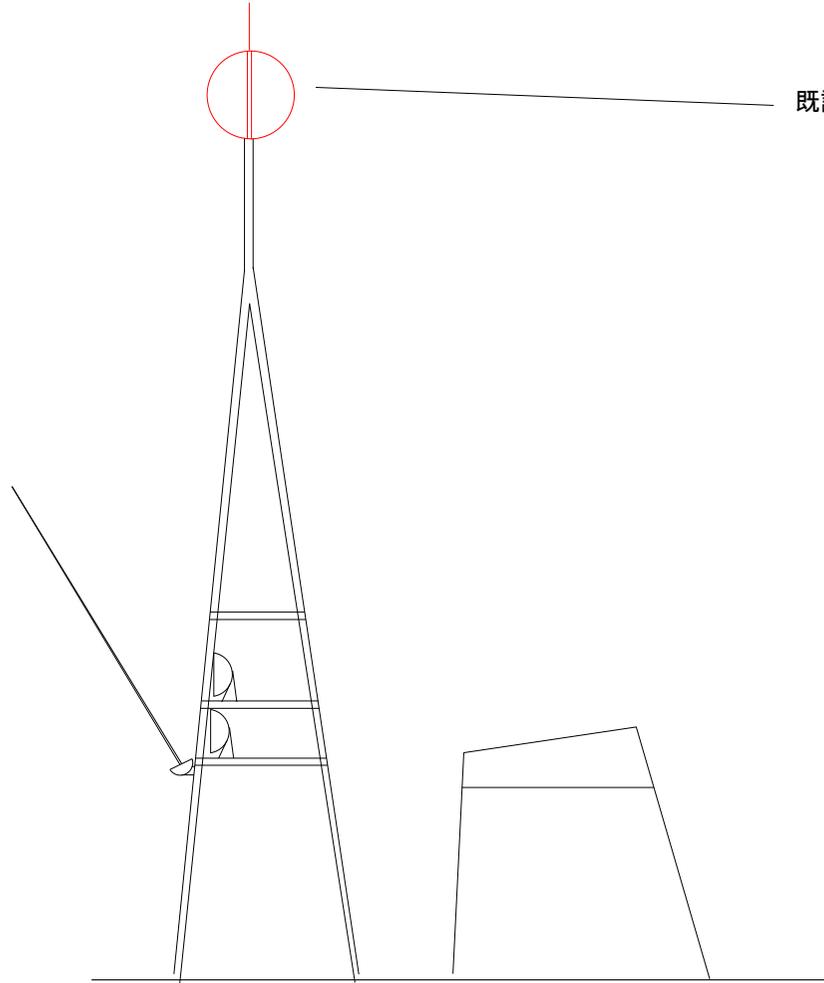
明洋空中線展張図（前部マスト）



図面名	明洋空中線展張図（前部マスト）		
縮尺	—	図番	3
作成年月	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

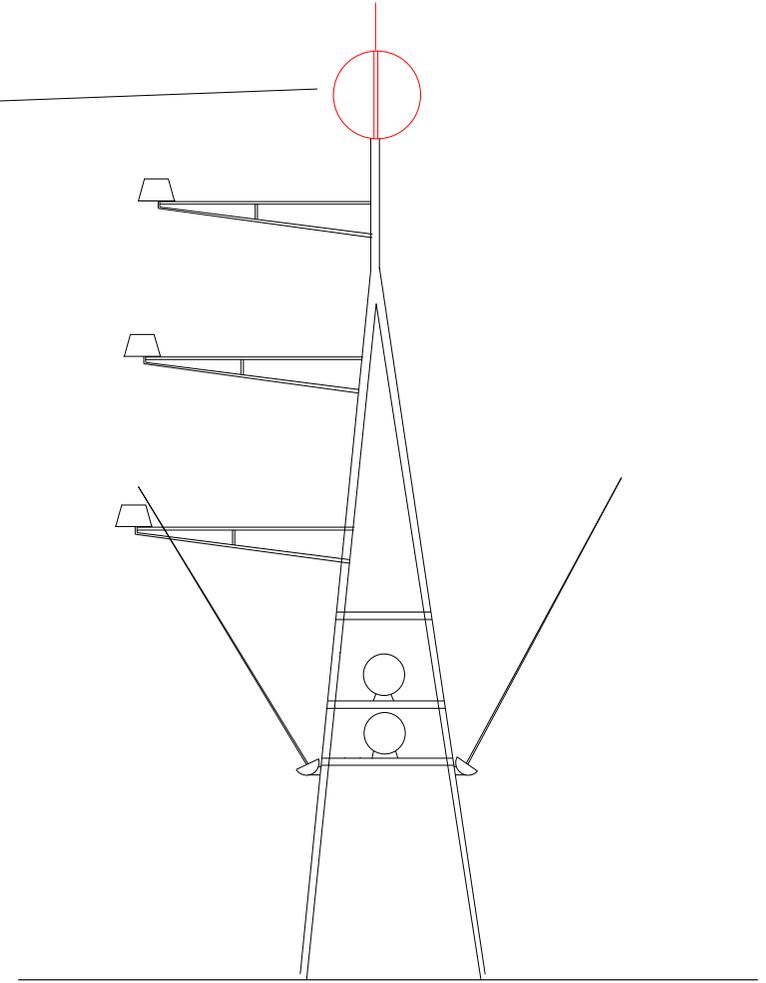
明洋空中線展張図（後部マスト）

側面



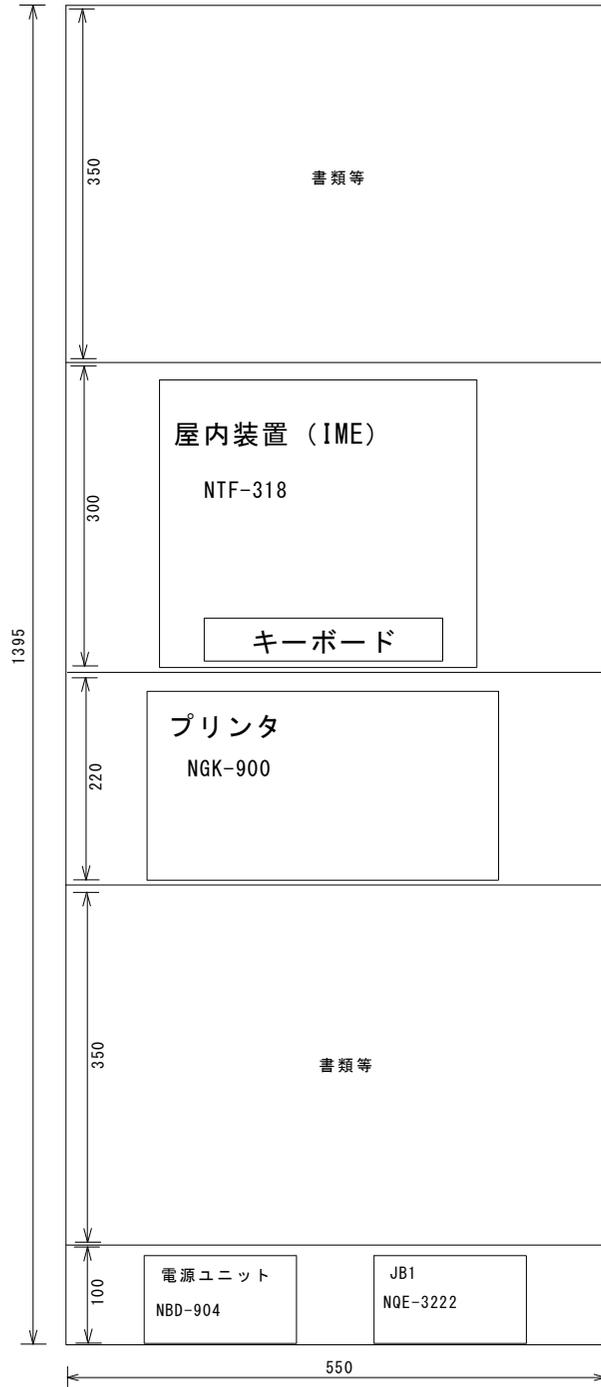
既設方位測定器用アンテナ撤去

正面
(船尾に向かって見る)

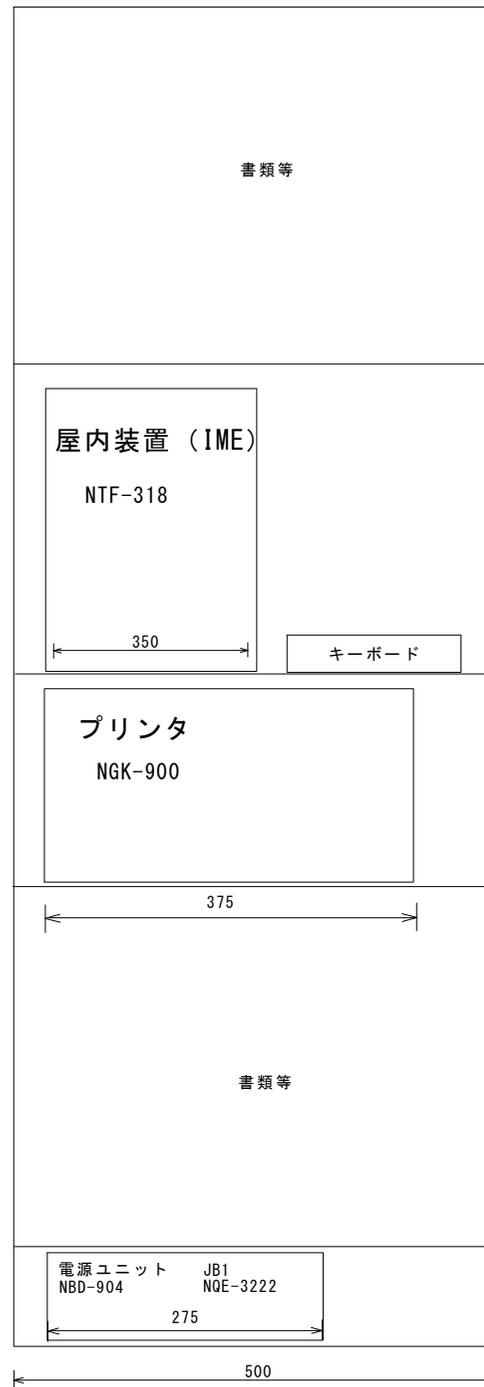


図面名	明洋空中線展張図（後部マスト）		
縮尺	—	図番	4
作成年月	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

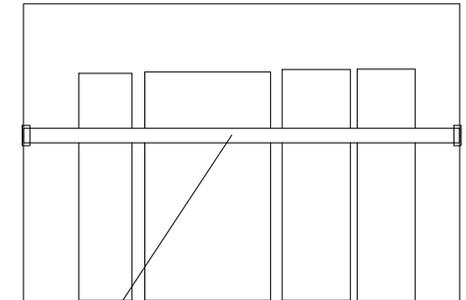
正面



側面

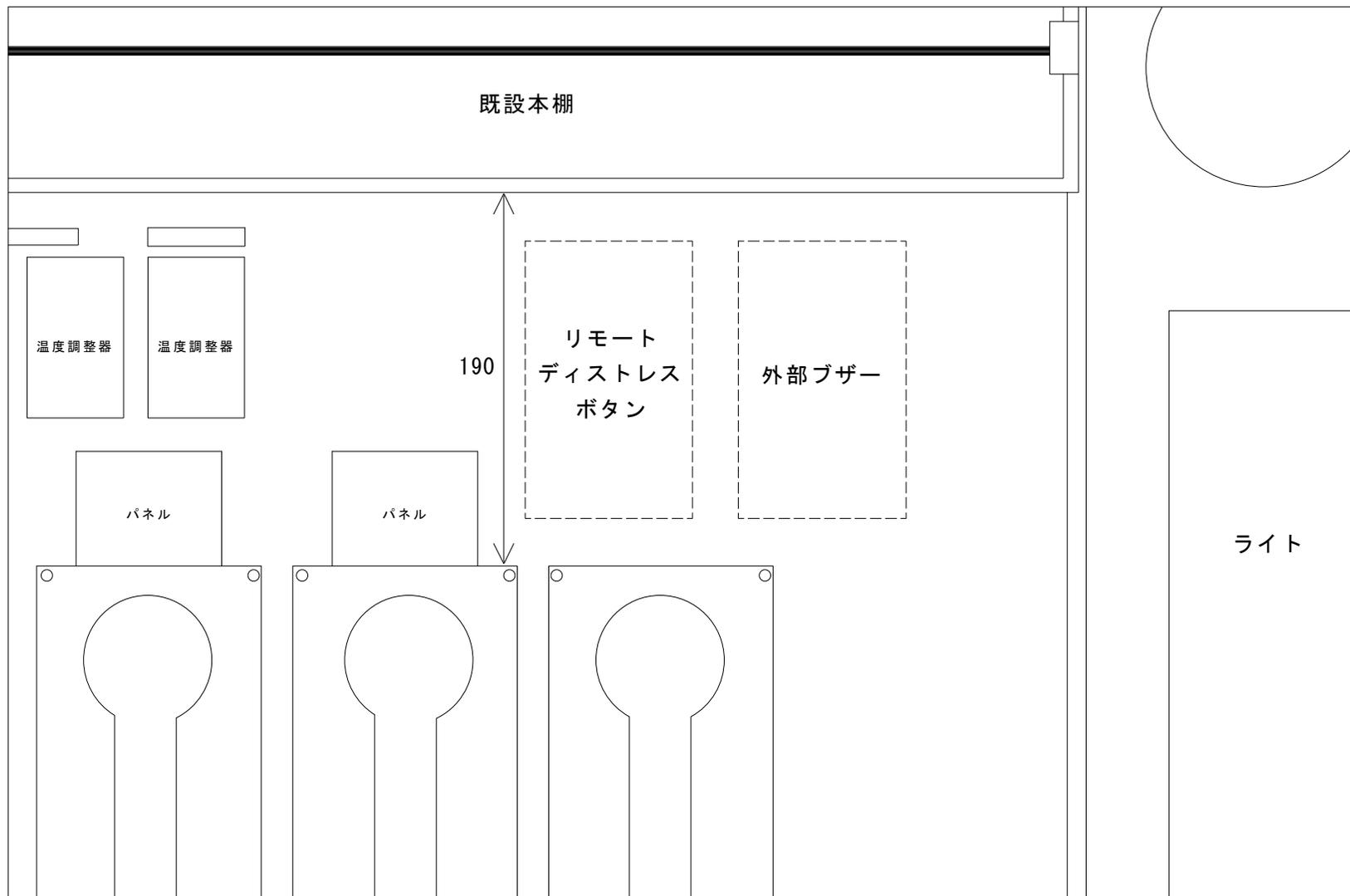


※各棚の転落防止措置



図面名	明洋通信室後方棚 外観図		
縮尺	—	図番	5
作成年月	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

明洋外部ボタンスイッチ等外観図



図面名	明洋外部ボタンスイッチ等外観図		
縮尺	—	図番	6
作成年月	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

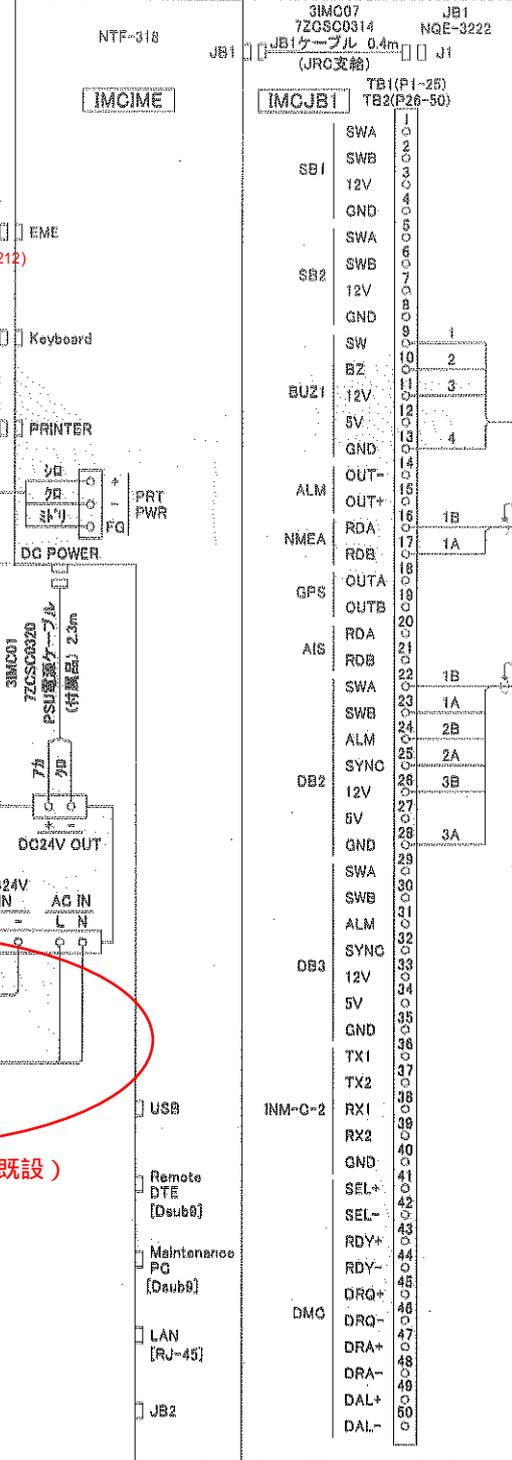
2. 結線図

前部マスト

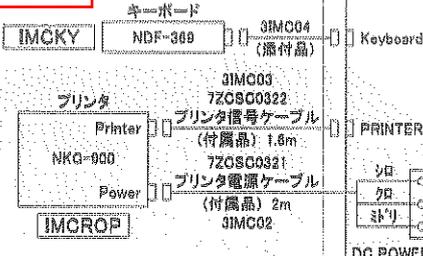


通信室 (棚)

屋内装置 (IME) ディストレスボタン付



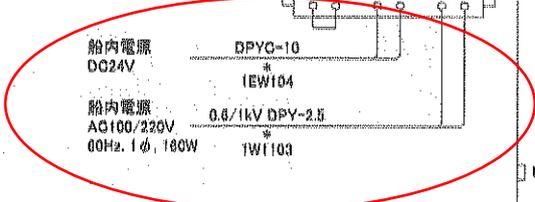
通信室 (棚)



船橋

GPS分配器
電気機器室

船橋



MF/HFの電源ケーブル使用 (既設)

* 造船所取付手配

JUE-87 INMARSAT-C 結線図

測量船 2 隻

定期修理仕様書 その 2
(測量船天洋定期修理)

海上保安庁装備技術部船舶課

令和 4 年 6 月

第一章 一般

1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶課に提出するものとする。

2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあっては、監督職員の指示により処理するものとする。

4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶課に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。

6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

8 この修理期間中請負者は、修理のために必要な、ほう炊及び居住の代替施設を供給するものとする。

9 修理期間は、令和4年10月1日から令和5年3月3日までの間の連続する25日以内とし、落札者は契約後、海上保安庁装備技術部船舶課船舶整備企画室と協議し、修理期間を決定するものとする。

る。

なお、修理のための基地出港日は修理開始前の3日以内、基地帰港日については引渡期限の3日以内とする。

10 支払いは、修理完工及び書類提出後とする。

11 別紙に掲げる検査記録等提出期限は、修理完了後30日以内に提出するものとする。

ただし、最終提出期限は令和5年3月29日とする。(提出先は本庁分、本船分共に本庁とする)

第二章 船体部

1 船体入出渠及び離接岸

(1) 主要目

総トン数	435 t
全長	56.02 m
幅	9.80 m
深さ	5.00 m

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、5日とする。

(3) 要領等

ア 入出渠は、次の事項等に十分配慮し安全確実に行う。

(ア) 入渠要領図及び前回入渠時の盤木位置図を参照する。

(イ) 入出渠に伴うトリム等の調整は、船体局部に過大な荷重が加わることのないよう慎重に行うものとし、入渠後の清海水の排水及びトリム等の調整用清海水の注水を行う。

なお、入渠前のタンクコンディション調整は乗員が行うものとする。

(ウ) 前回入渠時の盤木位置図、ログ、音測等の船底付機器類、シーチェストの配置等を潜水夫等により調査及び確認する。

イ 離接岸は、十分な曳船を使用し安全確実に行う。

ウ 盤木位置図を2部（本庁船舶課及び本船に各1部。以下同じ。）提出する。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

(1) 各室床

ビニールシートでカバーする。（各出入口踏板部を含む。）

操舵室	18 m ²
通信室	9 m ²
観測室	40 m ²
公室	40 m ²
食器室	8 m ²
機関制御室	22 m ²

(2) 各通路床

ビニールシートでカバーする。（暴露部の通路を除き、各出入口踏板部を含む。）

航海船橋甲板廊室	1 m ²
船首楼甲板通路	2 m ²
上甲板通路	22 m ²
下甲板通路	18 m ²

(3) 各階段

ステップ部は合板及びビニールシートで、ケコミ板、手摺部等はビニールシートでカバーする。（暴露部の階段を除く。）

航海船橋甲板～上甲板	1箇所	2 m ²
上甲板～下甲板	2箇所	4 m ²

(4) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

通信室椅子	1個
観測室椅子	3個
公室椅子	35脚
機関制御室椅子	2脚
通信室ソファ	1脚
公室ソファ	1脚
観測室テーブル	1個

3 船底外板

船底外板(舵、シャフトブラケット、ビルジキール等の付加物並びにシーチェストを含む。)について、次の清掃等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

清掃、清水洗い

塗分線下外板

6 0 0 m²

(2) 塗膜不良部手入れ

6 0 m²

ディスクサンダーによる。

(3) 塗装

プライマー エポキシ樹脂系

タッチアップ1回

6 6 m²

A/C 変性ビニル系

タッチアップ2回

6 6 m²

A/F ビニル系(無機)

総塗装 1回

6 0 0 m²

(4) 表示

喫水マークの表示

2回 一式

(5) その他

ア シーチェスト付格子は取外し、手入れ、塗装後復旧する。

イ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は1年仕様とする。

ウ 使用したA/C及びA/F塗料の製造所、製品名、使用量を明記した報告書を2部提出する。

(6) 防汚処置等

ア 清掃及び塗装中における音響測深機、電磁ログ、音波ログ、船底ドーム送受波部並びにプロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。

イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

4 船底保護陽極

次の船底保護陽極(保護亜鉛又は保護アルミ)について、目視確認し、結果を監督職員に速報する。船尾管のガット、ガードプレート等の取外し、復旧は付帯とする。

舵板	300×150×30	4個
副舵	200×100×30	8個
舵ガイドアーム端	100φ×50	2個
ビルジキール	300×150×30	10個
船尾船底	300×150×30	8個
船尾管	100×100×50	2個
シャフトブラケット及び船尾管端面	50×40×45°円弧	40個
シーチェスト	300×150×30	3個
ナローマルチビームドーム	150×70×30	4個
機関室内底	300×150×30	7個

5 清水タンク

(1) 次のタンクのマンホールを開放し、清水洗浄、ローズボックスの解放清掃、乗員による点検、マンホールパッキン(ネオプレーン5t)取替え、復旧する。

タンク内の酸素検知、照明装置及び足場の架設、撤去は付帯とする。

第1清水タンク 37.32m³ (マンホール2個)

第2清水タンク 37.32m³ (マンホール2個)

(2) 次のタンク(置タンク)のマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、マンホールパッキン(ネオプレーン5t)取替え、復旧する。

清水圧力タンク〔置〕 0.50m³ (マンホール1個)

(3) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。

(4) 各清水タンクに清水を補給し、24時間経過後、水質検査を実施する。(合格証明書2部提出)

6 汚物管等

(1) 次の汚物管を高压洗浄する。

汚物管内の洗浄水は陸揚げ廃水処理する。

小便管のSトラップ3個及び洋式便器2個の取外し復旧は付帯とする。

大便器排出管 100A×6.8m

125A×4.1m

小便器排出管

65A×4.0m

(2) 三方切替弁(125A)を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、フランジパッキン(ネオプレーン3t)取替え、復旧する。

7 揚錨機

ブレーキ機構を解放し、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。

ブレーキライニング(6t 80×805×4枚)を取替える。

8 重力式ボートダビット

右舷測量艇用重力式ボートダビット(辻産業株式会社製:現 株式会社相浦機械)について、次の整備を行う。

艇の陸揚げ、保管及び復旧は付帯とする。

次の(1)、(2)の整備に際し、官給する別紙1の部品を取替える。

(1) 本体

ア 製造メーカーにより各部清掃、点検、給脂、復旧する。

イ フォールワイヤー2本(官給)を取替える。

(2) ブレーキ機構

ア 解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。

イ 製造メーカーによりブレーキライニング(官給)を交換する。

ガスホース(1ライン)及びバーナー(1セット)の準備・撤去は造船所付帯とする。

9 甲板機械油圧装置

次の機器を開放し、清掃、点検、組立調整、復旧する。

(1) ストレーナ(川崎重工株式会社製 MS-S TYPE MS-S-40) 2台

Oリング JIS B 2401 G160 (HS90) 1個(数量は1台分を記載)

Oリング JIS B 2401 P8 (HS90) 1個(数量は1台分を記載)

パッキン 40A 1.5t 2枚(数量は1台分を記載)

(2) ストレーナ(川崎重工株式会社製 DS-SS TYPE DS-S-25) 1台

Oリング JIS B 2401 G160 (HS90) 1個

Oリング JIS B 2401 P8 (HS90) 1個

パッキン 25A 1.5t 2枚

(3) 作動油350L(ISO VG68相当)を交換し、エア抜き調整する。

抜き取った油は適法に処理する。

10 清水ポンプ

1号、2号清水ポンプ(石井工作所 50-TOBY-2 2m³/h×40m)を解放し、清掃、点検、組立調整、復旧する。

別紙2の消耗品を取替える。

11 検査・計測記録等

本仕様に基づく船体部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本部及び本船に各1部提出する。

1 (3) 盤木位置図

3 (5) 塗料報告書

4 船底保護陽極計測記録表

5 (4) 水質検査合格証明書

12 錨

官給する左舷錨を交換する。
交換後、JG 受検を行う。
取外した左舷錨の処分については別途協議する。

1 3 ベルマウス

両舷のベルマウスの肉盛補正を行う。

【付帯】

- ・ 足場の仮設及び撤去又は自走式リフトの使用
- ・ 焼損部手入れ

別紙1 重力式ダビット交換部品(官給)

項	品目	規格	数量		備考
1	WIRE ROPE	SUS304 6×24 G/0 φ18×56	個	1	
2	WIRE ROPE	SUS304 6×24 G/0 φ18×50	個	1	
3	OIL SEAL	ZF-09	個	1	
4	OIL SEAL	ZF-11	個	1	
5	OIL SEAL	SM40528 (AC40528/SB40528)	個	1	
6	O-RING	IA-P22	個	3	
7	O-RING	IB-P34	個	1	
8	DAMPER	D. No. 004047AS	個	3	ブレーキライニング
9	HAND BRAKE BAND	D. No. 004039	個	1	ブレーキライニング
10	SPLIT PIN	φ4×30L	個	4	

別紙2 1号、2号清水ポンプ(石井工作所製:50-TOBY-2) 交換部品

※数量は2台分で表記

項	品目	規格	数量		備考
			個	2	
1	ボールベアリング	No. 40	個	2	
2	ボールベアリング	No. 41	個	2	
3	カップリングボルトナット ワッシャー	No. 52	個	12	
4	ゴムリング	No. 53	個	12	
4	インペラナット、ワッシャー	No. 301	個	2	
5	ベアリングナット、ワッシャー	No. 303	個	2	
6	フェルトリング	No. 460	個	2	
7	フェルトリング	No. 461	個	2	
9	Oリング	No. 37-1	個	2	
10	フローティングシート	No. 37-2	個	2	
11	Oリング	No. 37-3	個	2	
12	シールリング	No. 37-4	個	2	
13	スプリング	No. 37-5	個	2	
14	止めネジ	No. 37-6	個	2	
15	カラー	No. 37-7	個	2	
16	Oリング(カバー)	No. 37-10	個	2	
17	Oリング(ケーシング)	No. 401	個	2	

第三章 機関部

1 右舷主機関（計画保全 M4）

製造所、型式 : 赤阪鐵工所 MH23
連続最大出力×回転数 : 650PS×420min⁻¹
シリンダ数×シリンダ径×工程 : 6×230mm×390mm

右舷主機関について、次の整備を行う。別紙1の交換部品（官給）を取替える。

(1) シリンダカバ

- ア 開放、清掃手入れ、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
- ウ 排気弁を摺合せする。（機械加工を含む。） 6個
- エ 吸気弁を摺合せする。（機械加工を含む。） 6個
- オ 起動弁を擦合せする。（機械加工を含む。） 6個
- カ 指圧器弁を摺合せする。 6個
- キ 排気弁箱シートリングとシリンダカバの当たり面を摺合せする。 6個
- ク 燃料噴射弁の開放、清掃、噴射圧力を調整すること。（280kgf/cm²） 6個
- ケ 水衣部を薬品洗浄すること。（排気弁箱を含む。） 6個
- コ 動弁腕装置開放、清掃、手入、復旧すること。 6個
- サ 次の試験計測を行うこと。

(ア) 圧力試験 (0. 39MPa) 6個

(イ) 染色探傷試験 (吸排気弁) 6個

(ウ) 計測

吸排気弁及びガイド間隙

動弁装置軸受間隙

吸排気弁シート部厚み及びシート部内径

(2) ピストン及び連接棒

- ア ピストン 6個
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取り替えること。
 - (ウ) ピストンリング及びオイルリングを取替えること。
 - (エ) ピストン冷却室を薬品洗浄すること。
- イ 連接棒 6個
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
- ウ クランクピン軸受 6個
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
- エ ピストンピン及び同軸受 6組
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取り替えること。
 - (ウ) 次の試験計測を行うこと。

磁気探傷試験

ピストンピン 6本

連接棒 6本

クランクピンボルト 24本

染色探傷

ピストン 6個

計測

ピストン外径及びリング溝

ピストンリングの幅、厚さ及び突合せ間隙

ピストンピン外径及び硬度

ピストンピン軸受内径及びピストンピンホール内径

ピストン頂部間隙

(3) シリンダライナ

- ア 開放、清掃、手入れ、組立調整、復旧すること。
- イ パッキン、Oリング、回り止め等を取替えること。
- ウ シリンダライナ及び架構水衣部を防食塗装（2回）すること。
- エ 保護亜鉛を取替えること。
- オ 次の計測を行うこと。

（ア）シリンダライナ内径

(4) クランク軸、主軸受、カムケース及びギアケース

ア クランク軸及び主軸受

（ア）開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。

イ カムケース点検蓋

（ア）開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。

（イ）カム軸を点検すること。

（ウ）カムローラを点検すること。

ウ ギヤケース点検蓋

（ア）開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。

エ 次の試験計測を行うこと。

（ア）染色探傷試験

クランク軸

（イ）計測

クランクピン外径及び軸受間隙

主軸受間隙

クランクアームのデフレクション（開放前、復旧後及び試運転後）

伝動歯車頂背隙

カム軸軸受間隙

(5) 燃料噴射ポンプ

ア 開放、清掃、手入れ、組立、調整及び復旧すること。

イ パッキン、Oリング、回り止め等を取替えること。

ウ 噴射時期の調整を行うこと。（開放前の噴射時期の計測を含む。）

エ 吐出弁を摺り合せること。

(6) 付属ポンプ

ア 冷却清水ポンプ（機付、渦巻 20m³/h × 15m）

1 台

（ア）開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。

（イ）パッキン類、Oリングを取り替えること。

（ウ）玉軸受けを取り替えること。

（エ）メカニカルシールを取り替えること。

（オ）次の計測を行うこと。

ポンプ軸径及び軸受間隙

イ 弁腕注油ポンプ（自動注油器）

1 台

（ア）開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。

（イ）パッキン類、Oリング及び回り止めを取替えること。

（ウ）玉軸受を取替えること。

（エ）オイルシールを取替えること。

（オ）付属諸弁を摺合せること。

（カ）次の計測を行うこと。

ポンプ軸径及び軸受間隙

ウ 潤滑油ポンプ（機付、歯車 8.0m³/h × 45kgf/cm²）

1 台

（ア）開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。

（イ）パッキン類、Oリング及び回り止めを取替えること。

（ウ）付属諸弁（調圧弁及び安全弁）を摺合せること。

（エ）次の試験計測を行うこと。

ポンプ軸径及び軸受間隙

- エ 燃料供給ポンプ（機付、トロコイド式 $0.63\text{m}^3/\text{h} \times 2\text{kg}/\text{cm}^2$ ） 1 台
- (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替えること。
 - (ウ) オイルシールを取替えること。
 - (エ) 付属諸弁（調圧弁及び安全弁）を摺合せること。
 - (オ) 次の計測を行うこと。
ポンプ軸径及び軸受間隙
- (7) 主始動弁ほか
- ア 主始動弁
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止め等を取替えること。
 - (ウ) 弁を摺合せること。
 - イ 始動空気分配弁
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止め等を取替えること。
 - (ウ) 弁を摺合せること。
 - ウ ターニング装置インターロック弁
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止め等を取替えること。
 - (ウ) 弁を摺合せること。
- (8) 調速機（ディーゼル機器 RHD6-LC 型） 1 個
- 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。（メーカー整備）
- (9) 熱交換器
- ア 空気冷却器
 - (ア) パッキン類、Oリング及び回り止めを取り替えること。
 - (イ) 海水流路を清掃すること。
 - (ウ) 内外部を薬品洗浄すること。
 - (エ) 保護亜鉛を取り替えること。
 - (オ) 次の試験を行うこと。
圧力試験 0.39MPa
 - イ 潤滑油冷却器
 - (ア) パッキン類、Oリング及び回り止めを取り替えること。
 - (イ) 海水流路を清掃すること。
 - (ウ) 内外部を薬品洗浄すること。
 - (エ) 保護亜鉛を取り替えること。
 - (オ) 次の試験を行うこと。
圧力試験 $0.39\text{MPa}/0.58\text{MPa}$
 - ウ 清水冷却器
 - (ア) パッキン類、Oリング及び回り止めを取り替えること。
 - (イ) 海水流路を清掃すること。
 - (ウ) 内外部を薬品洗浄すること。
 - (エ) 保護亜鉛を取り替えること。
 - (オ) 次の試験を行うこと。
圧力試験 $0.39\text{MPa}/0.58\text{MPa}$
- (10) クランク室及び架構
- ア 点検、清掃すること。
 - イ ドアパッキンを取り替えること。
 - ウ 次の試験計測を行うこと。
圧力試験 架構（ライナ装着状態）
- (11) 諸管
- ア 吸排気集合管、冷却水管、燃料油管、潤滑油管を開放、清掃、手入れを行うこと。（清水管メインギャラリ内部を含む）

- イ 防熱覆いを取り外し、復旧すること。
- ウ 伸縮継手を点検すること。(カラーチェック)
- エ 管内部(排気伸縮継手を含む)を清掃し、各取り付け面手入れ(摺り合せを含む)を行い復旧すること。
- オ 内壁の腐食点検を行うこと。

(12) その他

- ア 重量物の陸揚げ、保管及び積み込み。
(ア) 機関室の天蓋を取り外し、同パッキンの取り替え復旧並びに特記なき重量物等の陸揚げを含む。
- イ 試運転立会い
(ア) 復旧後、乗員が操縦する係留運転及び海上運転に立会うこと。
(イ) その他乗員が行う、始動試験、警報試験、操縦場所の切り替え試験、回転制御試験、翼制御試験、前行進試験及び危急停止試験に立会うこと。
- ウ 清掃
(ア) 修理完了後、周囲の汚れを清掃し、修理前の状況に復すこと。

2 左舷主機(計画保全 M2)

製造所、型式 : 赤阪鐵工所 MH23
 連続最大出力×回転数 : 650PS×420min⁻¹
 シリンダ数×シリンダ径×工程 : 6×230mm×390mm

左舷主機関について、次の整備を行う。別紙2の交換部品(官給)を取替える。

(1) シリンダカバ

- ア 排気弁
(ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
- (イ) 排気弁を摺合せること。 6個
- (ウ) 排気弁箱～シリンダカバを摺合せること。 6個
シリンダカバボンネット及び動弁装置の脱着は付帯とすること。
- (エ) 動弁装置開放、清掃、手入れ、復旧すること。
- (オ) タペットクリアランスを調整すること。 6気筒分
- (カ) 次の試験計測を行い、記録表2部(本船1部、本庁1部)を提出すること。
 試験
 染色探傷試験(排気弁)
 計測
 排気弁及びガイド間隙
 排気弁シート部厚み及びシート部内径

(2) 過給機

- ア 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧すること。
- イ パッキン類、Oリング及び回り止めを取り替えること。
- ウ 水衣部を薬品洗浄すること。
- エ 玉軸受を取り替えること。
- オ 保護亜鉛を取り替えること。
- カ 次の試験計測を行うこと。
(ア) 圧力試験 0.39MPa
(イ) 染色探傷試験
 過給機ロータ
 過給機ノズル・ディフューザ
- (ウ) 計測
 過給機回転部間隙及びケーシング肉厚

3 軸系(右舷軸系は機関部分割・継続検査)

製造所、型式 : ナカシマプロペラ XS-45型
 直径 : 1600mm 材質 : ALBC3 翼数 : 3枚
 プロペラ軸 : 153φ×10.92m
 給油軸 : 155φ×1.2m

中間軸：140φ×0.962m

スラスト軸：φ150×1.2m

次のとおり整備、受検、別紙3の交換部品（官給品）を取替え、復旧すること。
なお、清掃用足場の設置及び撤去は、船体部仕様に含む。

(1) プロペラ・プロペラ軸（右舷）

ア プロペラ翼（3翼）

- (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧すること。
- (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替えること。
- (ウ) 清掃、バフ仕上げを行うこと。

イ ボンネット

- (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧すること。
- (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替えること。

ウ ボス

- (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧すること。
- (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替えること。

エ プロペラ軸

- (ア) 開放、手入れ、受検、組立調整及び復旧すること。
- (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替えること。
- (ウ) 清掃すること。

オ 右舷変節軸

- (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧すること。

カ 足場

- (ア) プロペラ軸拔出し用足場の設置及び撤去を行うこと。
- (イ) 拔出し復旧用アイプレートの着脱及び同船内底の焼跡部の処理塗装を行うこと。

キ 試験計測

(ア) 圧力試験

プロペラボス 0.1MPa

(イ) 非破壊検査

磁気探傷試験

- プロペラ取付ボルト
- プロペラ翼取付ボルト
- プロペラ翼～クランクリングピン
- プロペラ軸スリーブ端付近

染色探傷試験

プロペラ翼取付ボルト穴

(ウ) 計測

- プロペラ軸外径
- 張出軸受及び船尾管軸受内径
- プロペラ軸と張出軸受及び船尾管軸受間隙
- プロペラ翼軸外径及び同軸受内径
- 送油管用軸受間隙

- (エ) 計測記録表2部（本庁1部、本船1部）提出すること。

ク 作動試験

- (ア) 変節機構の作動試験を実施すること。
- (イ) 翼角整合及び確認すること。（翼根部～機側翼角目盛～操舵室）

(2) 左舷プロペラ・軸

ア プロペラ（3翼）

- (ア) 清掃及びバフ仕上げを行う。

イ プロペラ軸

- (ア) 清掃する。

ウ 足場

- (ア) プロペラ清掃用足場の設置及び撤去を行うこと。

(イ) プロペラ軸清掃用足場の設置及び撤去を行うこと。

エ 計測

(ア) プロペラ軸と張出軸受及び船尾管軸受間隙

(イ) 計測記録 2 部 (本庁 1 部、本船 1 部) 提出すること。

4 2号主発電原動機 (分割定検)

製造所、型式 : ヤンマー 6CHL-HTN1

出力×回転速度 : 92kW (125PS) ×1,800min⁻¹

シリンダ数×径×行程 : 6×105mm×125mm

次のとおり開放、整備、本船支給する別表 4 記載物品取替え、受検、組立て及び復旧すること。

試験及び計測については、記録表を 2 部 (本庁 1 部、本船 1 部) 提出すること。

また、記録表は電子化し、CD-R 等に納めたものを提出すること。

(1) シリンダカバ

ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

2 式

(燃料噴射弁及び動弁装置を含む。) (シリンダカバ 3 気筒一体型)

イ パッキン類、O リング及び回り止めを取替える。

ウ 排気弁及び同弁座を摺合わせる。(機械加工を含む。)

6 個

エ 吸気弁及び同弁座を摺合わせる。(機械加工を含む。)

6 組

オ 燃料噴射弁の噴射圧力を 21.56MPa (220kgf/cm²) に調整する。

6 個

カ 水衣部を薬品洗浄する。

6 個

キ 次の試験及び計測を行う。

(ア) 圧力試験

清水側 0.39MPa (4kgf/cm²)

(イ) 染色探傷試験

シリンダカバ及び吸排気弁

(ウ) 計測

吸排気弁及びガイド間隙

動弁装置軸受間隙

吸排気弁シート部厚み及びシート部内径

(2) ピストン及び連接棒

ア ピストン

6 組

(ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

(イ) パッキン類、O リング及び回り止めを取替えること。

イ 連接棒

6 個

(ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

ウ クランクピン軸受

6 個

(ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

エ ピストンピン及び同軸受

6 個

(ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

(イ) パッキン類、O リング及び回り止めを取替える、

(エ) 次の試験及び計測を行う。

磁気探傷試験

ピストンピン

連接棒

染色探傷試験

ピストン

計測

ピストン外径及びリング溝

ピストンリング、幅、厚さ及び突合せ間隙

ピストンピン外径及び高硬度

ピストンピン軸受内径及びピストンピンホール内径

ピストン頂部間隙

- (3) シリンダライナ 6 式
- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - ウ シリンダライナ及び架構水位部を防食塗装（2回）する。
 - エ 次の試験計測を行うこと。
 - シリンダライナ内径
- (4) クランク軸及び主軸受 1 個
- ア クランク軸（クランク室）
 - 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ 主軸受・基準軸受 上下 7 組
 - 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整並びに復旧する。
 - ウ カムケース及びギヤケース
 - (ア) カム軸を点検する。
 - (イ) カムローラを点検する。
 - (ウ) ギヤケースを開放、清掃、手入れ、受検、組立復旧すること。
 - (エ) 次の試験計測を行う。
 - 染色探傷検査
 - クランク軸
 - 計測
 - クランクピン外径及び同軸受間隙
 - 主軸受間隙
 - クランクアームデフレクション（開放前、復旧後及び試運転後）
 - 伝動歯車頂背隙及び補機駆動歯車頂背隙間
 - カム軸軸受隙間
- (5) 燃料噴射ポンプ（一体型燃料噴射ポンプ（ガバナ付））
- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ 噴射時期及び燃料噴射量の調整を行う。
- (6) 付属ポンプ
- ア 潤滑油ポンプ（機付、歯車 $3.3\text{m}^3/\text{h} \times 1.0\text{MPa}$ ）
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - (ウ) オイルシールを取替える。
 - (エ) 諸付属弁（調圧弁及び安全弁）を摺合せする。
 - (オ) 次の計測を行う。
 - ポンプ軸径及び滑り軸受間隙
 - イ 冷却海水ポンプ（機付、モノフレックス $4.6\text{m}^3/\text{h} \times 10\text{m}$ ）
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - (ウ) 玉軸受を取替える。
 - (エ) メカニカルシールを取替える。
 - ウ 冷却清水ポンプ（機付、渦巻、 $6.0\text{m}^3/\text{h} \times 7\text{m}$ ）
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - (ウ) 玉軸受を取替える。
 - (エ) メカニカルシールを取替える。
- (7) 過給機
- ア 開放、清掃、点検、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - ウ 次の試験及び計測を行う。
 - (ア) 圧力試験 0.39MPa
 - (イ) 染色探傷試験
 - 過給機ロータ

ノズル及びディフューザ

(ウ) 計測

過給機回転部間隙及びケーシング肉厚

(8) 熱交換器

ア 空気冷却器 (3.3m²)

(ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

(イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。

(ウ) 海水流路を清掃する。

(エ) 外部を薬品洗浄する。

(オ) 保護亜鉛を取替える。

(カ) 圧力試験を行う。(海水側 0.39MPa (4kgf/cm²) 空気側 0.20MPa (2kgf/cm²))

イ 潤滑油冷却器 (0.7m²)

(ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

(イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。

(ウ) 海水流路を清掃する。

(エ) 外部を薬品洗浄する。

(オ) 保護亜鉛を取替える。

(カ) 圧力試験を行う。 4.6 kgf / cm²

ウ 清水冷却器 (0.8m²)

(ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

(イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。

(ウ) 海水流路を薬品洗浄する。

(エ) 外部を薬品洗浄する。

(オ) 保護亜鉛を取替える。

(カ) 圧力試験を行う。(海水側 0.39MPa (4kgf/cm²) 清水側 0.39MPa (4kgf/cm²))

(9) 諸管

ア 冷却水管、潤滑油管、吸排気集合管及び燃料管の開放、清掃、手入れ並びに復旧する。

イ 防熱覆いを取外し、復旧する。

ウ 管内部を清掃し、各取付面手入れ(摺合わせを含む。)を行い、復旧すること。

(10) その他

ア 防音ボックスの脱着

取外し、陸揚げ及び復旧する。

イ 原動機据付用防振ゴムを目視点検し、高さを計測する。

ウ 重量物の陸揚げ、保管及び積込みを行う。

(ア) 重量物搬出ハッチの脱着及び同パッキンの取替えを含む。

(イ) 特記なき重量物の陸揚げ及び積込みを含む。

エ 試運転立会い

(ア) 組立、調整、復旧及び乗員が操縦する試運転に立会う。(使用負荷は船内負荷)

(イ) その他、調速機試験及び安全装置作動試験に立合うこと。

5 海洋生物付着防止装置

製造所：日本トラテック 銅イオン発生式

処理流量：約 132m³/h

次のとおり開放、整備、本船支給する別紙5の記載部品を取替え及び復旧すること。

(1) 下記電極を取替える(電極については本船支給とする)。

右舷海水吸入箱電極 (Cu : 100φ × 350L × 1個 AL:100φ × 350L × 1個)

左舷海水吸入箱電極 (Cu : 100φ × 350L × 1個 AL:100φ × 350L × 1個)

高位海水吸入箱電極 (Cu : 100φ × 350L × 1個 AL:100φ × 350L × 1個)

(2) 通水テスト及び水密確認を実施する。

(3) 電極～船体間の絶縁確認及び通電試験を実施する。

(4) 取外した電極については適正に廃棄する。

6 その他修理

- (1) 右舷主機の排気弁座（本船支給）6個を新替える。
- (2) 左舷主機の排気弁座（本船支給）6個を新替える。
- (3) 左舷主機の吸気弁座（本船支給）6個を新替える。
- (5) 右舷主機4，5番シリンダ動弁装置の吸気側ブッシュ（本船支給）を交換する。
- (6) 右舷主機4，5番シリンダ動弁装置の弁腕軸（本船支給）各1本を新替える。

7 受検記録

- (1) 本仕様に基づく機関の検査及び計測記録等は取りまとめのうえ製本し2部（船舶課1部、本船1部）提出すること。
- (2) 指示する計測記録は電子データにて提出すること。

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	シリンダカバ用ガスケット	104142102000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
2	排気管用ガスケット	001576129000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
3	吸気管エルボ用ガスケット	104154102000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
4	シリンダカバ閉止用ガスケット	001577286000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
5	CW排気弁箱ガスケット	001573252000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
6	CWコック用ガスケット	001574214000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
7	エア主管用ガスケット	762350220105	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
8	エア主管用Oリング	761031040001	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
9	シリンダCW入口用Oリング	101142102000	個	24	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
10	ノズルナット用ガスケット	001143195000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
11	ユニオン用ガスケット	001146523000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
12	ノズルチップ	104143202000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
13	排気弁棒案内（内）用ガスケット	760024020006	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
14	排気弁棒案内（外）用ガスケット	761031035006	個	12	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
15	排気弁座用パッキン	104144103000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
16	冷却水Oリング	101144101000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
17	指圧器弁胴用パッキン	762702002005	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
18	指圧器弁座用パッキン	762701020005	個	19	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
19	圧カリング（プレーン）	001237120000	個	18	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
20	圧カリング（テーパフェイス）	001237706000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
21	油かきリング	001238305000	個	12	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
22	シリンダライナパッキン	104133102000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
23	シリンダライナOリング	761057260001	個	18	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
24	カムケース蓋用ガスケットU	104085101000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
25	クランクケースドアガスケット	104123204000	個	12	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
26	クランク室安全弁Oリング	760057110005	個	3	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
27	ガバナリペアキット	104013120313	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
28	出入り口パッキン	NN151318	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
29	返し口パッキン	NN151319	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
30	インタークーラ保護亜鉛	001534919000	個	3	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
31	インタークーラ亜鉛&プラグ	NN255120	個	2	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
32	インタークーラ出入り口用パッキン	001577214000	個	2	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
33	吸気管ガスケット	001571252000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用

右舷主機関（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
34	主始動弁リペアキット	6539-4Y49459	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
35	始動中間弁リペアキット	104013120327	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
36	F O P吐出弁Oリング	029633-2040	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
37	ガスケット	029333-3010	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
38	F O Pガスケット	141115-4400	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
39	パッキン	029330-8050	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
40	F O Pガスケット	026518-2240	個	12	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
41	燃料噴射管Oリング	760035024001	個	24	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
42	トロコイドポンプ用オイルシール	SC133009	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
43	トロコイドポンプ用テフロンパッキン	001374234000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
44	F Oサービスポンプゴム継ぎ手	001374221000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
45	注油機インジケータOリング	MLHC-N0220N	個	8	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
46	油量調整棒用Oリング	MLHC-N0213	個	4	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
47	上部蓋用パッキン	MLHC-N045	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
48	ポンプ本体パッキン	MLHC-N053	個	4	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
49	L Oクーラ亜鉛	001534955000	個	4	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
50	L OクーラOリング	761057175001	個	2	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
51	L Oクーラパッキン	001577235000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
52	L Oクーラパッキン	001577245000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
53	冷却水ポンプオイルシール	SC456812	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
54	ボールベアリング	6307	個	2	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
55	冷却水ポンプメカニカルシール	左巻き EA103A30	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
56	F Wクーラ亜鉛	001534955000	個	2	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
57	F Wクーラ亜鉛	001534961000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
58	F WクーラOリング	760084250001	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
59	F Wクーラパッキン	001577238000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
60	F Wクーラパッキン	001577246000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 F M-4用
	以下余白				

左舷主機関（計画保全M2）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	ノズルナット用ガスケット	001143195000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
2	ユニオン用ガスケット	001146523000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
3	ノズルチップ	104143202000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
4	排気弁棒案内Oリング（内）	760024020006	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
5	排気弁棒案内Oリング（外）	761031035006	個	12	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
6	吸排気弁座用パッキン	104144103000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
7	冷却水Oリング	101144101000	個	6	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
8	ボールベアリング	NN468900	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
9	ボールベアリング	NN460390	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
10	マワリドメ受け座金	NN209908	個	2	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
11	排気管ターボ入口パッキン	001576106000	個	2	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
12	過給機ガス出口ガスケット	001085152000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
13	エアーアウトレット・ケーシングパッキン	001154209000	個	1	天洋 赤阪鐵工所 MF23 M-2用
	以下余白				

軸系（分割検査・継続検査）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	ブレード吊りプラグ	P/N 1	個	3	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
2	六角穴付ボルト	P/N 31	個	24	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
3	六角穴付ボルト	P/N 35	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
4	六角穴付止めネジ	P/N 36	個	12	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
5	六角穴付止めネジ	P/N 37	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
6	六角穴付止めネジ	P/N 38	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
7	プラグ	P/N 41	個	3	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
8	Oリング	P/N 44	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
9	Oリング	P/N 45	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
10	Oリング	P/N 46	個	3	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
11	Oリング	P/N 48	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
12	Oリング	P/N 51	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
13	座金 (M8)	P/N 55	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
14	Oリング	P/N 61	個	3	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
15	垂鉛板	P/N 62	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
16	Oリング	P/N 21	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
17	Oリング	P/N 22	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
18	パイロットチェック弁用Oリング	P/N 23	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
19	オイルシール	P/N 37	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
20	オイルシール	P/N 38	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
21	K Y パッキン	P/N 40	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
22	S K Y パッキン	P/N 41	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
23	Oリング	P/N 42	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
24	Oリング	P/N 43	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
25	Oリング	P/N 44	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
26	バネ座金	P/N 45	個	4	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
27	パッキン	P/N 48	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
28	ロッキングワイヤ	P/N 55	m	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
29	中間軸受整備キット	P/N C23	式	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
30	パッキン	P/N C23-17	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
31	パッキン	P/N C23-28	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
32	パッキン	P/N C23-29	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
33	パッキン	P/N C23-32	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用

軸系（分割検査・継続検査）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
34	歯車ポンプ整備キット	P/N C27	式	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
35	パッキン	P/N C27-1	個	4	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
36	ニードルベアリング	P/N C27-2	個	8	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
37	角リング	P/N C27-3	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
38	オイルシール	P/N C27-4	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
39	Oリング	P/N C27-5	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
40	Oリング	P/N C27-6	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
41	電磁弁ユニット整備キット	P/N C34	式	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
42	Oリング	P/N C34-1	個	10	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
43	Oリング	P/N C34-2	個	22	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
44	Oリング	P/N C34-3	個	29	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
45	スプリング	P/N C34-4	個	8	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
46	ペンタシール	P/N C34-5	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
47	スプリング	P/N C34-6	個	6	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
48	変節冷却器整備キット	P/N C30	式	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
49	Oリング	P/N C30-24	個	5	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
50	ガスケットA	P/N C30-18	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
51	ガスケットB	P/N C30-19	個	1	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
52	防食亜鉛棒	P/N C30-22	個	8	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
53	カムフォロア	P/N C58	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
54	高圧ゴムホース	P/N M100-19	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
55	ゴムホース	P/N M35-19	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
56	ゴムホース	P/N M35-9	個	2	天洋 ナカシマプロペラ XS-45用
	以下余白				

2号発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	ガスケット（ヘッド T=1.5	127616-01333	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
2	ガスケット（ソクフタ	127675-01410	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
3	パッキン（フタ A	127675-01790	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
4	パッキン（フタ B	127675-01800	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
5	Oリング（B	127610-01851	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
6	Oリング（1AP24.0	24311-000240	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
7	Oリング（1AP32.0	24311-000320	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
8	Oリング（1AG105.0	24321-001050	個	20	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
9	パッキン（ギヤケース	127610-01511	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
10	パッキン（ギヤケースフタ	127610-01530	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
11	シール（オイル SD55×78×12R	123672-01900	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
12	パッキン（ベアリングケース	127675-01890	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
13	オイルシール（TC173008	24423-173008	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
14	パッキン（ネンリョウポンプ	123482-51030	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
15	パツキン（マル 8×1.0	23414-080000	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
16	パッキン（フライホイールハウジング	127675-01681	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
17	シール（SD105×135×14L	123672-01782	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
18	Oリング（1AG145.0	24321-001450	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
19	パッキン（タービンデグチ B	148960-39510	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
20	ガスケット（オイルパン	127675-01730	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
21	パツキン（マル 16×1.0	23414-160000	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
22	パイプ（ブリーザ	122780-03260	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
23	パツキン（コバン 31×1.0	23425-310100	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
24	パツキン（マル 6×1.0	23414-060000	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
25	Oリング（1AP9.0	24311-000090	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
26	パツキン（マル 8×1.0	23414-080000	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
27	パッキン（カイテンケイトリツケ	127620-09360	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
28	コッター（ステム 10 2ヶ=1SET	27310-100001	個	15	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
29	シール（バルブステム	127610-11280	個	12	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
30	パッキン（マル 45	126650-11760	個	4	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
31	ダンネツザイ（ノズル	127610-11851	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
32	パッキン（ノズル	127610-11860	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
33	シール（FOフンシャベン	127610-11960	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用

2号発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
34	ノズルCMP（ネリヨウフンシヤ	127653-53000	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
35	ピン（ノズルイチギメ	103200-53210	個	12	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
36	ガスケット（オサエ	144626-53200	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
37	Oリング（4DP26.0	24316-000260	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
38	ガスケット（ボンネット	127610-11340	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
39	Oリング（1AP12.0	24311-000120	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
40	パッキン（キュウキカン	127420-12161	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
41	パツキン（マル 21×1.0	23414-210000	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
42	ガスケット（ヘッドデグチ	127610-13201	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
43	リング（ピストン	127652-18830	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
44	ガスケット（タービン	X4916619201	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
45	リング（シール	113200-22120	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
46	ガスケット（タービン	123688-18201	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
47	オーバホールKIT	946706-90000	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
48	ボウシヨクアエン（ネジ20×37	27210-200370	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
49	パッキン（ボウシヨクアエン	123210-09310	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
50	パツキン（マル 25×1.0	23414-250000	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
51	パッキン	127620-18181	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
52	パッキン（タンク A	127620-18170	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
53	パッキン（タンク B	127620-18210	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
54	ホース（ゴム D59×50×L60	127620-18130	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
55	リングSET（ピストン	127610-22501	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
56	ボルト（コネクティングロッド	127620-23700	個	12	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
57	ボウシヨクアエン（ネジ20×37	27210-200370	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
58	パッキン（ボウシヨクアエン	123210-09310	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
59	パツキン（マル 25×1.0	23414-250000	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
60	Oリング（1AP90.0	24311-000900	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
61	Oリング（1AG35.0	24321-000350	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
62	エレメント（ジュンカツユコシキ	123672-35151	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
63	ガスケット（フィルタ	127675-35120	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
64	Oリング（1AG30.0	24321-000300	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
65	Oリング（1AG35.0	24321-000350	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
66	Oリング（1AG55.0	24321-000550	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用

2号発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
67	パッキン（パイプ タービンIN	1 2 3 6 8 8 - 3 9 7 2 1	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
68	パッキン（パイプタービンOUT	1 2 8 6 2 4 - 3 9 7 9 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
69	パッキン	1 2 3 6 8 8 - 3 9 8 3 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
70	Oリング（1AP20.0	2 4 3 1 1 - 0 0 0 2 0 0	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
71	シール（メカニカル	1 2 3 4 7 2 - 4 2 0 6 1	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
72	オイルシール（TC203508	2 4 4 2 3 - 2 0 3 5 0 8	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
73	インペラ（カイスイポンプ	1 2 7 6 1 0 - 4 2 2 7 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
74	トメワC（アナ 47	2 2 2 5 2 - 0 0 0 4 7 0	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
75	ベアリング（ボール 6204	2 4 1 0 1 - 0 6 2 0 4 4	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
76	Oリング（1AG40.0	2 4 3 2 1 - 0 0 0 4 0 0	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
77	Oリング（1AG60.0	2 4 3 2 1 - 0 0 0 6 0 0	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
78	Oリング（1AG70.0	2 4 3 2 1 - 0 0 0 7 0 0	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
79	ガスケット（ポンプカムトリツケ	1 2 7 6 2 0 - 4 2 1 7 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
80	パッキン（レイキヤクスイポンプ	1 2 7 6 1 0 - 4 2 1 9 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
81	ベアリング（ボール 6303	2 4 1 0 1 - 0 6 3 0 3 4	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
82	Vベルト（ローエツジ A40	2 5 1 3 2 - 0 0 4 0 0 0	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
83	シール（メカニカル	1 2 4 2 5 0 - 4 2 3 5 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
84	パッキン（ポンプフタ A	1 2 7 6 7 5 - 4 3 1 1 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
85	パッキン（ポンプフタ B	1 2 7 6 7 5 - 4 3 1 2 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
86	ベアリング（ボール 6203U	2 4 1 0 2 - 0 6 2 0 3 4	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
87	ベアリング（ボール 6204U	2 4 1 0 2 - 0 6 2 0 4 4	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
88	リング（ミズキリ	1 2 7 6 1 0 - 4 3 3 1 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
89	ボウショクアエン（ネジ20×37	2 7 2 1 0 - 2 0 0 3 7 0	個	4	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
90	パッキン（ボウショクアエン	1 2 3 2 1 0 - 0 9 3 1 0	個	4	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
91	パツキン（マル 25×1.0	2 3 4 1 4 - 2 5 0 0 0 0	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
92	ガスケット（セイスイクーラ	1 2 7 6 7 5 - 4 4 1 2 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
93	ガスケット（セイスイクーラ	1 2 7 6 7 5 - 4 4 1 3 0	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用

2号発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
94	パッキン（ファイラ	120445-44611	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
95	リング（1AP115.0	24311-001150	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
96	シキリイタ（CWクーラ	127620-44440	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
97	リング（1AG60.0	24321-000600	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
98	リング（1AS56.0	24341-000560	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
99	パッキン（レイキャクスイ	126440-49180	個	4	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
100	パッキン（セイスイクーラガワ	127620-49261	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
101	パッキン（インタクーラ	127620-49271	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
102	ツギテ（ゴム A	127620-49650	個	3	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
103	ツギテ（ゴム B	127450-49660	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
104	ツギテ（ゴム C	127620-49670	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
105	パッキン（コバン 44×1.5	23421-440000	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
106	パッキン（レンラクカン	43400-501760	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
107	ツギテ（ゴム F	127620-49710	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
108	ツギテ（ゴム G	127620-49720	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
109	ツギテ（ゴム H	127610-49730	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
110	リング（1AG35.0	24321-000350	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
111	リング（1AG40.0	24321-000400	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
112	リング（1AG55.0	24321-000550	個	10	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
113	ブランチャCMP（ネンリョウ	127620-51100	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
114	バルブCMP（デリバリ	127653-51300	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
115	スプリング（デリバリバルブ	127653-51310	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
116	ガスケット（16×8×0.5 CU	X1311151200	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
117	リング（23×19×2	X0296320070	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
118	リング	X0296331010	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
119	ガスケット	X0265050940	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
120	シール（オイル D30/20 T=6	X0296220190	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用

2号発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
121	Oリング	X0296350050	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
122	ガスケット	X0293410020	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
123	ガスケット（ポンプ）	126660-51830	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
124	ブッシュ	X1542044400	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
125	ブッシュ	X1542044300	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
126	レバー（スイベル）	X1542007020	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
127	ベアリング（ガバナ）	X1541230120	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
128	ガスケット	X1543900300	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
129	ガスケット	X0293406020	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
130	バルブ（オーバフロー）	X1314241520	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
131	ガスケット	X1310110800	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
132	スプリング（L43 D24.7）	X1312152100	個	6	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
133	ベアリング	X0166302030	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
134	ベアリング	X0166402030	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
135	ピストン	121820-52170	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
136	スプリング（ピストン）	121820-52180	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
137	パッキン（マル 25）	121820-52200	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
138	バルブ（フィードポンプ）	121820-52210	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
139	スプリング（バルブ）	121820-52510	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
140	パッキン（スプリングオサエ）	121820-52050	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
141	Oリング	121820-52260	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
142	ピン（スナップ）	121820-52070	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
143	カバー	121820-52400	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
144	シール（オイル）	121820-52040	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
145	シール（オイル）	101220-85200	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
146	トメワC（アナ 52）	22252-000520	個	1	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用
147	ベアリング（ボール 6205）	24101-062054	個	2	天洋 ヤンマー 6 CHLHTN用

2号発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
148	エレメントCMP（ネンリョウ 8ミクロン）	41650-502340	個	1	天洋 ヤンマー 6CHLHTN用
	以下余白				

海洋生物付着防止装置

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	電極	Cu : 100 ϕ \times 350L	個	3	右舷、左舷、高位海水吸入箱
2	電極	AL : 100 ϕ \times 350L	個	3	右舷、左舷、高位海水吸入箱
	以下余白				

第四章 電気・計器部

1 油水分離器電磁弁及び濃度計

油水分離器について、第1浮上槽（SV2）、第1分離槽（SV3）、第2浮上槽（SV4）の電磁弁3個を取替える。また、油分の濃度計の不具合箇所を調査確認を行う。

第五章 通信部

1 一般

本修理は、本仕様書によるほか次のとおりとする。

- 1.1 施工に際し、部材の取り合わせ及び現場の都合により仕様を変更する必要がある場合は、その整備に支障のない範囲で、かつ、他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督職員の承認を得て取付位置、取付工法等を変更することができる。この場合、軽微な変更については請負金額の増減は行わない。
- 1.2 既設及び本整備施工部分については、十分な養生を施し、棄損・汚損等を与えた場合は請負者負担により修復すること。
- 1.3 施工にあたっては、予め機器等の工事図面、装備要領及び取扱説明書を熟読のうえ、システム及び内容を十分理解したうえで行うこと。
- 1.4 機器取付及び配線端末処理方法は、船体の動揺及び振動を考慮して堅固に行い、防水処理等を確実にこなうこと。
- 1.5 別途官給する場合を除き、本工事に必要な材料等は請負者が手配すること。
- 1.6 ケーブル等には、機器の出入口において線番号及び接続先機器名等を記入した線名札を取付けること。
- 1.7 設置した機器は試験調整を行い、最良の状態とすること。
- 1.8 本仕様書の内容に疑義または不明な点が生じた場合は、直ちに監督職員と協議すること。

2 海事衛星通信装置 C 型の新設（別図 1～6 参照）

2.1 撤去作業

(1) 通信機器

ア 中短波・短波通信装置 (CMHS250A2)

- (ア) 通信室に設置されている本体架及び空中線切替器並びに空中線整合器を撤去すること。
- (イ) 通信制御卓に設置されているコントローラを撤去すること。
- (ウ) 中短波・短波通信装置本体と各機器間のケーブル (AC100V 及び DC24V 電源ケーブル並びに信号ケーブル (CDR 系統) は再使用するため除く。) を撤去すること。
- (エ) 上記 (ウ) の信号ケーブル (CDR 系統) を中短波・短波通信装置 (CMHS250A) に接続すること。

イ EGC 受信機 (JRE-60A)

- (ア) 船橋に設置されている EGC 受信機一式 (受信機、表示部、外部電源ユニット) を撤去すること。
- (イ) 同装置に接続されている各種ケーブルを撤去すること。
- (ウ) 受信機の撤去後、ブランクパネル (2U) を設置すること。

ウ 方位測定器 (F22C)

- (ア) 通信制御卓に設置されている本体を撤去すること。
- (イ) 同装置に接続されている各種ケーブルを撤去すること。

(2) 空中線

ア EGC 受信機用空中線

イ 方位測定器用空中線 (ゴニオボックス含む。)

(3) ケーブル

ア 中短波・短波通信装置用信号ケーブル (20 mm φ 以下)	10m
イ EGC 受信機用同軸ケーブル (20 mm φ 以下)	20m
ウ 方位測定器用同軸ケーブル (20 mm φ 以下)	35m

2.2 設置作業

(1) 通信機器の設置

- ア 2.1 (1) ア (ア) の本体を撤去した場所を請負者手配の補修材を使用して適切に補修の上、海事衛星通信装置 C 型 (官給) 一式を設置するための棚を施設すること。なお、

既設の書棚については撤去すること。

イ 施設した棚は、前面に棒を付けて落下防止措置をとること。

ウ アで設置した棚に屋内装置 (NTF-318)、接続箱 (NQE-3222)、キーボード (NDF-369)、電源ユニット (NBD-904) 及びプリンター (NKG-900) を設置すること。

エ 船橋海図台付近の指定する場所に、外部ブザー (NCE-5547) 及びリモートディストレスボタン (NQE-3225) を設置すること。

オ 機器本体を接地すること。

カ 2.1 (1) ア (イ) を撤去した場所に請負者手配のブランクパネルを設置すること。

(2) 空中線の設置

2.1 (2) イの空中線撤去跡に屋外装置 (NAF-253GM) を設置すること。

(3) ケーブルの設置

ア 屋外装置と屋内装置の間に、請負業者手配の同軸ケーブル (CFQ-3922A、40m) と付属の変換ケーブル (7ZCSC0212、1 m) を接続のうえ敷設し、各機器を接続すること。

なお、ケーブルの敷設は可能な限り既設貫通口を再利用すること。

イ 船橋に設置した外部ブザー及びリモートディストレスボタンから通信室まで、請負者手配の信号ケーブル (MPYC-4、TTYCSLA-4、各 35m) を敷設し、それぞれ接続箱と接続すること。

ウ 設置した接続箱と電気機器室設置の GPS 分配器 (MD-550) を請負者手配の信号ケーブル (TTYCSLA-1、25m) を敷設し、接続すること。

エ 設置した電源ユニットと通信室設置の配電盤を、既設の AC100V 及び DC24V 電源ケーブルにより接続すること。

3 付帯

次について、取外し、復旧すること。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 天井内張り | 10 m ² |
| (2) 蛍光灯 | 4 個 |

4 機器調整等

4.1 機器調整

- (1) 試験調整に先立ち、事前に海事衛星通信装置 C 型及び中短波・短波通信装置 (CMHS250A) の各配線接続を確認すること。なお、誤接続が認められた場合には、手直しを行うこと。
- (2) 試験調整に必要な測定器等については、請負者にて事前に準備し、適正に較正されているものを使用すること。
- (3) 各装置の調整については、製造業者若しくは精通した技術者又は同等の技術を持つと認められる技術者が実施すること。

4.2 試験調整

監督職員と打ち合わせを実施した後、製造業者若しくは当該機器に精通した技術者等により行い、性能を十分得られるように実施すること。

4.3 データ取得

船舶地球局の海事衛星通信装置 C 型設置にかかる電波法に規定する無線局検査事前データ (ブロッキングチャートを含む。) を作成し、関東総合通信局及び監督職員に提出のうえ、無線局工事落成検査を受検、合格すること。

4.4 書類提出

無線局工事落成検査合格後、次の書類を提出すること。

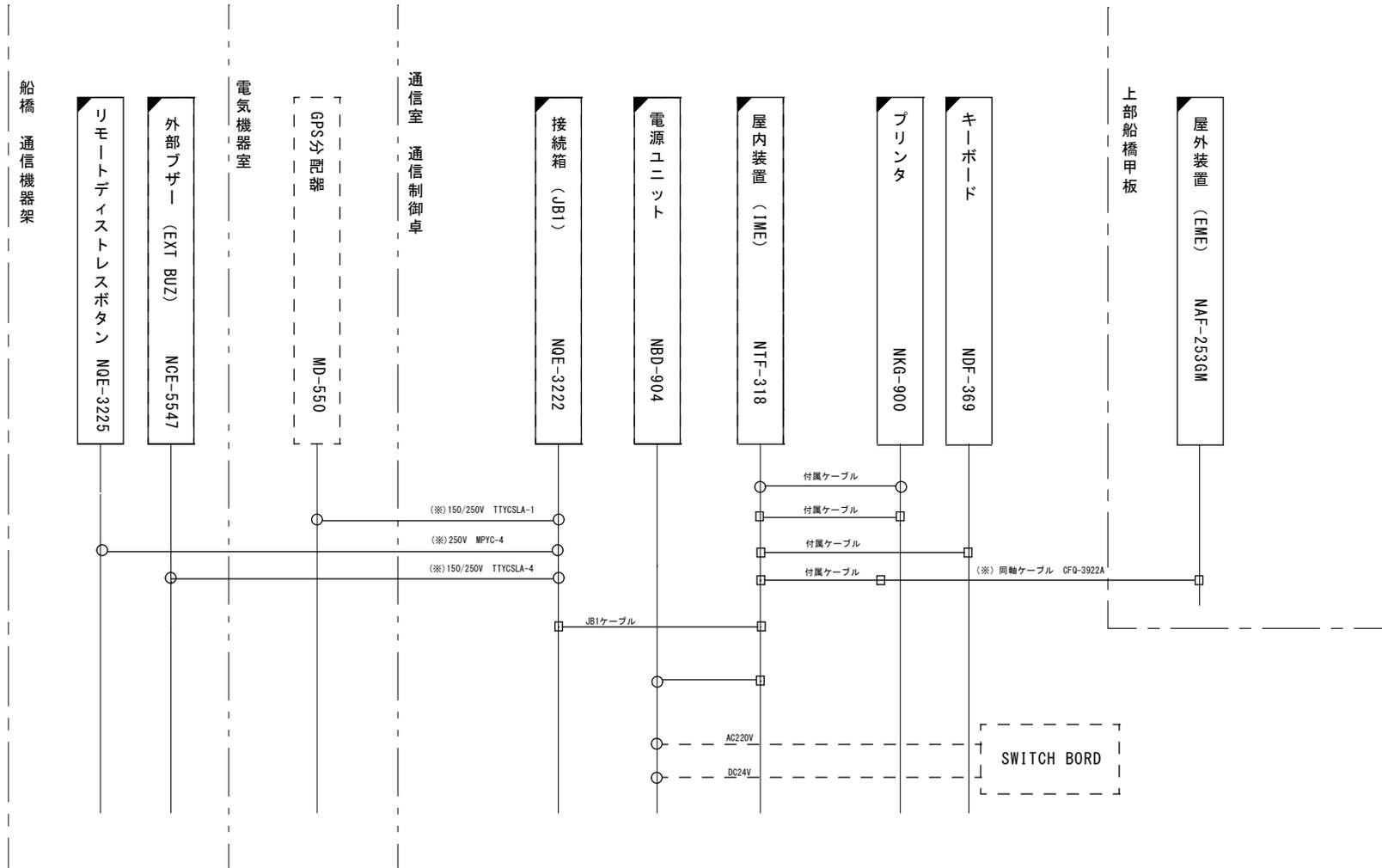
ア 関東総合通信局長発行の無線局検査結果通知書

1 部 (本船あて)

イ 登録検査等事業者作成の点検実施報告書等

2 部 (本船及び海上保安庁総務部情報通信課あて)

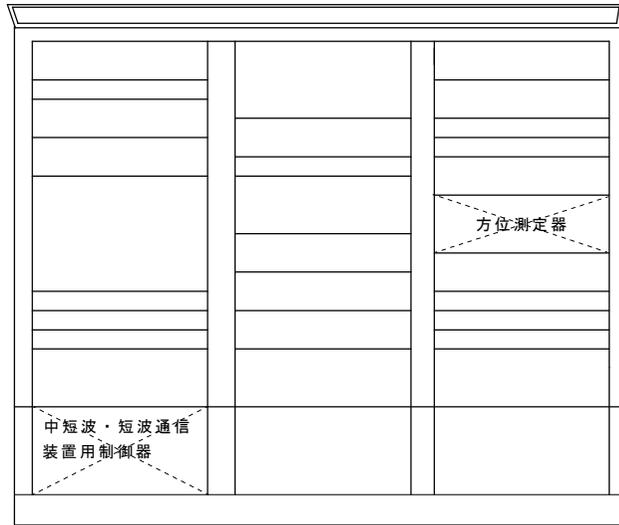
海事衛星通信装置 (C型) 機器間相互接続図



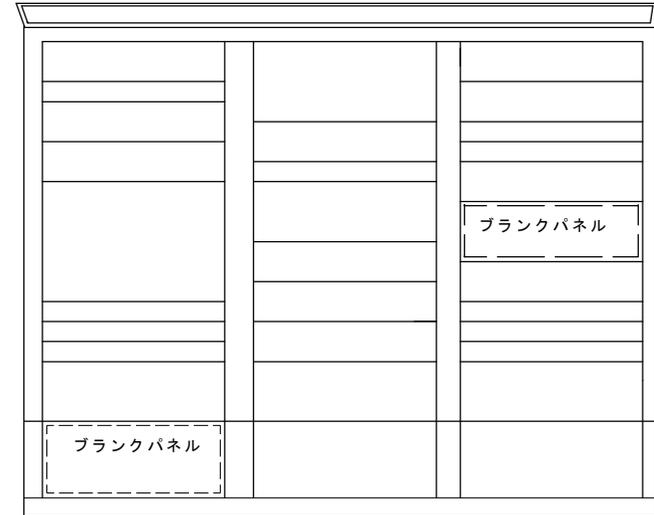
- 凡例
- 敷設通信ケーブル、電源ケーブル
 - - - 既設通信ケーブル・電源ケーブル
 - /○ コネクタ接続／端子接続
 - /○ (with diagonal line) 既設コネクタ／既設端子
 - ▭ 換装機器及び設置機器
 - - - (dashed box) 既設機器
 - (※) 請負業者手配

図面名	海事衛星通信装置 (C型) 機器間相互接続図		
縮尺	—	図番	1
作成年月	令和 4 年 4 月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

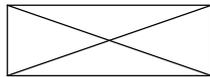
天洋機器配置図



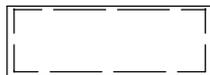
改修前



改修後



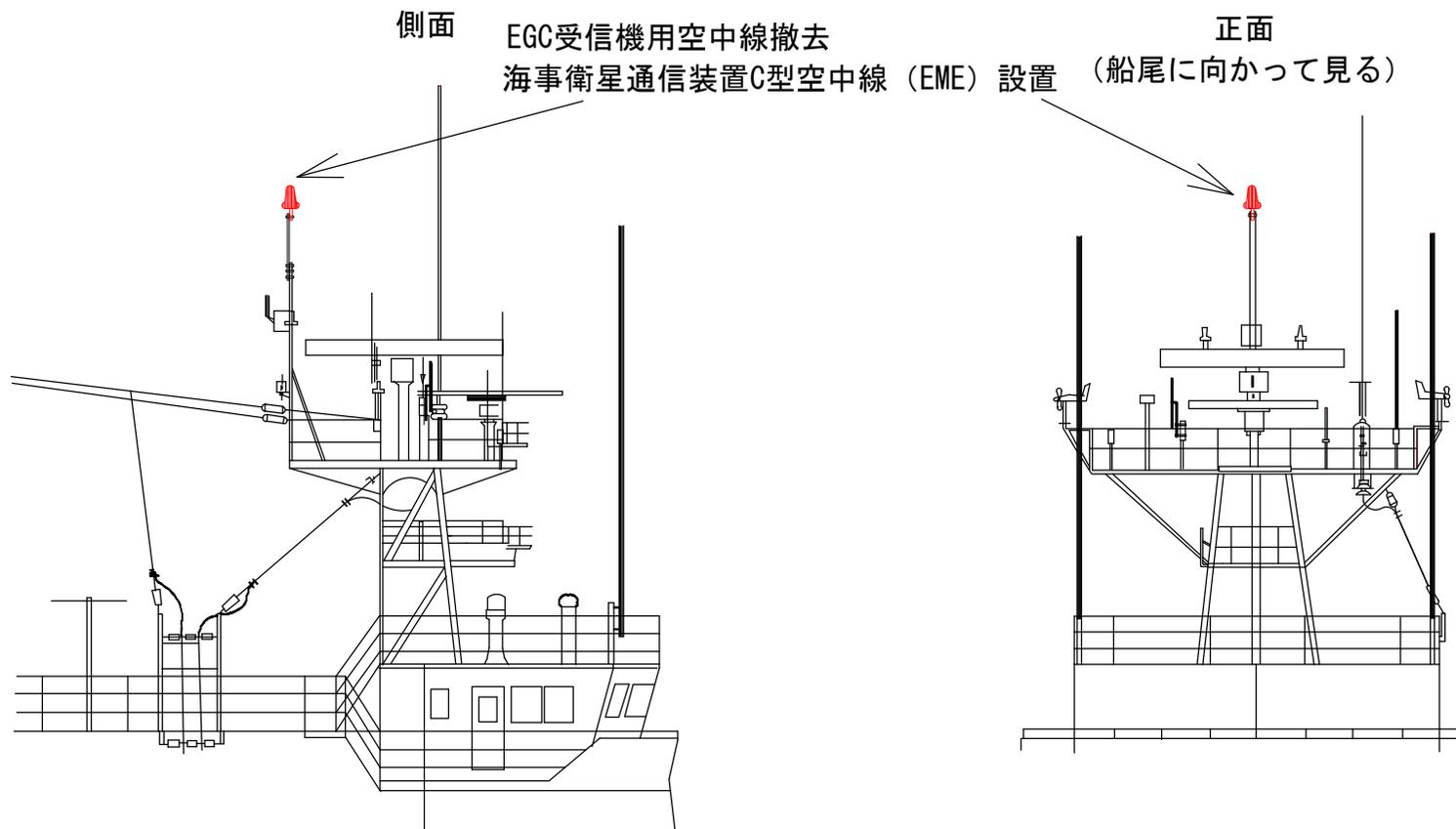
: 撤去機器



: 新設機器

図面名	天洋機器配置図		
縮尺	—	図番	2
作成年月	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信科		

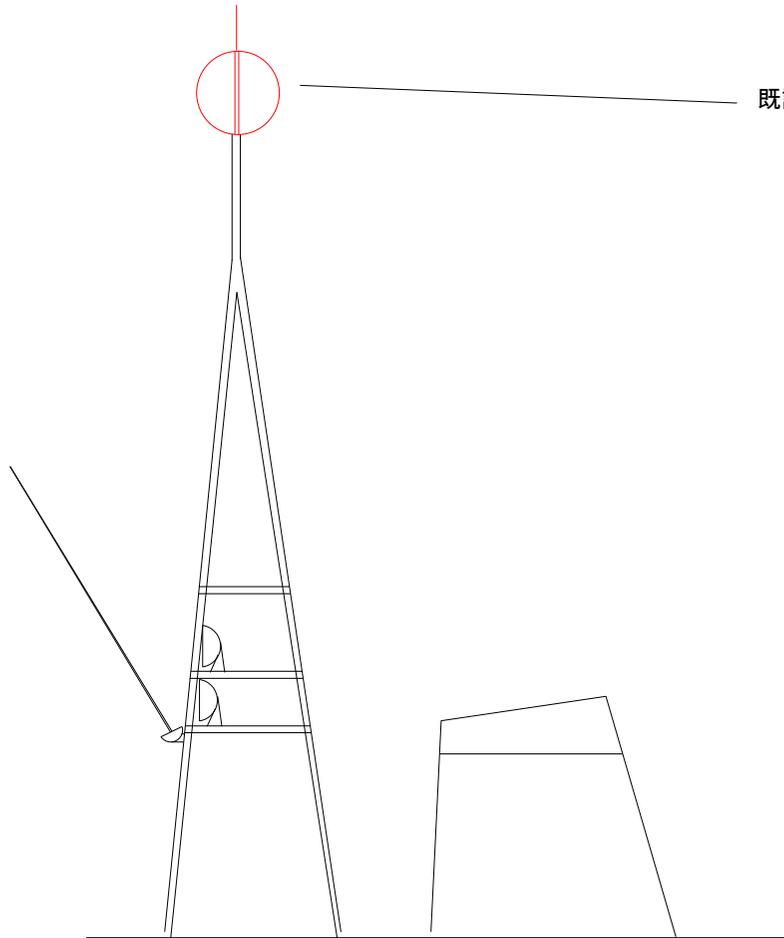
天洋空中線展張図（前部マスト）



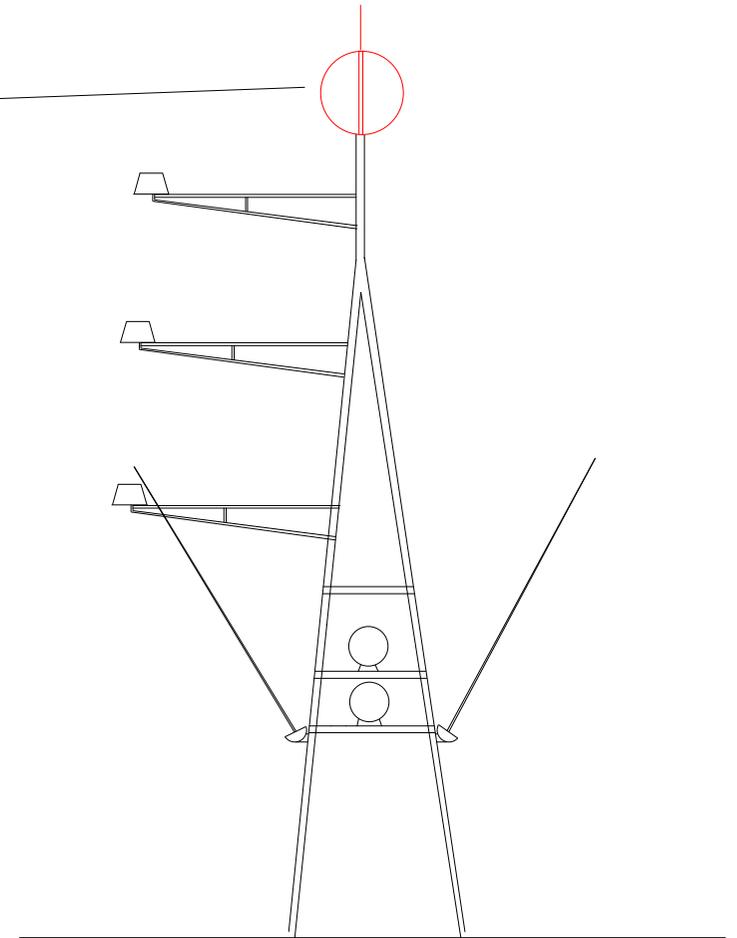
図面名	天洋空中線展張図（前部マスト）		
縮尺	—	図番	3
作成年月日	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

天洋空中線展張図（後部マスト）

側面



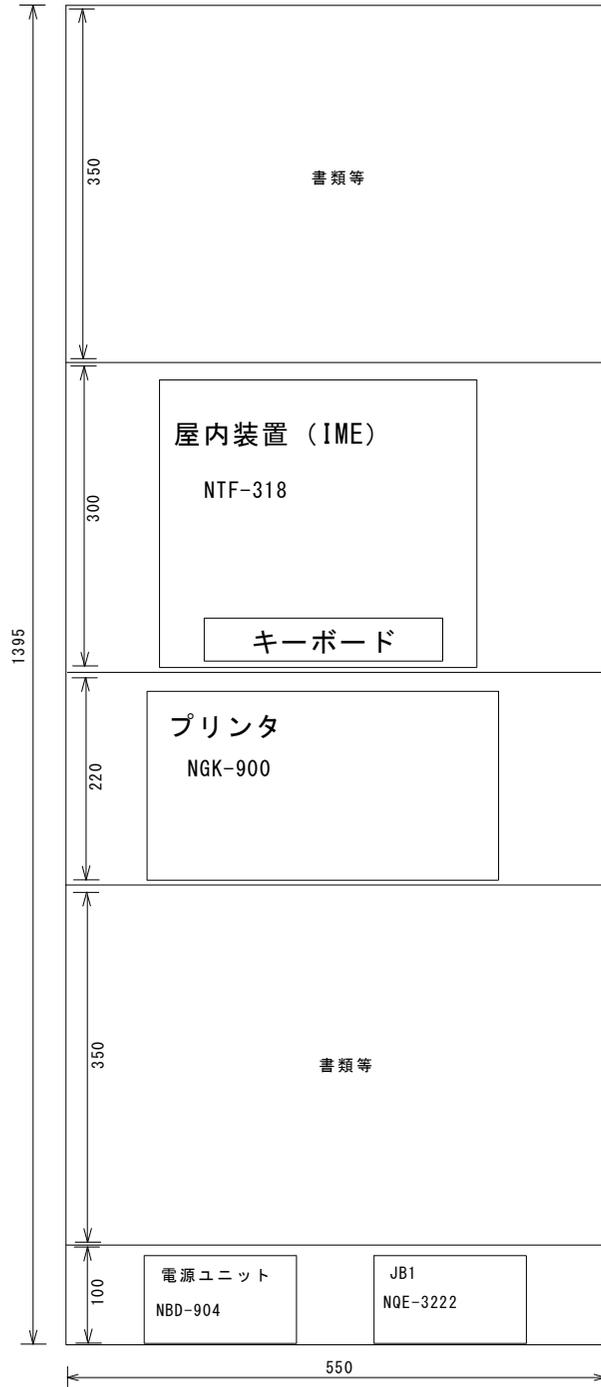
正面
(船尾に向かって見る)



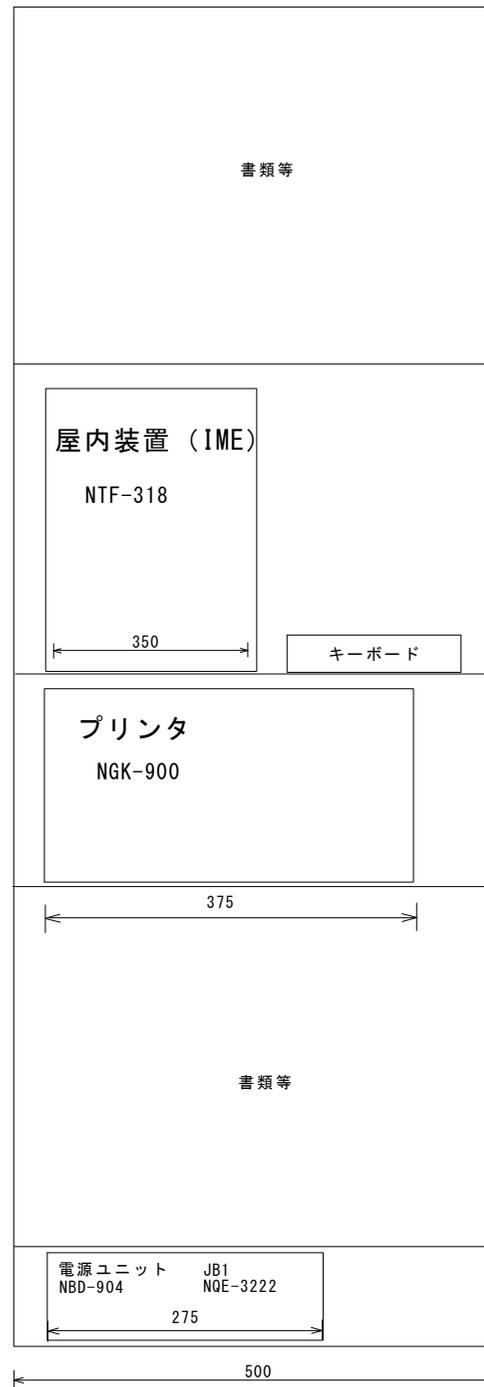
既設方位測定器用アンテナ撤去

図面名	天洋空中線展張図（後部マスト）		
縮尺	—	図番	4
作成年月	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

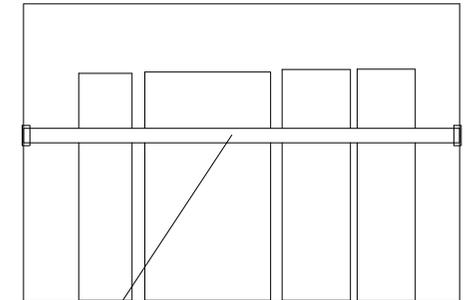
正面



側面



※各棚の転落防止措置



図面名	天洋通信室後方棚 外観図		
縮尺	—	図番	5
作成年月	令和4年5月		
作成者	海上保安庁 情報通信課		

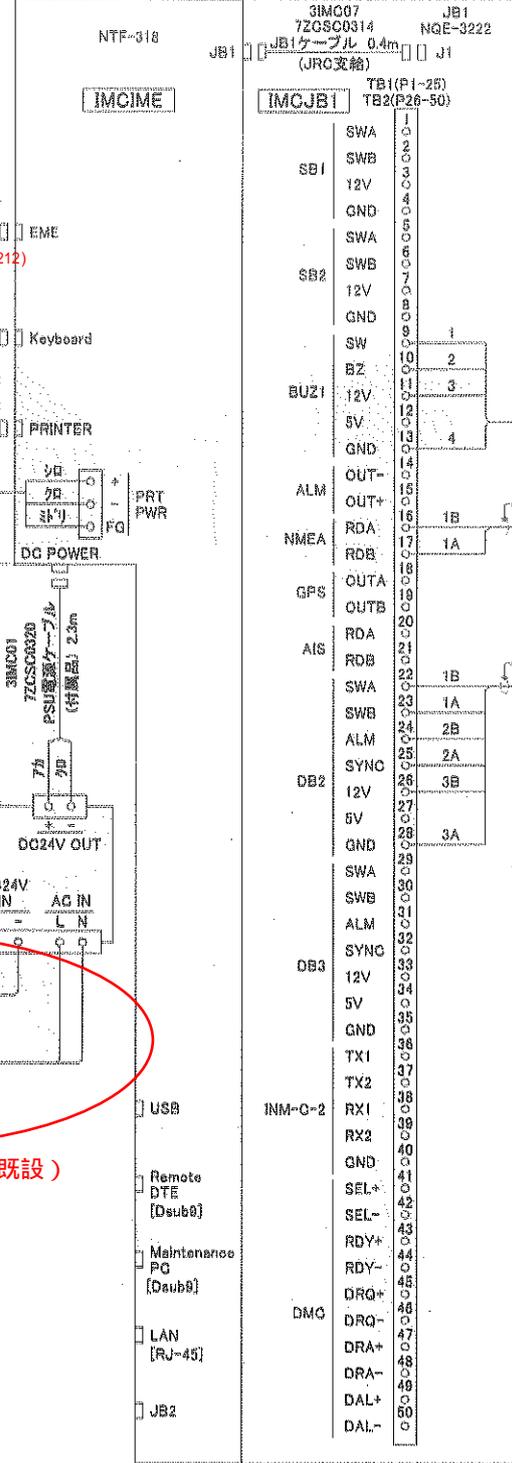
2. 結線図

前部マスト

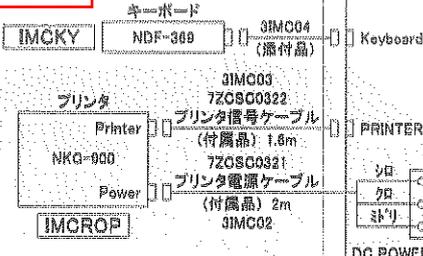


通信室 (棚)

屋内装置 (IME) ディストレスボタン付



通信室 (棚)



MF/HFの電源ケーブル使用 (既設)

船橋

GPS分配器
電気機器室

船橋

* 造船所取付手配

JUE-87 INMARSAT-C 結線図